

平成 1 7 年度

包括外部監査の結果報告書

「水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の
執行及び経営に係る事業の管理について」

岐阜市包括外部監査人

加藤 博

目 次

第1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部署	1
5. 監査の実施期間	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件を選定した理由	2
8. 外部監査の方法	2
9. 利害関係	2
第2. 監査対象の事業内容	3
・ 機構図	3
・ 岐阜市の水道事業の概要	4
1. 水道事業の沿革	5
2. 水道事業の概要	7
3. 施設の概要	12
4. 水道事業の経営分析	15
・ 岐阜市の下水道事業の概要	20
1. 下水道事業の沿革	21
2. 下水道事業の概要	22
3. 施設の概要	25
4. 下水道事業の経営分析	26
第3. 外部監査の結果	32
・ 料金関係について	32
・ 収納事務について	56
・ 入札・契約について	71
・ 固定資産について	99
・ たな卸資産について	111
・ 企業債について	114
・ 一般会計繰入金について	119
・ 引当金について	130
・ 人件費関係について	137
・ 平成13年度包括外部監査の結果に対する措置の状況	141

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2．特定の事件（監査のテーマ）

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3．監査対象年度

平成16年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

4．監査対象部署

岐阜市上下水道事業部

5．監査の実施期間

平成17年7月27日から平成18年2月27日まで

6．包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

加藤 博 公認会計士

補助者

後藤 等 公認会計士

安藤 泰行 公認会計士

轟 芳英 公認会計士

豊田 裕一 公認会計士

後藤 篤志 公認会計士

近藤 繁紀 公認会計士

高橋 英明 公認会計士

廣瀬 悟道 公認会計士

下條 俊幸 公認会計士

稲垣安紀子 会計士補

古田 友三 弁護士

7. 特定の事件を選定した理由

水道及び下水道は、市民生活の営みに深く関係しており重要なライフラインであり、これらに関連する事業の予算金額も大きい。

岐阜市の水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法の適用を受け地方公営企業として経営している事業である。そのため、受益者負担及び独立採算を原則とした事業運営が求められ、経済的、効率的かつ安定した事業運営がなされているかは、市民の重要な関心事となっている。

水道及び下水道は、料金として市民に直接影響することもあり、市民の関心度は高く、全市民への影響も大きいと考える。

そこで、これらの事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を検討することが必要と判断し監査のテーマとした。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について合規性及び経済性、効率性の観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

料金等の徴収に係る事務処理は適切になされているか。また、債権の管理は適切に執行されているか

料金設定の基準となる原価計算は適切になされているか

契約事務は適切になされているか

資産の管理は適切になされているか

会計処理は適切になされているか

経営・事務の効率化が図られているか

平成13年度外部監査の指摘事項に対する措置の状況は適切か

(2) 主な監査手続

「8. 外部監査の方法(1) 監査の要点」に従い、主に実施した監査手続は以下のとおりである。

質問により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法、予算の執行状況等を概括的に調査した。

上記を踏まえたうえで、事業の管理及び財務事務の執行状況について関係帳票、証拠書類等を閲覧、照合した。

現場視察及び現況を調査した。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

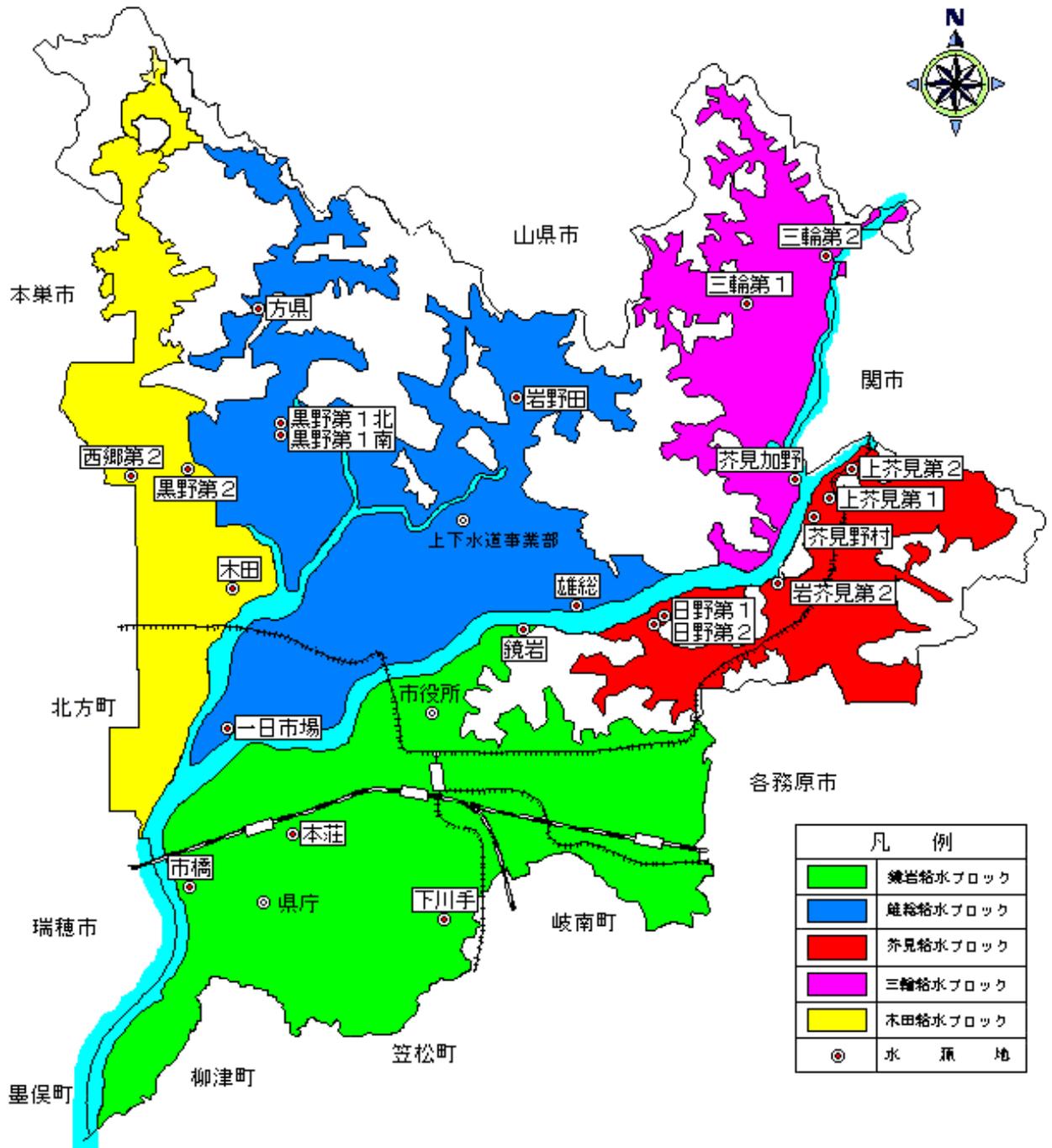
(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第2. 監査対象の事業内容

. 機構図 (平成17年4月1日現在, 定数は、管理者を含め214人)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 (上下水道事業部長兼務)			
施設建設審議監			
検査監			
上下水道事業政策室 上下水道事業政策室長	21人	経営政策グループ 施設計画グループ 庶務グループ 財政グループ 契約グループ 出納グループ	3人 5人 4人 3人 3人 2人
営業室 営業室長	36人	管理グループ 料金グループ 計測グループ 収納グループ 負担金グループ 設備グループ 普及グループ	3人 6人 6人 6人 3人 9人 2人
上水道事業室 上水道事業室長	18人	拡張グループ 改良グループ	8人 9人
下水道事業室 下水道事業室長	18人	拡張グループ 改良グループ 基盤整備部河川室派遣	11人 4人 2人
施設室 施設室長	68人	施設グループ	16人
(鏡岩水源事務所) (11人) 鏡岩水源事務所長		施設管理グループ	10人
(中部プラント) (14人) 中部プラント所長		施設管理グループ	13人
(北部プラント) (20人) 北部プラント所長		施設管理グループ 北西部施設グループ れんが施設グループ	13人 4人 2人
(南部プラント) (6人) 南部プラント所長		施設管理グループ	5人
水質管理室 水質管理室長	9人	水質検査グループ 水質指導グループ	5人 3人
維持管理室 維持管理室長	41人	管理グループ 水道維持グループ 水道修繕グループ 下水道維持グループ 立会グループ	3人 9人 14人 6人 8人

・岐阜市の水道事業の概要



1. 水道事業の沿革

(1) 沿革

岐阜市は、清流長良川畔に発達した都市で地下水は良質かつ豊富であったが、大正10年頃から識者の間に理想的衛生都市建設のため水道施設の必要性が唱えられ、市においても大正12年以降専門学者の意見を求める一方、先進都市を視察するなど調査検討の結果、長良川左岸（鏡岩水源地）に浅井戸を設け、伏流水を水源とした旧岐阜市南部地域にわたる給水計画を創案し、昭和3年に第1期事業を着手した。続いて、昭和5年には、第2期事業として長良川左岸旧市北部地域の事業に着手した。

大戦のため給水区域の拡張は中断していたが、戦後の市域拡大と観光都市としての市勢発展に伴い、文化衛生都市として水道の必要性が急速に高まり、昭和24年に第3期事業として加納地区を区域に編入し、続いて昭和26年に第4期事業として長良川右岸（雄総水源地）に浅井戸を設け、長良川以北地域の事業にも着手した。

以後、市勢の発展は旧市街周辺への人口増加をきたし、当該地区の水道に対する要望が強くなり、昭和30年には第5期事業として最も人口増加の著しい本荘、三里、島地区の事業に着手したが、その周辺地区でも水道に対する要望が強くなり、昭和32年に本計画を変更し区域を拡大した。

その後、人口増加と高度成長による生活様式の近代化及び産業の発展が著しい水需要の増加を促したことから、昭和43年に将来を展望して第6期事業に着手し、昭和46年には一部計画を変更して事業を進めたが、オイルショック等による経済情勢の激変により計画の見直しを行い、昭和54年に第6期事業2次変更として事業を進めることとなった。

以後、浄水の供給体制をさらに拡張するため、昭和56年には本荘水源地が完成して鏡島、三里、本荘及び市橋地区の一部に給水を開始、翌昭和57年には下川手水源地が完成して加納及び厚見地区の一部に給水を開始するとともに、市内配水管網の整備拡充も併せて進めた。

その後も未給水区域であった市南部地域の住民からの要望が強くなり、給水量の増加による新水源地の建設及び増設等が必要となった。このため、昭和59年には第7期事業に着手し事業を進めたが、上水道区域に隣接する簡易水道区域の著しい人口の増加に対応するとともに、上水道として総合的に整備し安定供給を図るため、昭和62年には第7期事業1次変更として32箇所の簡易水道のうち24箇所を上水道に統合した。平成4年には市橋水源地の1期工事が完成し給水を開始している。

市西部の未給水区域では良質の地下水に恵まれ、自家井戸で飲料水を賄ってきたが、水道の整備が強く望まれてきたことから、平成5年に第8期事業に着手し、給水区域の拡張と8箇所の簡易水道のうち3箇所について上水道へ統合し、計画管路の耐震化及び鏡岩等の配水池の建設等による安定給水を目指した。続いて平成11年

に第8期1次変更として、市給水区域全域を5つのブロックに分離した水源計画によって安定給水を目指すとともに、5箇所の簡易水道のうち3箇所について上水道へ統合した。

平成17年に第9期事業として、経営の健全化を図るため計画給水人口及び給水量の見直しを行うとともに、簡易水道（残る2箇所）を上水道へ統合した。

(2) 経緯

内訳 期別	着工 (年月日)	完成 (予定) (年月日)	工事費 (千円)	計画 給水人口 (人)	厚生省 認可 (年月)	追加給水区域
第1期 (創設)	S3.12.8	S9.3.11	820	55,000	S3.10	旧市南部区域
第2期	S6.6.22	S10.3.31	662	125,000	S5.11	旧市北部区域
第3期	S24.8.13	S27.3.31	34,988	148,000	S25.4	加納の一部区域
第4期	S27.2.28	S31.3.31	111,741	125,000	S26.7	長良及び鷺山の一部区域
第5期	S31.1.5	S41.3.31	600,000	192,000	S30.7 (S32.3 変更)	加納、加納西、 本荘、長森南、 長良西、則武及 び早田区域 長森北、鏡島、 厚見、三里、市 橋、島、岩野田 及び常磐の一部 区域
第6期	S43.4.1	S53.3.31	4,800,000	334,000	S43.3 (S46.3 変更)	鏡島、三里、市 橋、厚見、茜 部、鶉、島及び 城西区域
第6期 (2次変 更)	S54.4.1	S59.3.31	3,000,000	295,000	S54.3	金華、京町、明 徳、本郷、徹 明、梅林、白 山、華陽、木之 本及び長良小学 校区一円並びに 長良東、長森西 及び黒野小学校 区の一部区域
第7期	S59.4.1	H8.3.31	9,200,000	295,000	S59.3	長森西及び日置 江小学校区一円

第 7 期 (1次変更)	S62. 4. 1	H8. 3. 31	10,470,000	386,700	S62. 3	日野、鷲山、常磐、長森北、長森東、岩野田、岩野田北、黒野、岩、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南及び三輪北小学校区一円並びに木田、西郷及び網代小学校区の一部の区域
第 8 期	H5. 8. 27	H21. 3. 31	27,430,000	397,000	H5. 8	木田、西郷、七郷及び合渡小学校区一円並びに方県小学校区の一部の区域
第 8 期 (1次変更)	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000	400,400	H11. 10	長良東、網代、芥見東小学校区の一部の区域及び本巣郡本巣町の一部の区域
第 8 期 (1次変更)	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000	400,400	H15. 7 (届出)	羽島郡岐南町の一部の区域
第 9 期	H17. 3. 18	H26. 3. 31	16,370,000	374,600	H17. 3	方県小学校区一円並びに網代及び芥見東小学校区の一部の区域

2 . 水道事業の概要

(1) 概要

岐阜市水道の水源は、水道給水区域で鏡岩をはじめ 23 箇所（予備 2 箇所含む）の水源があり、各配水系統を区分して給水している。水源は水質が極めて良質で、一部を除き浄水施設はなく、地下水を直接ポンプ揚水し、次亜塩素酸ナトリウム滅菌を施し給水している。

なお、残る 2 箇所の簡易水道の上水道への統合並びに計画給水人口及び給水量の見直しを主とした第 9 期拡張事業は、平成17年3月に事業認可を取得し、現在事業を進めている。

第9期拡張事業

(ア) 計画の規模

目 標 年 次		平成25年度	(平成20年度)						
給 水 区 域 面 積		13,130ha	(12,480ha)						
計 画 給 水 人 口		374,600人	(400,400人)						
計 画 普 及 率		90.4%	(97.0%)						
計 画 給 水 量	1日平均給水量	154,800m ³	(175,900m ³)						
	1日最大給水量	191,200m ³	(225,000m ³)						
施 工 年 次		平成16年度～平成25年度							
総 事 業 費		163.7億円	<table border="0"> <tr> <td>起 債</td> <td>114.710億円</td> </tr> <tr> <td>国庫補助</td> <td>14.100億円</td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>34.890億円</td> </tr> </table>	起 債	114.710億円	国庫補助	14.100億円	自己資金	34.890億円
起 債	114.710億円								
国庫補助	14.100億円								
自己資金	34.890億円								
事 業 内 容		下記(イ)の実施状況全体計画値のとおり							

注：()は前期拡張計画値。

(イ) 実施状況

平成16年度を初年度とし、10か年計画で出発した第9期拡張事業は、年次計画に基づき施工中である。

なお、計画値及び進捗状況は次のとおりである。

区 分	全体計画値	平成16年度末までの実績	進捗率
配水管布設 工 事 費	500～50mm = 93,350m 4,332,878千円	= 23,823m 574,061千円	13.2%
原水及び 浄水設備 工 事 費	浄水施設工事及び 配水池築造工事他 10,837,374千円	芥見野村水源地整備工事ほか 202,751千円	1.9%
事 務 費	1,199,748千円	91,637千円	7.6%
計	16,370,000千円	868,449千円	5.3%

注1：消費税込みの数値である。

注2：平成16年度までの実績は、平成15年度繰越を含み平成16年度繰越を含まない。

水道整備事業

(ア) 計画の規模

高普及時代を迎えた水道は、ライフラインとしての役割が大きくクローズアップされており、未給水区域の解消はもとよりおいしい水を安定して給水するための施設づくりが強く求められている。既に創設以後60年以上が経過し、昭和30年以前に布設された鑄鉄管あるいは昭和30年代に使用された石綿管等が、赤水の発生や破裂事故の一因ともなっている現況に鑑み、これまでも老朽管等の布設替えを実施してきたが、さらに急を要する課題となったため平成7年度に既設配水管等の診断を行い、第2期整備計画を策定して事業に着手した。

平成10年度には、石綿管の早期更新と老朽管及び水源施設の更新増による基幹設備の早期充実を図るため、第2期1次変更整備計画を策定し事業に着手した。

計画概要は次のとおりである。

目 標	年 次	平成16年度
施 工	年 次	平成7年度～平成16年度
総 事 業 費		20,340,000千円
事 業 内 容		下記(イ)の実施状況全体計画値のとおり

(イ) 実施状況

平成7年度を初年度とした10か年計画の水道整備事業は、年次計画に基づき施工中である。

なお、計画値及び進捗状況は次のとおりである。

区 分		全体計画値	平成16年度までの実績	進捗率
水 道 給水区域	配水管 整備	= 240,363m 17,741,292千円	= 352,192m 16,200,161千円	91.3%
	水 源 整備	ポンプ整備ほか 806,757千円	雄総水源地ポンプ整備 工事ほか 844,792千円	104.7%
簡易水道 給水区域	配水管 整備	= 5,000m 287,113千円	= 6,681m 227,797千円	79.3%
	水 源 整備	ポンプ取替工事ほか 28,887千円	方県水源地ポンプ取替 工事ほか 21,875千円	75.7%
事 務 費		1,475,951千円	1,275,874千円	86.4%
計		20,340,000千円	18,570,499千円	91.3%

注1：簡易水道給水区域についても一括記載。

注2：消費税込みの数値である。

注3：平成16年度までの実績は、平成15年度繰越を含み平成16年度繰越を含まない。

(2) 配水量及び有収水量等

配水量及び有収水量等の推移

区 分	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	
配水量	53,208,469	53,194,593	53,601,011	52,718,477	52,992,965	
m ³	上水給水区 域	52,421,118	52,343,355	53,228,616	52,312,824	52,638,256
	簡水給水区 域	787,351	851,238	372,395	405,653	354,709
1日最大配水量	167,884	167,301	170,656	164,237	162,276	
m ³	上水給水区 域	165,371	164,552	169,522	162,461	161,203
	簡水給水区 域	2,688	2,894	1,563	2,010	1,324
1日最大配水月日	7月21日	7月25日	8月1日	9月3日	7月28日	
有収水量	40,150,497	40,019,529	39,852,768	39,286,505	39,676,466	
m ³	上水給水区 域	39,509,274	39,396,888	39,579,805	39,031,237	39,415,942
	簡水給水区 域	641,223	622,641	272,963	255,268	260,524
有収率	75.46	75.23	74.35	74.52	74.87	
%	上水給水区 域	75.37	75.27	74.36	74.61	74.88
	簡水給水区 域	81.44	73.15	73.30	62.93	73.45
給水人口	349,149	349,569	350,618	350,851	350,930	
人	上水給水区 域	344,878	345,407	348,555	348,785	348,863
	簡水給水区 域	4,271	4,162	2,063	2,066	2,067
1人1日最大配水量	481	479	487	468	462	
L	上水給水区 域	480	476	486	466	462
	簡水給水区 域	629	695	758	973	641
1人1日平均配水量	418	417	419	411	414	
L	上水給水区 域	416	415	418	410	413
	簡水給水区 域	505	560	495	536	470

水源別配水量及び有収水量

イ 上水道給水区域

ブロック 区分	水源地名	配水量 (m ³)	1日最大 配水量 (m ³)	日最大 配水日	有収水量 (m ³)	有収率 (%)	給水 人口 (人)
鏡 岩 水 源	鏡岩水源地	16,396,092	50,840	8/4	11,646,202	71.03	97,157
	本荘水源地	3,514,207	11,337	7/9	2,578,121	-	-
	市橋水源地	3,097,542	9,173	7/9	2,195,613	-	-
	下川手水源地	2,304,630	7,025	7/22	2,367,536	-	-
	小計	8,916,379	27,367	7/9	7,141,270	80.09	77,895
	ブロック計	25,312,471	78,117	11/16	18,787,472	74.22	175,052
雄 総 水 源	雄総水源地	10,940,389	33,634	7/28	8,188,555	74.85	77,818
	一日市場水源地	74,429	250	8/10	68,442	91.96	927
	黒野第1水源地	1,661,819	5,326	7/28	1,457,232	87.69	10,923
	岩野田給水区	2,289,214	7,849	3/4	1,674,939	-	-
	常磐給水区	1,211,700	3,831	12/30	752,793	-	-
	小計	3,500,914	11,252	3/4	2,427,732	69.35	19,245
ブロック計	16,177,551	49,581	7/28	12,141,961	75.05	108,913	
芥 見 水 源	芥見野村水源地	2,051,211	7,288	2/2	829,113	-	-
	上芥見第1水源地	667,090	2,143	10/21	592,077	-	-
	上芥見第2水源地	955,800	3,648	11/16	944,132	-	-
	岩芥見水源地	313,921	3,029	4/10	685,219	-	-
	小計	3,988,022	12,376	12/28	3,050,541	76.49	24,176
	日野水源地	1,321,437	4,100	7/29	1,151,874	87.17	7,939
ブロック計	5,309,459	16,304	12/28	4,202,415	79.15	32,115	
三 輪 水 源	三輪第1水源地	1,428,449	4,830	7/15	821,236	-	-
	三輪第2水源地	414,161	1,867	8/8	576,755	-	-
	関市からの受水	31,893	104	12/30	-	-	-
	小計	1,874,503	6,593	7/15	1,397,991	74.58	11,754
	芥見加野水源地	1,369,053	5,356	8/20	992,328	72.48	7,916
	ブロック計	3,243,556	11,212	7/15	2,390,319	73.69	19,670
木 田 水 源	木田水源地	536,375	2,033	8/27	421,192	78.53	3,758
	西郷水源地	1,529,880	4,864	5/14	991,632	64.82	5,509
	黒野第2水源地	528,964	1,739	7/24	480,951	90.92	3,846
	ブロック計	2,595,219	8,159	12/30	1,893,775	72.97	13,113
合 計		52,638,256	161,203	7/28	39,415,942	74.88	348,863

□ 簡易水道給水区域

水源地名	配水量 (m ³)	1日最大 配水量 (m ³)	日最大 配水日	有収水量 (m ³)	有収率 (%)	給水 人口 (人)
上難倉水源地	6,322	69	2/18	6,127	96.92	88
方県水源地	348,387	1,301	10/22	254,397	73.02	1,979
合 計	354,709	1,324	10/22	260,524	73.45	2,067

八 給水区域別配水量及び有収水量等

水源地名	配水量 (m ³)	1日最大 配水量 (m ³)	日最大 配水日	有収水量 (m ³)	有収率 (%)	給水 人口 (人)
上水道合計	52,638,256	161,203	7/28	39,415,942	74.88	348,863
簡易水道合計	354,709	1,324	10/22	260,524	73.45	2,067
総 計	52,992,965	162,276	7/28	39,676,466	74.87	350,930

3. 施設の概要

(1) 上水道給水区域

岐阜市の水道は、昭和3年に長良川の伏流水を水源とした鏡岩水源地の建設工事に着手以来、雄総、粕森、本荘、下川手の5箇所の水源地で各配水系統に区分して直間接方式で給水してきたが、昭和62年4月には簡易水道事業の水道部への統合に伴い、旧32簡易水道地域の内、24箇所の簡易水道（下奈良、爪、茜部、鶉、今嶺藪田、日置江、前一色、水海道、岩芥見、上芥見第1、上芥見第2、芥見加野、岩井、岩野田、黒野第1、黒野第2、柿ヶ瀬、西郷、日野、常磐、芥見野村、三輪第1、三輪第2、志段見）を上水道区域に統合した。平成4年度には市橋水源地での給水を開始、平成6年4月には3地域の簡易水道（石谷、木田、一日市場）を上水道区域に統合、平成8年4月、平成11年10月には水道事業に隣接する曾我屋地区、河渡地区の簡易水道事業を上水道給水区域に統合してきた。こうした統廃合の中、平成5年度には粕森水源地の廃止、平成6年12月には茜部水源地と下川手水源地間、平成8年1月には下川手、本荘、市橋水源地間の相互給水を行い、平成8年4月には旧第1給水区域と旧第2給水区域を上水道給水区域として統合し、更に岩井、柿ヶ瀬、前一色、爪、今嶺・藪田、志段見、下奈良、水海道、石谷、茜部、常磐、西郷第1及び旧木田水源地を順次休廃止してきた。一方、平成9年8月に芥見西山団地加圧施設が完成、平成10年9月に岐阜環状線建設工事に伴う日野第2水源地の移設工事が完成、平成12年3月に芥見配水池及び木田水源地が浄水設備を含め完成、平成12年8月に栗野台加圧施設が、平成14年3月には鏡岩配水池、木田水源地の2号井が完成しそれぞれ稼働を開始している。また平成13年4月に古津区域を上水道区域へ統合、平成14年2月に鶉区域を、平成15年4月には

日置江区域をそれぞれ市橋区域へ統合し鶺水源地を休止、日置江水源地を廃止した。更に、平成14年4月には則松区域を上水道区域へ統合の上、則松加圧施設を稼働開始、平成16年3月には、木田水源地内に木田配水池及び配水施設が完成、運転を開始したのに伴い曾我屋、河渡区域を木田区域へ統合し、曾我屋水源地、河渡水源地を休止、翌16年度廃止した。また平成16年4月には芥見野村水源地から岩芥見加圧施設への送水を開始し、岩芥見第1水源地を廃止した。平成16年度末現在、鏡岩水源地をはじめ21箇所の水源地が稼働している。これらの水源地では伏流水又は地下水を取水してポンプ直送方式と高地に設置の配水池を利用する直間接方式で給水し、平成4年度から順次設置し平成12年度に設置完了した監視装置により、鏡岩水源地から各無人水源地、加圧施設の監視を行っている。

水源施設

水源地名	所在地	標高 (m)	設立年月	用地面積 (㎡)	取水可能量 (㎡/日)	計画取水量 (㎡/日)
鏡岩水源						
鏡岩	鏡岩 408 - 2	23.0	S3.12	12,048	80,311	64,400
本荘	本荘海草 3533 - 2	10.0	S56.5	3,510	16,400	12,000
市橋	下奈良 1 - 28 - 1	9.6	H4.6	9,987	12,000	10,000
下川手	西川手 3 - 95	9.5	S57.7	801	17,700	7000
雄総水源						
雄総	雄総桜町 2 - 16 - 2	22.0	S27.2	9,401	62,337	44,400
一日市場	一日市場 1 - 215	12.0	S36.3	294	2,736	2,800
黒野第一(北)	大学北 2 - 62	14.2	S36.8	369	5,760	0
黒野第一(南)	大学北 2 - 26	14.1	S36.8	361	4,032	0
岩野田(第1)	粟野西 1 - 124	21.8	S35.3	416	5,184	11,700
岩野田(第2)	粟野西 1 - 38	22.2	S35.3	1,081	15,500	11,700
芥見水源						
芥見野村	祇園 1 - 119	32.3	S36.3	374	8,640	18,100
上芥見第1	上芥見 222	32.2	S34.10	314	2,088	2,000
上芥見第2	芥見大退 1 - 165	32.2	S48.4	705	6,048	1,500
岩芥見第2	岩田西 3 - 285	29.2	S34.8	456	3,312	0
日野(第1)	日野北 1 - 6 - 19	23.4	S33.2	147	3,960	0
日野(第2)	日野北 1 - 5 - 11	22.3	H10.9	251.6	2,880	0
三輪水源						
三輪第1	太郎丸字榎木 4 - 2	38.8	S35.10	541	6,336	6,100
三輪第2	三輪宮西 323	43.1	S35.10	565	2,880	5,000
芥見加野	加野字東畑 42	32.1	S40.3	320	8,352	0
木田水源						
木田	木田 2 - 128 - 1	13.5	H12.3	3,435	8,900	10,400
西郷第2	中西郷 2 - 34	20.8	S30.7	258	2,880	4,800
黒野第2	小野 6 - 5	18.5	S33.10	337	1,541	0

予備（休止）水源施設

水源地名	所在地	取水可能量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）
西郷第 1 水源地	中西郷 4 - 52	1,008
網代北第 1 水源地	秋沢 2 - 81	1,827

（ 2 ）簡易水道給水区域

昭和 6 2 年 4 月の簡易水道事業の水道部への統合に伴い、旧 3 2 簡易水道区域のうち 2 4 区域の簡易水道を、平成 6 年 4 月には 3 地域の簡易水道（石谷・木田・一日市場）を上水道区域に統合した。更に平成 1 3 年度に古津区域を、1 4 年度には則松・網代区域を上水道区域へ統合し、残りの 2 区域（上難倉・方県）については、簡易水道として 2 箇所の水源から地下水を取水し、高地に設置の配水池を利用する直間接方式での給水を行っている。運転はすべて自動で行い、平成 5 年度に設置し平成 1 2 年度に改良を施した監視装置により各無人水源地の監視を行っている。

水源施設

水源地名	所在地	標高 （ m ）	設立年月	用地面積 （ m^2 ）	取水可能量 （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	計画取水量 （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）
上難倉	難倉 3 - 363	71.3	S56.3	133	115	0
方県	安食字三内前 4 - 1	18.6	S34.2	147	1,800	1,800

4. 水道事業の経営分析

(1) 事業実績

岐阜市水道事業業務実績表

平成 17 年 3 月 31 日

項目	本年度	前々年度	前年度に対する比率	すう勢比率		備考
		前年度		本年度	前年度	
総人口	410,493 人	410,128 人	100.0	100.1	100.1	年度末現在推計市内人口
		410,400 人				
計画給水人口	374,600 人	402,795 人	93.0	93.0	100.0	拡張計画による給水人口
		402,795 人				
給水人口	350,930 人	350,618 人	100.0	100.1	100.1	年度末現在市内給水人口
		350,851 人				
普及率	85.5 %	85.5 %	100.0	100.0	100.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{総人口}} \times 100$
		85.5 %				
給水戸数	128,804 戸	125,239 戸	101.5	102.8	101.3	年度末現在
		126,857 戸				
年間総配水量	52,992,965 m ³	53,601,011 m ³	100.5	98.9	98.4	
		52,718,477 m ³				
年間総有収水量	39,676,466 m ³	39,852,768 m ³	101.0	99.6	98.6	
		39,286,505 m ³				
有収率	74.9 %	74.4 %	100.5	100.7	100.2	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$
		74.5 %				
配水管延長	2,016 Km	1,957 Km	101.5	103.0	101.5	
		1,986 Km				
職員数	104 人	109 人	99.0	95.4	96.3	年度末現在 (管理者、臨時職員を除く)
		105 人				
1 m ³ 当たり費用	124.8 円	124.2 円	102.3	100.5	98.2	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$
		122.0 円				
1 m ³ 当たり収益	127.4 円	130.0 円	98.9	98.0	99.1	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$
		128.8 円				
1 m ³ 当たり給水収益	124.3 円	124.7 円	100.0	99.7	99.7	$\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$
		124.3 円				

注； すう勢比率は前々年度（平成 14 年度）を基準年度とする。

上記表の分析から明らかなように、本年度の事業実績は、計画給水人口を除いて前々年度からほぼ横ばい状態である。計画給水人口は、平成17年3月に第9期拡張事業として、実態に即して計画給水人口を下方修正し事業認可を取得したため大幅に減少している。また、退職者が平成15年度の3人に対し平成16年度は10人となり1m³当たり費用が増加している。

(2) 財務状況

水道事業主要経営比較

(1) 平成12～平成16年度の推移

項 目 \ 年 度		岐阜市					給水人口30万人以上の48事業平均	全国法適用の末端給水事業平均
		12	13	14	15	16		
人口	(人)	408,905	409,141	410,128	410,400	410,493	542,973	68,206
給水人口	(人)	349,149	349,569	350,618	350,851	350,930	515,035	63,279
普及率	(%)	85.4	85.4	85.5	85.5	85.5	94.9	92.8
有収率	(%)	75.5	75.2	74.4	74.5	74.9	90.4	89.2
負荷率	(%)	86.8	87.1	86.1	87.7	89.5	87.6	85.0
施設利用率	(%)	57.1	56.3	57.2	56.1	53.7	67.0	62.0
配水管使用効率 (m ³ /m)		28.12	27.59	27.39	26.55	26.29	33.49	26.81
最大稼働率	(%)	65.7	64.7	66.5	64.0	60.1	76.5	72.9
固定資産使用効率 (m ³ /万円)		11.30	10.78	10.57	10.18	10.09	8.70	8.17
供給単価 (料金収入/有収水量)	(円)	122.27	124.77	124.71	124.32	124.28	169.46	173.25
給水原価 他会計負担金等を 控除せず算出	(円)	118.13	116.44	122.31	121.81	124.74	175.49	180.34
基本料金 (家庭用10m ³ 当たり)	(円)	766	766	766	766	766	1,110	1,510
1人1日平均有収水量	()	315	314	311	306	310	323	325
職員1人当たり営業 収益	(千円)	52,538	55,254	59,332	61,190	61,516	54,218	52,429
職員1人当たり給水 人口	(人)	3,675	3,800	4,077	4,331	4,332	2,593	2,429
職員1人当たり有収 水量	(m ³)	422,637	434,995	463,404	485,019	489,833	305,374	288,262
有収水量 1万m ³ /日	原浄配水施設関係職員	2	2	2	2	2	6	6

当たり職員数 (損益勘定 職員)(人)	営業関係職員	6	6	6	6	6	6	7	
	内訳	事務・ 技術職員	6	6	6	6	6	6	6
		検針・ 集金職員	-	-	-	-	-	0	1
	全職員	8	8	8	8	8	12	13	
料金収入に対する 職員給与費の割合	(%)	22.9	20.0	19.9	16.6	20.2	19.3	18.7	
費用中に占める 支払利息の割合	(%)	30.1	30.7	29.1	29.4	28.0	14.4	13.7	
費用中に占める 減価償却費の割合	(%)	26.8	28.5	29.8	31.4	31.6	23.9	24.0	
有収水量1m ³ 当たり 電力使用料金	(円)	5.74	5.75	5.57	5.53	5.58	4.43	5.22	
固定資産対長期資本 比率	(%)	97.1	96.9	96.7	96.3	96.4	94.0	92.8	
料金収入に対する 企業債元利償還額の 割合	(%)	46.5	47.9	50.3	52.9	55.3	33.1	33.7	

上記表から明らかなように、岐阜市の平成16年度の財務状況において、普及率85.5%、施設利用率53.7%であり、給水人口30万人以上の48事業平均の普及率94.9%、施設利用率67.0%及び全国法適用の末端給水事業平均の普及率92.8%、施設利用率62.0%と比較して、低い数値となっている。これは、岐阜市が清浄で豊富な地下水に恵まれた地域であるために、井水利用者が非常に多く普及率が低くなっていること及び普及率が低いために当初に計画した配水能力に比較して配水量が低いため施設利用率が低くなっている。また、費用中に占める支払利息の割合、費用中に占める減価償却費の割合及び料金収入に対する企業債元利償還額の割合の岐阜市の平成16年度の財務状況は、それぞれ28.0%、31.6%、55.3%であり、給水人口30万人以上の48事業平均(それぞれ14.4%、23.9%、33.1%)及び全国法適用の末端給水事業平均(それぞれ13.7%、24.0%、33.7%)と比較して高い数値となっている。これらは、主に平成7年度から着手した第2期整備計画による石綿管、老朽管、鉛給水管、水源施設等の更新に係る整備事業や配水池建設等の拡張事業に多額の投資を行い、それに伴い多額の起債発行となったことによる。

(2) 水道事業の主要経営比率の算出方法

$$\text{有収率} \quad (\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$\text{負荷率} \quad (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$

負荷率が100%に近いほど水道事業の体質がよい。需要期と非需要期の給水量の差が縮まっている場合は負荷

率が高くなり、施設が効率的に働いている。

$$\text{施設利用率} \quad (\%) = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

施設利用率が良ければ水道施設は効率的に運営されている。施設利用率は、負荷率と最大稼働率との関係で、施設利用率が大きくなった場合の原因が負荷率の向上による場合には、無条件で体質が良くなったと判断することができるが、その原因が最大稼働率にある場合は、必ずしも良くなったとは判断できない。

$$\text{配水管使用効率} \quad (1\text{mあたり}m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$$

給水量を導、送、配水管の延長で除した1m当たりの給水量を示し、数値が高いほど使用効率が良い。

$$\text{最大稼働率} \quad (\%) = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

最大稼働率が100%に近くなった場合は数年後の所要最大給水量をもとにして、施設の拡張、改良工事計画が策定されなければならない。反対に100%を大きく下回っているということは、過大給水施設を有していることを示している。

$$\text{固定資産使用効率} \quad (1\text{万円あたり}m^3) = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

$$\text{供給単価} \quad (1m^3\text{あたり円}) = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{給水原価} \quad (1m^3\text{あたり円}) = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費})}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{1人1日平均有収水量} \quad () = \frac{\text{年間総有収水量} \div \text{年間日数}}{\text{現在給水人口}}$$

$$\text{職員1人あたり営業収益} \quad (\text{千円}) = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{職員1人あたり給水人口} \quad (人) = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

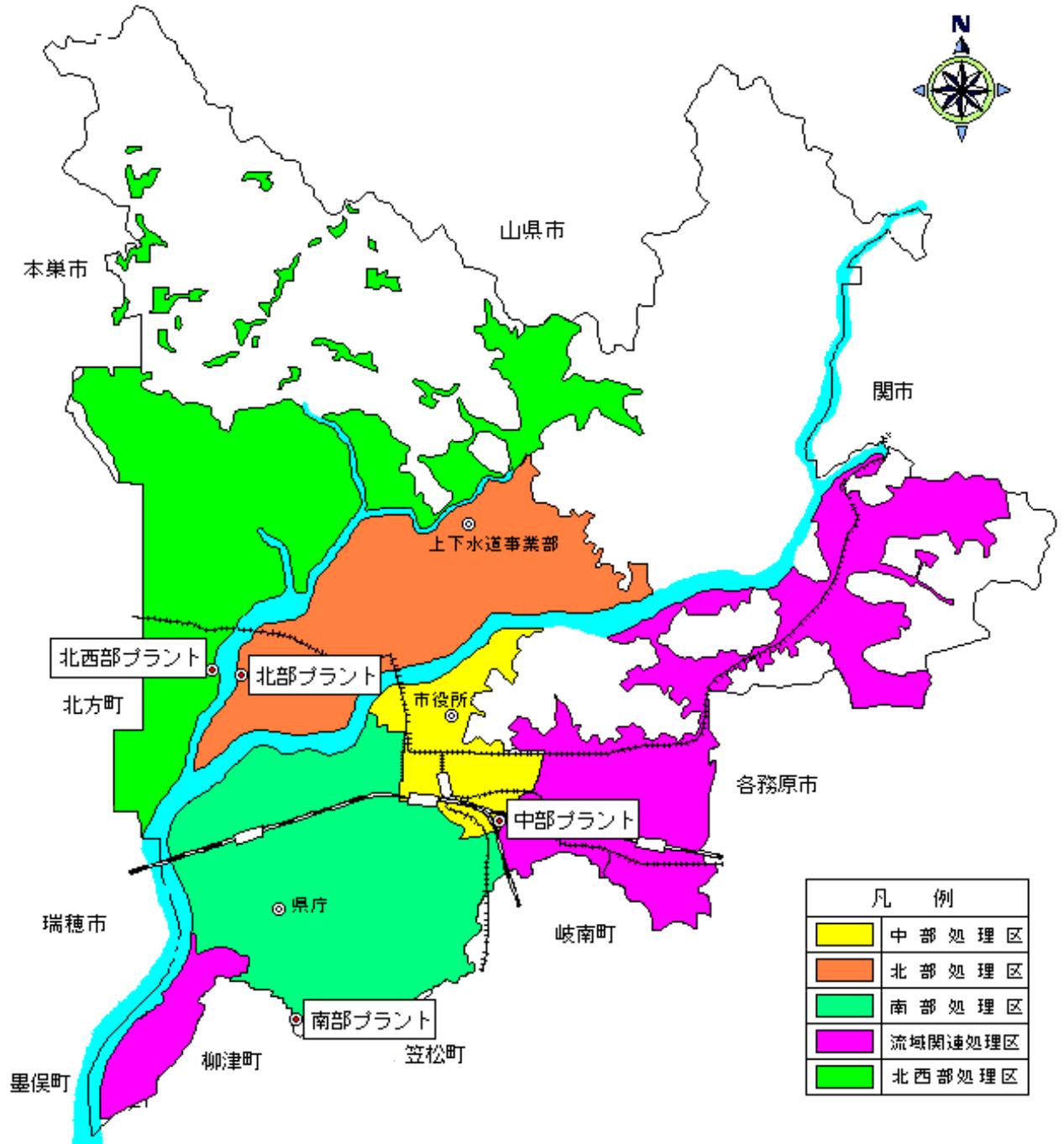
$$\text{職員1人あたり有収水量} \quad (m^3) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$\text{有収水量} 10,000m^3/\text{日} \text{ 当たり職員数} \quad (人) = \frac{\text{損益勘定所属職員数}}{\text{年間総有収水量} \div \text{年間日数} \div 10,000m^3}$$

(損益勘定所属職員数)

有収水量 1 m ³ 当たり電力使用料 金	(円)	=	$\frac{\text{動力費}}{\text{年間総有収水量}}$
固定資産対長期資本比 率	(%)	=	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金+剰余金+固定負債}} \times 100$
料金収入に対する企業 債元利償還金の割合	(%)	=	$\frac{\text{建築改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$

・岐阜市下水道事業の概要



1. 下水道事業の沿革

(1) 沿革

岐阜市の下水道事業は昭和9年7月、旧市地域490haを対象に当時では画期的とも言える分流式下水道として着工し、昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が稼働を開始して一部地域を対象に下水処理が始まり、当時の東京市・名古屋市・京都市・豊橋市に次ぐ5番目の下水処理場を有する都市となった。その後事業は昭和18年3月に総事業費約300万円で完工した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦後、区画整理事業と共に戦災復興事業を開始し、昭和26年までにほぼ完了した。翌昭和27年からは中部処理区の拡大を図り、昭和38年までに335haを整備した。

これと前後して昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として発展した長良川以北を北部処理区として下水道整備に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始した。

その後、市民の下水道整備に対する要望はますます高まり、当時における将来下水道計画を立案し昭和44年4月に中部、北部、南部及び東部処理区の5,851haに及ぶ区域を下水道計画の都市計画決定をした。これに基づいて昭和45年には、県庁を中心に周辺地域を含めた南部処理区の下水道整備に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始した。

また、都市内の浸水被害を解消するため、昭和57年4月に我が国で最初の雨水貯留槽（伊奈波貯留槽）が稼働を開始した。

以降順調に事業が進展し、南部処理区の須賀ポンプ場が昭和61年4月、北部処理区の則武ポンプ場が平成元年7月に稼働を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和49年8月に県において策定された4市9町を対象とした木曾川右岸流域下水道計画を受け、昭和59年には宅地化の著しい長森・日野地域を東部第1・東部第2処理分区、また平成元年には開発等により住宅化が進んでいる芥見・岩地域を芥見処理分区、さらに平成7年には前年に市街化区域に編入された南西部地域を日置江処理分区として下水道整備に着工し、東部第1・東部第2処理分区は岐阜県各務原浄化センターの処理開始と合わせて平成3年4月、芥見処理分区は平成4年3月、日置江処理分区は平成9年3月に供用を開始した。

平成4年には汚泥から発生する焼却灰の有効利用を図る施設として焼成れんが製造施設の建設に着工し、平成6年から販売を始めた。

平成10年2月には、北部処理区に隣接する市域の北西部地域2,138haを都市計画決定し、同年8月に事業計画の変更を行い、北西部処理区の下水道整備に着工した。

同事業計画の変更において、3県1市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画を受け、中部・北部・南部プラントで処理水のリンの除去を目的とした嫌気好気法を採用し高度処理を始め、また、

北部排水区では円滑な雨水排除が行えるよう雄総ポンプ場の建設に着手した。
 平成14年6月には、北西部処理区において常磐、岩野田地区の一部を新たに事業認可区域に編入し、同年12月北西部処理区の木田、七郷、合渡地区の一部について供用を開始した。平成16年2月には北西部プラントが処理を開始した。

2. 下水道事業の概要

現在、単独公共下水道として平成14年6月に変更認可を得た計画処理面積5,866ha、及び流域関連公共下水道として平成16年3月に変更認可を得た計画処理面積1,670haの合わせて7,536haについて事業を進めている。

平成16年度末の処理面積は、単独公共下水道5,352haと流域関連公共下水道1,462haの合わせて6,814haとなっている。

(1) 計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都市計画決定	岐阜市告示第 495 号 (H14.3.18)	
下水道法事業計画認可	岐阜県指令上下第 128 号 (H14.5.17)	岐阜県指令上下第 458 号 (H16.3.8)
都市計画法事業計画認可	岐阜県告示第 327 号 (H14.6.4)	岐阜県告示第 306 号 (H16.3.19)
認可期間	昭和9年7月～平成21年3月	昭和59年3月～平成20年3月

(平成17年3月31日)

区 分	拡 張 計 画 及 び 現 況								計	
	単 独 公 共 下 水 道				流 域 関 連 公 共 下 水 道					
	中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東 部 第 1 処 理 分 区	東 部 第 2 処 理 分 区	芥 見 処 理 分 区	日 置 江 処 理 分 区		
処理面積	計 画	625	1,605	2,333	1,303	889	185	454	142	7,536
(ha)	現 況	625	1,558	2,310	859	773	184	396	109	6,814

処理人口	計画	63,420	85,200	102,710	50,800	40,500	9,170	22,430	3,640	377,870
(人)	現況	46,730	83,220	103,140	32,880	39,380	9,120	21,480	2,970	338,920
処理能力	計画	51,900	58,200	88,000	34,000	-	-	-	-	232,100
(m ³ /日)	現況	51,900	47,500	88,000	15,600	-	-	-	-	203,000
流入水量	現況	33,148	41,428	61,187	2,220	14,026	2,279	8,599	807	163,694
(m ³ /日)										
污水管延長	現況	159,692	445,259	555,639	238,288	231,934	49,187	110,963	32,100	1,823,062
(m)										
計画年次	計画	S. 9	S. 37	S. 45	H. 10	S. 58	S. 58	H. 1	H. 6	
(年度)		~	~	~	~	~	~	~	~	-
		H. 20	H. 20	H. 20	H. 20	H. 19	H. 19	H. 19	H. 19	
建設事業費	現況	1,878	23,986	36,717	37,820	16,426	3,437	10,291	2,217	132,772
(百万円)										
排除方式	現況	分 流 式								-
処理方式	現況	嫌 気 好 気 法			凝集剤 併用型 循環式 硝化脱 窒法 (一部 担体投 入) +	木 曽 川 右 岸 流 域 下 水 道 に 接 続				-
					急 速 砂 ろ 過 法					

注；計画欄数値は、事業認可数値である。

污水管延長は、平成 15 年度繰越を含み、平成 16 年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

北西部処理区の 4～5 月分水量は、北部処理区流入水量から減算し、北西部処理区流入水量に加算している。

(2) 普及状況

(平成 17 年 3 月 31 日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普及率	行政人口(人)	(401,391) 410,493	(338,920) 346,640	(84.4) 84.4	行政区域内人口に対する処理人口の率
	処理人口(人)	(338,920) 346,640	(293,340) 300,020	(86.6) 86.6	
水洗化率	処理戸数(戸)	(137,930) 143,550	(121,220) 126,161	(87.9) 87.9	処理戸数に対する水洗化戸数の率
	計画決定面積(ha)	9,133	6,814	74.6	計画決定面積に対する処理面積の率
整備率	事業認可面積(ha)	7,536	6,814	90.4	事業認可面積に対する処理面積の率

注 ; () 内は国土交通省統計表示による外国人登録原票の登載者を除く数値。

(3) 下水道の進捗状況

(平成17年3月31日)

区 分		認 可 計 画	16 年度迄の実績	進捗率
汚水 処理	処 理 人 口	338,920 人	338,920 人	100.0 %
	処 理 面 積	7,536 ha	6,814 ha	90.4 %
事 業 費	管 渠	103,933 百万円	92,844 百万円	89.3 %
	ポ ン プ 場	5,048 百万円	2,140 百万円	42.4 %
	プ ラ ン ト	45,375 百万円	37,789 百万円	83.3 %
	計	154,356 百万円	132,773 百万円	86.0 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

3 . 施設の概要

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部 プラント	備 考
位 置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	平成14年6月 変更認可
敷 地 面 積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	51,900 m ³ /日	58,200 m ³ /日	88,000 m ³ /日	34,000 m ³ /日	
水 処 理 方 式	嫌気好気法	嫌気好気法	嫌気好気法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 (一部担体投入) + 急速砂ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮 脱水 北部へ搬送	濃縮 脱水 焼却 焼成 れんが製造	濃縮 脱水 焼却 北部 へ搬送	北部へ圧送	
放 流 先 河 川	新荒田川	伊自良川	境 川	根 尾 川 (伊自良川)	
計 画 事 業 費	1,146 百万円	14,164 百万円	10,068 百万円	19,999 百万円	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

4. 下水道事業の経営分析

(1) 事業実績

平成17年3月31日

項 目	本 年 度	前々年度	前年度 に対する 比率	す う 勢 比 率		備 考
		前 年 度		本 年 度	前 年 度	
行政区域内人口	410,493 人	410,128 人	100.0	100.1	100.1	年度末現在推計市内人口 外国人登録法により登録された人口を含む
		410,400 人				
計画処理人口	377,870 人	377,030 人	100.0	100.2	100.2	北西部処理区 H10.7 事業認可取得 計画処理人口
		377,870 人				
水洗化人口	300,020 人	297,100 人	102.7	101.0	98.3	年度末現在 水洗便所設置済人口
		292,030 人				
処理区域内人口	346,640 人	327,320 人	102.0	105.9	103.8	年度末現在
		339,830 人				
普及率	84.4 %	79.8 %	101.9	105.8	103.8	$\frac{\text{処理区域内人口} \times 100}{\text{行政区域内人口}}$
		82.8 %				
水洗化率(人口)	86.6 %	90.8 %	100.8	95.4	94.6	$\frac{\text{水洗化人口} \times 100}{\text{処理区域内人口}}$
		85.9 %				
処理区域内戸数	143,550 戸	132,420 戸	102.3	108.4	105.9	年度末現在
		140,270 戸				
水洗化戸数	126,161 戸	121,149 戸	102.9	104.1	101.2	"
		122,563 戸				
水洗化率(戸数)	87.9 %	91.5 %	100.6	96.1	95.5	$\frac{\text{水洗化戸数} \times 100}{\text{処理区域内戸数}}$
		87.4 %				
下水管布設総延長	1,859.7 Km	1,796.7 Km	101.8	103.5	101.7	
		1,826.5 Km				

内 訳	汚水管	1,823.1 Km	1,760.8 Km	101.8	103.5	101.7	
			1,790.1 Km				
	雨水管	36.6 Km	35.9 Km	100.5	101.9	101.4	
			36.4 Km				
業 務	年間総処理水量	50,364,155 m ³	50,152,875 m ³	99.7	100.4	100.7	単独公共下水道のみ
			50,528,857 m ³				
	一日最大処理水量	154,471 m ³	159,280 m ³	98.4	97.0	98.6	単独公共下水道のみ
			157,001 m ³				
	一日平均処理水量	130,285 m ³	133,863 m ³	100.2	97.3	97.2	単独公共下水道のみ
			130,079 m ³				
流域関連公共下水道総処理水量	9,384,390 m ³	8,061,575 m ³	105.0	116.4	110.9	浄化センター流入汚水量	
		8,936,932 m ³					
年間総有収水量	44,585,144 m ³	45,179,026 m ³	100.4	98.7	98.3		
		44,402,104 m ³					
有収率	74.6 %	77.6 %	99.9	96.1	96.3	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$	
		74.7 %					
職員数	111 人	112 人	100.0	99.1	99.1	臨時職員を除く	
		111 人					
1 m ³ 当たり費用	120.4 円	115.0 円	106.9	104.7	98.0	$\frac{\text{総費用}}{\text{総処理水量 (単独 + 流域)}}$	
		112.7 円					
1 m ³ 当たり収益	120.9 円	115.0 円	101.8	105.1	103.2	$\frac{\text{総収益}}{\text{総処理水量 (単独 + 流域)}}$	
		118.7 円					
1 m ³ 当たり排水収益	80.2 円	75.8 円	100.0	105.8	105.8	$\frac{\text{下水料金}}{\text{総処理水量 (単独 + 流域)}}$	
		80.2 円					

注； すう勢比率は前々年度（平成14年度）を基準年度とする。

上記表の分析から明らかなように、本年度の事業実績は、前年度からほぼ横ばいの状態である。水洗化人口、水洗化戸数、処理区域内人口、処理区域内戸数が微増しているのは、北西部処理区域内で次々と面整備を進めていることによる。また、流域関連公共下水道総処理水量が年々増加しているのは、東部第1・第2処理分区、芥見処理分区、日置江処理分区における普及戸数の伸びによる処理水量の伸びによるところが大きい。1 m³当たりの費用が増加しているのは、退職者の増加によるところが大きい。

(2) 財務状況

平成12年度から平成16年度の推移

項 目	岐 阜 市					全国平均(公共下水道)		
						法適企業 102 事業所	法非適 企業 1,452 事業所	合計 1,554 事業所
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	15年度	15年度	15年度
行政区域内人口 (人)	408,905	409,141	410,128	410,400	410,493	413,629	50,322	74,168
全体計画人口 (人)	432,900	432,900	420,000	420,000	420,000	433,373	50,178	75,330
現在水洗便所設置済人口 (人)	299,640	299,990	297,100	292,030	300,020	367,962	26,863	49,252
現在処理区域内人口 (人)	325,390	325,480	327,320	339,830	346,640	378,911	30,490	53,360
普及率 (%)	79.6	79.6	79.8	82.8	84.4	91.6	60.6	71.9
水洗化率 (%)	92.1	92.2	90.8	85.9	86.6	97.1	88.1	92.3
下水管布設延長 (km)	1,686	1,756	1,797	1,827	1,860	1,287	137	213
汚水管 (km)	1,651	1,721	1,761	1,790	1,823	678	111	149
雨水管 (km)	35	35	36	37	37	205	14	27
合流管 (km)	0	0	0	0	0	404	12	38
*現在晴天時処理能力 (m ³ /日)	211,800	211,800	187,400	203,000	203,000	250,147	9,721	25,502
*現在晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	142,371	134,969	133,863	130,079	130,285	819,512	11,389	64,432
*終末処理場施設利用率 (%)	67.2	63.7	71.4	64.1	64.2	-	-	-

年間総処理水量 (汚水分)	(千 m ³)	60,541	58,903	58,214	59,466	59,749	69,448	3,991	8,288
年間総有収水量	(千 m ³)	46,033	45,931	45,179	44,402	44,585	47,768	3,271	6,191
有収率	(%)	76.0	78.0	77.6	74.7	74.6	68.8	81.9	81.1
職員1人当たりの 汚水処理水量	(千 m ³)	673	685	677	691	695	539	660	652
使用料単価	(円/ m ³)	98.08	98.01	97.69	107.36	107.53	133.47	0.12	8.87
処理原価	(円/ m ³)	127.00	126.35	132.82	135.24	138.67	149.82	-	-
内維持管理 費分	(円/ m ³)	57.90	56.68	61.07	59.57	60.42	56.52	-	-
内資本費分	(円/ m ³)	69.10	69.67	71.75	75.67	78.24	93.30	-	-
汚水処理費に対 する使用料割合	(%)	77.23	77.57	73.55	79.38	77.55	89.09	-	-
維持管理費 汚水処理費 割合	(%)	169.41	172.92	159.95	180.22	177.97	236.16	-	-
固定資産対長期 資本比率	(%)	98.6	98.7	99.1	99.2	98.9	99.0	-	-
営業収支比率	(%)	114.4	115.9	111.1	116.8	106.7	138.9	-	-
企業債元金償還 金対減価償却額 比率	(%)	100.1	111.5	122.7	127.1	116.7	128.0	-	-
企業債元金償還 金対料金収入比 率	(%)	32.6	37.3	42.5	43.8	47.0	84.6	-	-
企業債利息対料 金収入比率	(%)	47.8	47.8	49.6	45.1	44.1	67.6	-	-
企業債元利償還 金対料金収入比 率	(%)	80.4	85.1	92.1	88.9	91.1	152.2	-	-
職員給与と費対料 金収入比率	(%)	21.6	19.0	21.6	18.0	18.6	18.6	-	-

注 (1) 決算統計による数値により算出。

注 (2) * 印の項目については単独公共下水道のみの数値。

注 (3) 全国人口 128,739 千人 (外国人登録人口を含む) に対する現在処理区域内人口 (公共、特環、特公、農集、漁集の計 89,253 千人) の割合は 69.3% である

上記表の分析から明らかなように、岐阜市の平成 16 年度の財務状況において、水洗化率 86.6%、営業収支比率 106.7%であるが、法適企業 102 事業所の数値はそれぞれ 97.1%、138.9%である。水洗化率が低いのは、岐阜市の北西部処理区が供用開始されたのが平成 16 年 2 月 7 日からのためである。岐阜市においても、北西部処理区を除く中部、北部、南部の 3 処理区における水洗化率は、平成 16 年度末で 98.02%となっている。営業収支比率については、料金収入は前年よりも増加しているものの、主に、北西部プラントの稼働による減価償却費の増加等により費用が収入以上に増加したためである。また、企業債元金償還金対料金収入比率、企業債利息対料金収入比率及び企業債元利償還金対料金収入比率の岐阜市の財務状況は、それぞれ 47.0%、44.1%、91.1%であり、法適企業 102 事業所と比較して低い。これは、岐阜市の下水道の歴史が古く中部処理区、北部処理区、南部処理区内の整備による起債の償還はほぼ完了していること及び流域関連公共内の整備もほぼ済んでいること等、法適企業 102 事業所と比較すると下水道事業のピークを越していると考えられるためである。

下水道事業の主要経営比率の算出方法

普及率	(%)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$	×	100
水洗化率	(%)	=	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}}$	×	100
終末処理場施設利用率	(%)	=	$\frac{\text{現在晴天時平均処理水量}}{\text{現在晴天時処理能力}}$	×	100
単独公共下水道のみ					
有収率	(%)	=	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}}$	×	100
使用料単価	(1m ³ 当たり円)	=	$\frac{\text{下水料金}}{\text{年間総有収水量}}$		
処理原価	(1m ³ 当たり円)	=	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間総有収水量}}$		
固定資産対長期資本比率	(%)	=	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金 + 剰余金 + 固定負債}}$	×	100

$$\text{営業収支比率} \quad (\%) = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

営業収益には雨水処理負担金を含む。

$$\text{企業債元金償還金対減価償却額比率} \quad (\%) = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$$

建設改良のための企業債元金償還金の内特定資金公共事業費を除く。

$$\text{企業債元金償還金対料金収入比率} \quad (\%) = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{下水料金}} \times 100$$

建設改良のための企業債元金償還金の内特定資金公共事業費を除く。

$$\text{企業債利息対料金収入比率} \quad (\%) = \frac{\text{企業債利息}}{\text{下水料金}} \times 100$$

$$\text{企業債元利償還金対料金収入比率} \quad (\%) = \frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{下水料金}} \times 100$$

建設改良のための企業債元金償還金の内特定資金公共事業費を除く。

$$\text{職員給与費対料金比率} \quad (\%) = \frac{\text{職員給与費}}{\text{下水料金}} \times 100$$

第3．外部監査の結果

監査の結果、水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、以下に述べる事項については、監査の結果の内容を踏まえた改善を検討する必要がある。

．料金関係について

1．料金関係の概要

(1) 料金設定の考え方

岐阜市での水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法に基づき、地方公共団体が経営する企業として運営されている。

事業運営に当たっては、本来の目的である公共の福祉の増進を図るとともに、常に効率的な事業運営を行い、企業の経済性を発揮することが求められている。

会計制度については、企業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、公営企業会計方式を採用しており、また、事業に必要な経費は経営に伴う収入（料金収入）をもって充当するという独立採算制を基本として経営されている。

独立採算とは、水道及び下水道サービスの提供に要する原価をその受益者の負担に求める受益者負担の原則をとることにより、使用者間の負担の公平を図ると共に、財政の自主・自立性を確保し、効率的な事業運営を達成しようとするものである。

このため水道料金及び下水料金の設定に当たっては、事業運営に必要な経費に見合っ
て料金水準を定める総括原価主義によっている。総括原価主義とは、公益企業としてなすべき正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営維持のために必要な資産維持費相当額を加算して総括原価を算定する考え方である。一般的に総括原価は料金収入総額に一致する。

また、水道料金及び下水料金の設定に当たり、受益者負担の原則に基づき、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて算定する個別原価主義の考え方が一般的である。個別原価主義とは、個別の利用者に対するサービスの供給に必要な原価に基づいて、料金を設定しようとする考え方である。

さらに、水道料金については、用途別料金体系を採用するとともに、小口の利用者に比べ大口の利用者に、より多くの負担を求める口径別逡増型料金体系を一部（第4種のみ）採用してきている。口径別逡増型料金体系とは、二部料金制のひとつで、口径の大きさに伴い従量料金単価が高額となる料金体系をいう。この料金体系は、新規水資源開発等に伴う費用の上昇傾向を大口需要の料金に反映させることによって、水需要を抑制するとともに、生活水の低廉化への配慮から設定されるものである。また、下水料金については従量制の逡増型料金体系となっている。

(2) 岐阜市での水道料金及び下水料金水準について

水道料金及び下水料金の水準は、それぞれの料金を形成する様々な諸要素の総合的な意味があることから、その金額の大小を単純に比較してその妥当性を検証することが必ずしも適当とはいえない。給水人口の大小、山林地域又は平野地域による格差、給水面積の大小、水道及び下水道事業者の財政状態の状況等の諸条件が、原価又は料金に反映されてしまうためである。しかし、料金水準の比較は、事業者における経営状態の分析において必要であり、事業者の運営方針にも影響を与える点で重要である。

平成 17 年 1 月 1 日現在の料金体系を他の中核市と比較した結果以下ようになった。

中核市一般家庭用水道料金表 (1 ヶ月 20 m³ (1 件あたりの平均値) 使用での順位)

20 m ³ での順位	都市名	料金 体系	基本 水量	基本 料金	水道料金			30 m ³ での順位
					10 m ³	20 m ³	30 m ³	
1	豊橋市	口径別	-	530	850	1,438	2,404	1
2	倉敷市	用途別	8	780	819	1,827	2,982	2
3	富山市	口径別	10	820	861	1,869	3,087	3
4	川越市	口径別	-	250	945	2,047	3,360	4
5	姫路市	口径別	10	750	750	2,100	3,900	9
6	岐阜市	用途別	10	660	693	2,163	3,633	6
7	高槻市	口径別	10	800	840	2,310	4,084	1 3
8	新潟市	口径別	-	880	1,312	2,383	3,454	5
9	宮崎市	口径別	10	980	1,029	2,394	3,759	8
1 0	和歌山市	口径別	-	700	945	2,415	4,145	1 4
1 1	岡山市	口径別	-	670	1,018	2,446	4,000	1 1
1 1	金沢市	用途別	10	1,200	1,260	2,446	3,706	7
1 3	鹿児島市	口径別	-	700	1,207	2,467	4,672	2 1
1 4	横須賀市	口径別	10	890	934	2,509	3,948	1 0
1 5	浜松市	口径別	-	1,100	1,155	2,520	4,200	1 5
1 5	熊本市	口径別	10	1,050	1,102	2,520	4,200	1 5
1 7	岡崎市	口径別	-	520	1,228	2,562	4,047	1 2
1 8	松山市	口径別	-	800	1,050	2,600	4,900	2 7
1 9	奈良市	口径別	10	930	976	2,604	4,704	2 2
2 0	東大阪市	用途別	7	645	1,004	2,632	4,942	2 9
2 1	福山市	用途別	10	920	966	2,635	4,914	2 4
2 2	豊田市	口径別	-	890	1,785	2,635	4,326	1 8
2 3	高知市	口径別	-	810	1,222	2,660	4,382	2 0
2 4	長野市	口径別	-	800	1,228	2,688	4,294	1 7
2 5	秋田市	口径別	-	700	1,312	2,730	4,725	2 3
2 6	宇都宮市	口径別	10	895	939	2,745	4,856	2 5
2 7	堺市	口径別	-	650	1,207	2,782	4,830	2 6
2 8	大分市	口径別	8	950	1,302	2,824	5,607	3 2
2 9	高松市	口径別	-	1,000	1,470	2,835	4,935	2 8
3 0	旭川市	用途別	8	1,020	1,371	2,872	4,374	1 9
3 1	郡山市	口径別	-	1,060	2,163	3,213	5,418	3 1
3 2	いわき市	口径別	-	980	1,743	3,234	5,092	3 0
3 3	長崎市	口径別	-	805	1,580	4,415	7,250	3 3

中核市一般家庭用下水料金表（1ヶ月20m³（1件あたりの平均値）使用での順位）

20 m ³ での順位	都市名	基本水量	基本料金	下水道料金			30 m ³ での順位
				10 m ³	20 m ³	30 m ³	
1	川越市	-	100	420	1,050	1,890	1
2	宮崎市	10	680	714	1,659	2,604	3
3	奈良市	-	0	861	1,722	2,583	2
4	相模原市	8	550	766	1,737	2,892	5
5	鹿児島市	-	390	840	1,753	2,667	4
6	岡崎市	10	700	735	1,785	3,045	8
6	高知市	10	730	766	1,785	2,908	6
6	熊本市	10	800	840	1,785	2,992	7
9	豊橋市	10	770	808	1,858	3,538	1 5
1 0	高槻市	10	767	805	1,876	3,650	2 2
1 1	船橋市	10	895	930	1,880	3,610	2 0
1 2	豊田市	-	700	840	1,890	3,255	1 1
1 3	東大阪市	7	574	879	1,992	3,599	1 8
1 4	横須賀市	10	830	871	1,995	3,386	1 3
1 5	浜松市	10	900	945	2,042	3,239	1 0
1 6	大分市	10	825	825	2,065	3,305	1 2
1 7	高松市	8	810	1,050	2,084	3,554	1 7
1 8	姫路市	10	905	950	2,100	3,600	1 9
1 8	岐阜市	-	800	1,102	2,100	3,202	9
2 0	和歌山市	10	900	945	2,205	3,465	1 4
2 1	富山市	10	920	966	2,289	3,612	2 0
2 2	金沢市	10	1,090	1,144	2,341	3,538	1 5
2 2	堺市	-	580	1,081	2,341	4,126	2 5
2 4	いわき市	10	1,070	1,123	2,352	3,706	2 3
2 5	松山市	10	933	980	2,380	3,880	2 4
2 6	福山市	10	850	892	2,394	4,441	2 7
2 7	宇都宮市	10	1,100	1,155	2,575	4,255	2 6
2 8	岡山市	6	840	1,176	2,646	4,546	2 8
2 9	倉敷市	10	1,200	1,260	2,698	4,924	3 4
3 0	新潟市	10	1,190	1,249	2,908	4,567	2 9
3 1	郡山市	10	1,250	1,250	2,930	4,870	3 2
3 2	秋田市	10	1,020	1,071	2,971	4,872	3 3
3 3	長野市	8	1,263	1,620	3,090	4,791	3 1
3 4	旭川市	8	1,096	1,478	3,116	4,754	3 0
3 5	長崎市	-	1,000	1,260	3,150	5,040	3 5

一般に水道料金及び下水料金は、人口密度が低いほど、その負担する固定費が増加するため、受益者の負担する料金が高くなる。

また、水道料金については地域における地下水の質・量により、料金に反映される。地下水の品質が悪ければ、大規模な浄化装置が必要となり、その資本費は料金に反映されるためである。岐阜市の人口密度は2,058人/k㎡であり、全国的には決して高いわけではない。しかし、地下水の品質が良好で、水量も豊富であることから、大規模な浄化装置の必要がなく、その結果、水道料金が低く抑えられている。

しかしながら、地下水の品質が良好で、水量も豊富であるため、企業等の大口受益者は、コスト削減の目的で井戸水に切り替えている傾向にある。後述の表にあるとおり、岐阜市の水道普及率は、全国及び岐阜県のものとは比べ低い水準になっている。井戸水掘削には、一時的には掘削コスト(100万円程度)がかかるが、以後の水道料金より安価なため、企業は井戸水を選択している。このため、上下水道事業部における資本コストの多くは住民等小口利用者の負担となる傾向にある。

また下水料金については、岐阜市の平成15年度末の下水道普及率は82.8%で全国の人口30万人以上を有する都市では中堅どころ(38位/80位、全国平均71.9%)であり、また、中核市としては12位であり上位に位置する。しかし、岐阜市は港湾を有せず(港湾を保有する都市では汚水を海水へ投棄する方法を選択できる)、平野部及び山林部により構成されており、下水処理設備に多額の投資が必要となる。上記設備費は下水料金に反映され、また、岐阜市は人口密度も高いわけではないことから中核市の中では平均的な料金水準となっている。

また、平成17年1月1日現在の料金体系を岐阜県下旧14市と比較した結果以下のようなになった。

岐阜県下旧14市一般家庭用水道料金表(1ヶ月20m³(1件あたりの平均値)使用での順位)

20 m ³ での順位	都市名	料金 体系	基本 水量	基本 料金	水道料金			30 m ³ での順位
					10 m ³	20 m ³	30 m ³	
1	関市	用途別	10	525	550	1,320	2,530	2
2	羽島市	用途別	10	750	780	1,570	2,360	1
3	大垣市	口径別	8	700	920	1,860	2,810	3
4	岐阜市	用途別	10	660	693	2,163	3,633	4
5	美濃市	用・口別	-	600	1,410	2,360	3,880	5
6	各務原市	口径別	-	710	1,270	2,478	4,000	7
7	高山市	口径別	-	500	1,134	2,499	4,599	8
8	中津川市	口径別	-	1,150	1,963	2,719	3,906	6
9	多治見市	口径別	-	640	1,554	3,024	5,019	9
10	恵那市	口径別	-	1,312	2,161	3,541	5,741	11
11	美濃加茂市	口径別	10	1,750	1,837	3,675	5,512	10
12	可児市	口径別	-	750	1,890	3,727	5,775	12
12	瑞浪市	口径別	-	1,100	2,047	3,727	5,932	13
12	土岐市	口径別	-	1,100	1,942	3,727	6,457	14

岐阜県下旧14市一般家庭用下水料金表（1ヶ月20m³（1件あたりの平均値）使用での順位）

20 m ³ での順位	都市名	基本水量	基本料金	下水道料金			30 m ³ での順位
				10 m ³	20 m ³	30 m ³	
1	大垣市	10	1,000	1,050	1,780	2,520	1
2	関市	10	850	890	1,830	2,830	2
3	各務原市	10	770	808	1,858	2,961	3
4	岐阜市	-	800	1,102	2,100	3,202	4
5	多治見市	10	900	945	2,152	3,360	6
5	高山市	-	250	997	2,152	3,307	5
7	羽島市	10	1,100	1,150	2,250	3,360	6
8	瑞浪市	10	1,500	1,575	2,730	4,042	8
9	美濃市	15	2,100	2,100	2,830	4,300	9
10	美濃加茂市	10	1,400	1,470	3,045	4,620	11
11	土岐市	10	1,600	1,680	3,150	4,830	13
11	中津川市	10	1,700	1,785	3,150	4,515	10
13	可児市	-	670	1,543	3,118	4,693	12
14	恵那市	10	1,800	1,890	3,620	5,560	14

岐阜市は、県内では水道・下水道共に料金水準は上位に位置している。これは岐阜市より山岳地域で、人口密度が低い他都市と比べると、設備コスト及びコスト負担割合双方の点で岐阜市が有利になっているためである。しかし、大垣市、関市等の岐阜市と同等の地形との比較では、決して順位が高いわけではない。

また、先述したとおり、上水道について、岐阜市では、水道普及率が85.5%（平成16年度）と全国的に低い状況にある。以下の表は、岐阜県、全国平均、及び岐阜市の水道普及率を示したものである。

岐阜県及び全国の給水人口と水道普及率

区分	総人口（人）	給水人口（人）				普及率	
		水道事業	簡易水道事業	専用事業	合計		
岐阜県	平成15年度	2,113,563	1,746,039	256,881	18,716	2,021,636	95.7%
	平成14年度	2,111,694	1,740,188	261,668	13,106	2,014,962	95.4%
	平成13年度	2,108,916	1,725,981	267,770	9,080	2,002,831	95.0%
全国	平成15年度	127,656,454	117,038,764	6,124,014	590,200	123,752,978	96.9%
	平成14年度	127,444,048	116,566,849	6,227,806	583,216	123,377,871	96.8%
	平成13年度	127,179,964	116,068,851	6,333,846	574,013	122,976,710	96.7%

（注）厚生労働省健康局水道課調べ抜粋

岐阜市は、長良川の伏流が多く、比較的浅い箇所地下水が存在し、県内他市及び全国市町村に比べ、井戸水利用者数が著しく高い。

岐阜市における水道普及率は以下のとおりである。

給水普及状況

行政・給水各区域内の戸数及び人口普及状況

区分 年度	行政区域内 (A)			給水区域内 (B)			給水 (C)			普及率 (%)	
	戸数 (戸)	人口 (人)	指数	戸数 (戸)	人口 (人)	指数	戸数 (戸)	人口 (人)	指数	C/A	C/B
12	151,957	408,905	100.0	152,038	409,211	100.0	121,802	349,149	100.0	85.4	85.3
水道 給水区域	-	-	-	150,665	404,707	100.0	120,602	344,878	100.0		85.2
簡易水道 給水区域	-	-	-	1,373	4,504	100.0	1,200	4,271	100.0		94.8
13	153,773	409,141	100.1	153,865	409,461	100.1	123,532	349,569	100.1	85.4	85.4
水道 給水区域	-	-	-	152,488	405,070	100.1	122,345	345,407	100.2		85.3
簡易水道 給水区域	-	-	-	1,377	4,391	97.5	1,187	4,162	97.4		94.8
14	155,662	410,128	100.3	155,756	410,446	100.3	125,239	350,618	100.4	85.5	85.4
水道 給水区域	-	-	-	155,091	408,270	100.9	124,660	348,555	101.1		85.4
簡易水道 給水区域	-	-	-	665	2,176	48.3	579	2,063	48.3		94.8
15	157,116	410,400	100.4	157,207	410,708	100.4	126,857	350,851	100.5	85.5	85.4
水道 給水区域	-	-	-	156,536	408,529	100.9	126,279	348,785	101.1		85.4
簡易水道 給水区域	-	-	-	671	2,179	48.4	578	2,066	48.4		94.8
16	158,625	410,493	100.4	158,719	410,797	100.4	128,804	350,930	100.5	85.5	85.4
水道 給水区域	-	-	-	158,031	408,617	101.0	128,222	348,863	101.2		85.4
簡易水道 給水区域	-	-	-	688	2,180	48.4	582	2,067	48.4		94.8

(1) 指数及び普及率は各人口に対してのものである。

(2) 指数は、平成 12 年度を 100 とした。

(3) 平成 13 年度に古津簡易水道、平成 14 年度に網代北及び則松簡易水道を上水道に統合した。

なお、下水道普及率については先述しているため、表等は省略する。

岐阜市の現在の料金表（2ヶ月あたり料金）は以下のとおりである。

種別		基本料金	超過料金	メータ料金 1ヶ月 2ヶ月 に つき	口径	料金	口径	料金
1 従量給水料金 2ヶ月につき	第1種 家事用	20立方メートルまで 1,320円 (1,386円)	1㎡につき 140円 (147円)		1 メータ 料金 1 ヶ月 に つき	13ミリメートル	140円 (147円)	50ミリメートル
	第2種 学校、幼稚園、保育所用	100立方メートルまで 6,600円 (6,930円)	" 140円 (147円)	20ミリメートル		360円 (378円)	75ミリメートル	3,600円 (3,780円)
	第3種 公衆浴場用	100立方メートルまで 3,300円 (3,465円)	" 46円 (48.3円)	25ミリメートル		440円 (462円)	100ミリメートル	4,000円 (4,200円)
2 臨時給水 料金	第1種	口径 13,20,25 ミリメートル	20立方メートルまで 1,320円 (1,386円)	2 臨時 給水 料金	40ミリメートル	800円 (840円)	150ミリメートル	7,400円 (7,770円)
		口径 40ミリメートル	40立方メートルまで 4,120円 (4,326円)		800円 (840円)	150ミリメートル	7,400円 (7,770円)	
	第2種	口径 80立方メートルまで 9,720円 (10,206円)	" 140円 (147円)		前記の額の2割増とする			
		口径 50ミリメートル	80立方メートルまで 9,720円 (10,206円)		" 140円 (147円)			
	第3種 に該当しないもの	口径 75ミリメートル	160立方メートルまで 20,920円 (21,966円)		" 140円 (147円)	(イ) 1個2か月につき 供給準備料金 600円(630円)		
		口径 100ミリメートル	320立方メートルまで 43,320円 (45,486円)		" 140円 (147円)	(ロ) 1回5分又はその 端数ごとに1個 (双口は2個とす る)につき500円 (525円)		
口径 150ミリメートル	760立方メートルまで 104,920円 (110,166円)	" 140円 (147円)	3 私設消火栓 給水料金					

種別	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		
1 汚水を放流する場合 2ヶ月につき	1,600円 (1,680円)	1立方メートル以上 20立方メートル以下	25円(26.25円)	
		21立方メートル以上 40立方メートル以下	95円(99.75円)	
公衆浴場汚水	1,600円 (1,680円)	41立方メートル以上 100立方メートル以下	105円(110.25円)	
		101立方メートル以上 1,000立方メートル以下	110円(115.50円)	
水質料金	一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記該当種別料金のほかにその濃度に応じて、1立方メートルにつき240円(252円)以内においてこれを増徴する。	1,001立方メートル以上 20,000立方メートル以下	115円(120.75円)	
		20,001立方メートル以上	120円(126.00円)	
2 雨水を放流する場合	2ヶ月 雨水放流量1平方メートルにつき30円(31.5円)	下水道条例第8条第1項 ただし書の場合)		
3 計測器料金	1個 2ヶ月につき40,000円(42,000円)以内で管理者が定める額			
種別	基本水量	超過水量	第4種 工 管理者が定める職種	
				第4種 工 管理者が定める職種
第1種 家事用	1人 2.4㎡ 2人 4.4㎡ 3人 5.4㎡	4人目以降一人増すごとに 1.4㎡	(1) 医院 (9) クリーニング業(コインランドリーを含む)、リネンサプライ業、	
第2種 学校、幼稚園、保育所用	50人まで 180㎡	50人又はその端数ごとに 180㎡	(10) 染物洗張業、繊維精錬業	
第3種 公衆浴場用	管理者の認定する量		(11) 写真業(フィルム現像、焼付を行う写真機販売店を含む)	
第4種	ア 病院	5ベットまで 360㎡	1ベット増すごとに 72㎡	(12) 化学工業
	イ ホテル、モーテル、旅館サウナ、料理屋等	5人まで 480㎡	一人増すごとに 96㎡	(13) メッキ業、製缶業
	ウ 劇場、映画館、その他これに類するもの	定員50人まで 36㎡	定員50人又はその端数ごとに 36㎡	(14) 紙、バルブ製造業
	エ 管理者が定める職種	5人まで 140㎡	一人増すごとに 28㎡	(15) 前各号に準ずると管理者が認める職種
	オ 官公署、事務所及び、アイウ・エ・カに属さない営業	10人まで 70㎡	10人又はその端数ごとに 70㎡	
	カ 個室付浴場	5客室(浴室)まで 750㎡	1客室(浴室)増すごとに 150㎡	

(3) 水道事業における基本料金内の基本水量制の考え方

基本水量制とは、基本水量として設定した一定水量の範囲内での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみを負担とする料金設定方法である。これは、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって公衆衛生の向上を図るとともに、その部分に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものである。

岐阜市では、現在、以下のように水道料金（1ヶ月あたり）は設定されている。

種別		基本料金	基本水量	超過料金	
第1種	家事用	660円	10 m ³	1 m ³ につき 140円	
第2種	学校、幼稚園、保育所用	3,300円	50 m ³	1 m ³ につき 140円	
第3種	公衆浴場用	1,650円	50 m ³	1 m ³ につき 46円	
第4種	第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	口径 13,20,25mm	660円	10 m ³	1 m ³ につき 140円
		口径 40mm	2,060円	20 m ³	1 m ³ につき 140円
		口径 50mm	4,860円	40 m ³	1 m ³ につき 140円
		口径 75mm	10,460円	80 m ³	1 m ³ につき 140円
		口径 100mm	21,660円	160 m ³	1 m ³ につき 140円
		口径 150mm	52,460円	380 m ³	1 m ³ につき 140円

基本水量が設定されていることにより、基本水量に満たない利用者から、基本水量と同量使用した利用者との負担が変わらないことについて、不公平であるとの声が寄せられている。

また、水道料金の原価としては、人件費・設備費等の固定費が多くを占めているが、基本水量を設定してしまうことにより、基本水量に満たない利用者は固定費の一部を負担しているのみで、変動費相当については、負担をしていないという見方もある。これは、基本料金の設定方法にもよるが、一般的に基本料金は、人件費及び設備費相当額が多く充当されていると考えられ、結果として、基本料金には、水道原価のうち水量により変動するコストは小額しか含まれない考えによっている。

基本水量制は、水道の普及や公衆衛生の向上を目的として導入されたが、現在では、岐阜市の水道普及率が全国的には低いものの85.5%（平成16年度）に達し、さらに公衆衛生に関しても水質調査等によると一定のレベルに到達しているといえる。水道普及率向上のためには、基本水量制の設置以外にも、上下水道事業部による普及促進などで対応可能であり、基本水量制自体が不可欠なものではない。

今後は、水道料金の考え方のひとつである受益者負担の原則に立ち返り、水道の使用量に応じて適正な対価を求めるとも必要となってきた。将来的には基本水量制を廃止し、小口利用者も1 m³から従量料金を負担する仕組みを取り入れるなど、料金設定条件を見直すことも必要であろう。しかし、次の項で述べるとおり、小口の利用者に対しては、低廉な生活用水を供給するために大幅な軽減措置が講じ

られてきており、このことに起因して、現在設定されている基本水量を全廃すると料金負担が急激に増加する使用者層が生じる可能性もある。

このため具体的な案としては、当面の間は、使用者の料金負担を勘案し、基本料金を出来る限り少額（現在の半額等）に設定し、現行料金における料金負担額とのバランスに配慮して、適切な措置を講ずる案も考えられる。

現在、基本料金に関して、基本水量や一部口径別逓増型料金体系を採用し、水道事業の公益性を重視した料金体系になっているが、通常、民間のエネルギー会社（たとえばガス、電気など）などでは、大口利用者に対しては、通常の小口利用者よりも優遇された割引制度を用いているなど、サービスとしての要素を取り入れている。つまり、大口利用者など、商品を多く利用するものに対しては、収益の還元を行うものである。基本的には、水道においても「水」という商品を供給しており、「水」は、民法第173条第1号による「生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物及び商品」に該当（平成15年10月 最高裁判所判例）するため、他のエネルギー商品と法的な取扱いの上では特に差別化するものではないと考えられる。したがって、従来の公益性重視の水道事業の考えのみでなく、サービス事業としての水道事業のあり方について考える必要性も時代と共に増してきているのではないかと考えられる。

これらの案又は考えを考慮し、岐阜市のみならず、水道業界において、基本料金及び基本水量について、再度その考え方を整理する時代となってきていると考えられる。

(4) 水道事業における基本料金の軽減措置の考え方

岐阜市では、低廉な生活用水の供給を目的として、小口利用者に対して基本料金の軽減措置を行っている。

この軽減した額については、独立採算の考え方に基づき、用途別料金体系及び口径が大きいほど高い単価が適用される口径別逓増型料金体系となっているため、第4種の口径の大きい者（主に企業等）の負担が増加し、結果として、小口利用者の負担を軽減した分を、大口利用者がより多く負担する仕組みとなっている。

基本料金の軽減措置

$$\text{原価} - \text{軽減額} = \text{基本料金}$$

岐阜市水道料金の料金表

種別		基本料金	基本水量	基本水量 1 m ³ あたり基本料金	
第1種	家事用	660 円	10 m ³	66 円	
第2種	学校、幼稚園、保育所用	3,300 円	50 m ³	66 円	
第3種	公衆浴場用	1,650 円	50 m ³	33 円	
第4種	第1種	口径 13,20,25mm	660 円	10 m ³	66 円
	第2種	口径 40mm	2,060 円	20 m ³	103 円
	第3種	口径 50mm	4,860 円	40 m ³	121 円
	に該当	口径 75mm	10,460 円	80 m ³	130 円
	しない	口径 100mm	21,660 円	160 m ³	135 円
	もの	口径 150mm	52,460 円	380 m ³	138 円

かつて水需要の増加が続いていた時代には、需要増加とそれに伴う施設整備等に要する増分経費を大口使用者の負担に求めることについて、一定の社会的な評価が得られていたと思われる。

しかしながら、大口使用者が給水件数・水量ともに減少する一方、軽減措置を受ける小口使用者の給水件数が増加を続けており、需要構造が変化してきている。

また、岐阜市においては、概ね需要に見合う水源量と施設規模を確保できる段階に来ており、事業運営の主体が建設・拡張中心から維持・更新中心に移行しつつある。

こうしたことから、需要拡大に伴う増分経費を大口使用者の責任に求めるこれまでの考え方について、使用者間の負担の公平性の観点から見直しが必要になってきている。

生活用水に対する軽減措置は、低廉な生活用水を供給するという行政目的を達成するために実施してきたもので、その目的自体は、今日においても意義を失っているものではない。

しかし、需要構造が変化してきている現在、これまでのような軽減措置は、利用者間の負担の公平性の見地から、見直す必要がある。現在、大口利用者が負担増加のため井戸に切り替え、又は大口利用事業者の倒産（繊維業等）により大口利用者が減少していく一方、小口の利用者が増加し続けている。このため、現在の軽減措置を継続していくと、軽減負担部分を回収できなくなる。

現在岐阜市では当該軽減金額算定について全体のコストを基礎に公営企業経営審議会で協議して決定している。全体のコストを固定費・変動費に区分し、変動費を従量料金、固定費を基本料金とする考え方を基礎としている。上下水道事業部が採用している費用の変動固定区分は以下のとおりである。

	科目	固定費	変動費
維持管理費	給料、被服費、手数料、委託料、賃借料、負担金、保険料、公課費、会費、厚生費、補助交付金、研修費、普及宣伝費、恩給、報償費、交際費、報酬、災害補償費等	100%	0%
	賃金、補償費、管渠作業費、水質試験費等	0%	100%
	旅費、消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、雑費、設備補修費、管渠改造工事費、設備補修費等	50%	50%
資本費	減価償却費、支払利息等	100%	0%

軽減措置の考え方には、上記のとおり様々な考え方、政策に基づいているが、今後受益者負担に重点を置くのであれば、軽減対象として認識するものについては、原価のうちの固定費関係の資本費（減価償却費、支払利息等）程度に留めるべきであり、水使用に直接的に関わる原価である維持管理費（人件費、動力費、修繕費、薬品費、委託料等）は、小口利用者の負担とする方法も考えられる。

(5) 下水料金の超過料金の考え方

岐阜市では、下水料金の基本料金以外の超過料金について逓増従量制を採用している。逓増従量制は、生活排水に対する配慮及び大口需要の抑制の観点から、少量排出者から大量排出者への原価配賦調整を行う措置として設定されたものである。特に、累進度の設定については、中小零細企業が多い本市の状況やその当時の経済情勢等に配慮する必要性からも、これまでの料金改定においても出来る限り低く抑えるよう努め、現在では、累進度も他都市に比べ低く設定されている。

地域全体で環境を守るという観点から見た場合には、大量排出者に負担を求める従量料金制度は必要に応じた見直しも必要であり、大量排出者の排出量の減少があった場合には、大幅な使用料の減収を引き起こし下水道事業の安定性を阻害するといった問題点をも含むため、依然として厳しい現下の社会・経済情勢の下では、累進度を出来る限り低く抑えることにより、大量排出者に対する料金負担を相対的に軽減することが必要である。

岐阜市の下水料金(1ヶ月あたり)は以下のとおりである。

種別	基本料金	1ヶ月あたり超過料金(1m ³ あたり)		
		1m ³ 以上	10m ³ 以下	
一般汚水	800円	11m ³ 以上	10m ³ 以下	25円
		21m ³ 以上	20m ³ 以下	95円
		51m ³ 以上	50m ³ 以下	105円
		101m ³ 以上	500m ³ 以下	110円
		501m ³ 以上	10,000m ³ 以下	115円
		10,001m ³ 以上		120円

現在、岐阜市での下水料金の超過料金の最高単価は120円となっており、最も安い25円の4.8倍となっている。このため、大口利用者と小口利用者間で不公平が生じている。近年、小口利用者が増加し続け、大口利用者が減少していることにより、現状の料金体系では、小口利用者の軽減負担分を大口利用者相当額で回収出来なくなる可能性がある。

逓増料金制については、上記にあるとおり、様々な政策、配慮を勘案して決定されてきた。今後は原則論である受益者負担の考え方も考慮に入れ、料金構成を再度見直し、特に10m³以下の小口利用者について格差を減少させる措置をとる案も考えられる。

(6) 料金体系（水道・下水道事業共通）の考え方

岐阜市では料金体系について、用途別料金体系を基礎とし、一部水道料金の第4種についてのみ口径別料金体系を採用している。

用途別料金体系とは、使用用途を基準として料金を設定する料金体系である。用途の区分は、家庭用、営業用、浴場用、工場用などが一般的であるが、用途の区分及び設定単価の差異が政策的かつ恣意的であり、客観性に欠けるという問題点が指摘される。

口径別料金体系とは、各需要者の給水管や水道メーターの大きさを基準として料金を設定する料金体系である。この場合、水道メーターに係る経費等や水道需要量が、概ねメーター口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できる。

岐阜市での料金体系について、用途別料金体系を採用することは、一般に客観性に欠き恣意性が介入しやすいといえるため、費用負担の公平性の観点から口径別料金体系を基礎とした料金体系への順次切り替えも考慮に入れる案も考えられる。

また、現在岐阜市では水量区画について、下水道使用量のみ設定されているが、水道料金には設定されていない。

将来的には水量区画を下水道のみならず、水道料金にも設定し、水量区画ごとに料金設定を行う必要がある。また、現在設定されている下水道の水量区画の区画ごとで件数のばらつきがある。下記の表にあるとおり 21 m^3 以上 50 m^3 以下の区画に42.9%が該当しており、また 51 m^3 以上については少数となっている。件数のバランス等を考慮し、水量区画について見直すことも考えられる。

平成16年度下水道水量区画割合（1ヶ月あたり）

種別	水量区画		件数割合
一般汚水	1 m^3 以上	10 m^3 以下	19.7%
	11 m^3 以上	20 m^3 以下	30.2%
	21 m^3 以上	50 m^3 以下	42.9%
	51 m^3 以上	500 m^3 以下	6.9%
	501 m^3 以上	10,000 m^3 以下	0.3%
	10,001 m^3 以上		0.0%

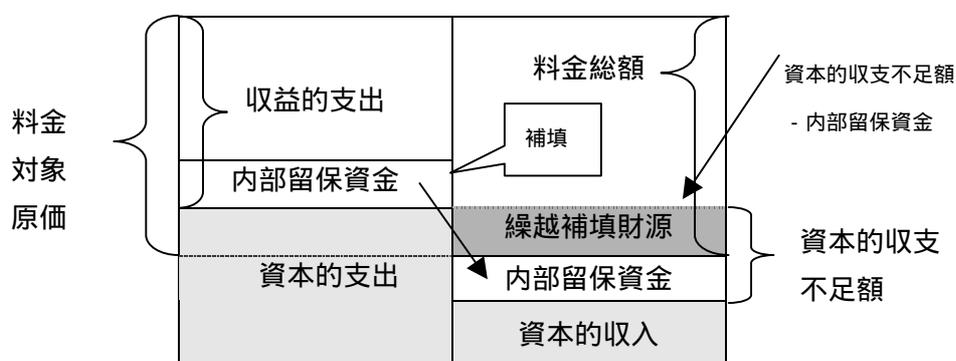
(7) 水道及び下水道に係る料金対象原価の算定についての考え方

料金対象原価（水道料金として使用者から徴収すべき総額（総括原価））の算定に当たっては、一般に損益収支方式と資金収支方式の2とおりの方法がある。

損益収支方式は、資本的収入及び支出（企業の長期的な経済活動に備えた建設改良工事などの支出とその財源となる企業債などの収入）を個別に算定せず、収益的収支（企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出）に事業維持のために必要な一定額の資産維持費を加算して総括原価を算定する方法であり、資金収支方式は、料金算定期間内において実際に必要な資金所要額をもとに、総括原価を算定するものである。

岐阜市では、これまで資金収支方式により、料金対象原価を算定してきている。

資金収支方式



資金収支方式では、収益的支出と資本的支出をそれぞれ算定し、収益的支出のうち減価償却費などの内部留保資金と企業債や国庫補助金などの資本的収入を差し引いた残額を料金対象原価とするもので、上記図の網掛け部分（資本的収支不足額 - 内部留保資金）に示す繰越補填財源も料金対象原価に含めて算定している。

この繰越補填財源は、減価償却費等の内部留保資金だけでは、震災対策などの施設の高度化や物価の上昇に対応する所要額を確保できないため、料金対象原価に含めて使用者から回収しているものである。

資金収支方式で料金対象原価を算定する場合、損益収支方式との比較において、一般に次のような評価がなされる。

メリット	デメリット
既存施設の実態資本の維持や、施設の高度化などに要する経費を確保しやすい	効率化のインセンティブが働きにくい
官庁会計の予算方式に準じた方法であり収支の過不足が明確なため、住民等の理解を得やすい	過剰な投資が行われる可能性がある 資金不足額を料金で回収していることが、予算上明確でない

岐阜市では、資金収支方式で料金対象原価を算定していることから、デメリットとして指摘されている点を解決するための取組を行っている。

上記デメリットの一点目の「効率化のインセンティブが働きにくい」という点については、財政計画に盛り込んだ職員定数の削減や工事コストの縮減などの企業努力を着実に実施するとともに、職員一人あたりの給水人口など、計画期間中に達成すべき事業目標の数値化など積極的に取り組んでいる。岐阜市では以下のように上下水道事業改革プランを作成し取り組んでいる。

(参考) 上下水道事業経営改革プラン(平成17~21年度) 平成17年3月作成

行政改革内容	取組項目	実施予定時期
窓口サービスの向上	インフォメーションセンターの開設	平成18年度
行政サービスの情報化の推進	インターネットによる申請・届出	平成21年度
市民への情報提供等の充実	情報公開の推進	平成17年度
行政と民間の役割分担の明確化	料金調定収納事務の民間委託	平成19年度
同上	水道メーター管理業務の民間委託	平成19年度
同上	給排水工事道路掘削占用許可申請業務の囑託化	平成19年度
PFIの導入検討	汚泥焼却灰からのリンの有効利用	平成21年度
中長期的な視野に立った財政運営	一般会計との経費負担区分の適正化	平成17年度
経費節減・合理化	水洗化の普及促進	平成17年度
同上	鏡岩水源地の土日夜間警備業務の見直し	平成17年度
同上	水質管理業務の見直し	平成17年度
同上	水源地の統廃合	平成17年度
同上	汚泥への古紙投入による焼却燃料等の削減	平成17年度
同上	組織機構の簡素化	平成17年度
同上	高利子企業債の借換	平成17年度
同上	職員定数の削減	平成17年度
歳入の確保	水道・下水料金の収納率の維持、向上	平成17年度
同上	井戸水から上水道への切替促進	平成17年度
同上	水洗化の普及促進(再掲)	平成17年度
同上	未利用地の有効利用及び売却	平成17年度
同上	検針票への有料広告の掲載	平成19年度
同上	給水申込対応工事基準の見直し	平成17年度
事務事業の見直し	鏡岩水源地の土日夜間業務の見直し(再掲)	平成17年度
同上	水質管理業務の見直し(再掲)	平成17年度
同上	維持管理業務の見直し	平成19年度
同上	水源地の統廃合(再掲)	平成17年度
同上	汚泥焼却灰からのリンの有効利用(再掲)	平成21年度
同上	焼成れんが事業の見直し	平成18年度
同上	庁舎の統合化についての検討	未定
補助金の見直し	水洗化の普及促進(再掲)	平成21年度
時代の変化に即応した組織機構の構築	組織機構の簡素化(再掲)	平成17年度
定員管理の適正化	職員定数の削減(再掲)	平成17年度
人材育成	職員研修の取組	平成17年度
同上	工事検査の強化	平成17年度
同上	配水管技能者の育成	平成17年度
多様な人材の活用	事務・業務改善推進	平成17年度
事務の効率化	プラントの一部無人化	平成21年度
新たな入札・契約方式の導入検討	契約手続の見直し	平成18年度
広域行政の推進	合併地区との水道施設の統合	平成17年度

また、「過剰な投資が行われる可能性がある」という点については、施設の整備に係る長期的な指針を策定している。

近年、公共料金や公益事業の運営に対して、住民の厳しい目が注がれている。こうした中で、水道事業及び下水道事業の運営を将来にわたって安定的に維持していくためには、水道及び下水道事業者としてのアカウンタビリティを積極的に果たし、事業運営の透明性を確保していく必要がある。アカウンタビリティとは、行政機関等が行った判断や行為に関して、住民が納得するよう説明する説明責任のことである。

経営に関する会計情報はもとより、事業計画やコストの内訳などとともに、料金体系の仕組みや負担のあり方、施設整備や住民サービスにおける新規施策などについて、住民の求める様々な情報をホームページ等を通じて積極的に提供し、住民の納得が得られるものとしていくことが重要である。

上記のように岐阜市では、効率性の向上や過大投資の排除に向けて積極的に取り組んでおり、繰越補填財源を含めた料金対象原価の総額が過剰に見積もられる可能性は低いと考えられる。

しかし、繰越補填財源が料金対象原価の中にどの程度含まれており、また、その額が将来にわたって水道事業の安定的な運営を継続するために適正に見積もられた額であるかどうかという点については、明確になっていないという懸念がある。

繰越補填財源は、水道事業を健全に継続していくためには不可欠のものであるので、これについても情報を開示し、住民の理解を得ていくことが望ましいと考えられる。

現在岐阜市では、地方公営企業法に定める利益剰余金の処分という会計処理により、収益的収支の利益の一部を翌々年度以降の資本的支出の財源に充当する処理を行っている。

処分を行う額については、決算議会の認定を受けて適正に執行されているが、住民への説明責任という観点から見ると、情報提供の方法を工夫し、内容を充実させるなど、なお一段の努力が求められる。

また、将来的には、料金対象原価の算定に、損益収支方式の考え方を取り入れるなど、今後とも、料金算定の明瞭性を向上させる方策について検討を行っていくことが必要であると考えられる。

公共料金全般にわたって料金の設定方法や、企業としての経営姿勢に対して、住民の厳しい目が向けられている現在、岐阜市としても水道料金の原価が適切に算定されていることを住民に理解してもらうため、住民に対するアカウンタビリティをこれまで以上に積極的に果たしていくことが望ましいと考えられる。

2. 外部監査の結果

(1) 料金改定に伴う財政計画の適正化(水道・下水道事業共通)

概要

上下水道事業部では、料金改定を視野に入れ、将来5年間の財政計画を作成している。上下水道事業部では料金設定で資金収支方式を採用しており、当該財政計画における将来3年にわたり繰越補填財源がマイナスにならないよう料金の改定を行っている。

水道及び下水道事業は、一般に長期の整備期間を要し、また、地域のまちづくりの根幹的施設として地方公共団体のその他の政策と密接に関連性を有するものであることから、その整備は、長期的な展望の下に計画的に実施されることが必要である。

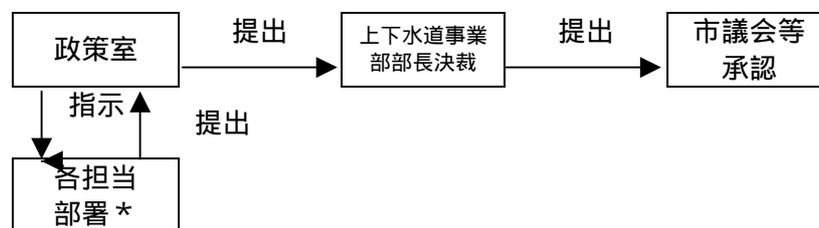
水道及び下水道施設については、地域の自然的・社会的諸条件に合致したものであるとともに、維持管理を含め最小の費用で最大の効果が上げられるよう施設の規模、構造等のあらゆる面にわたり効率性・経済性が追求されなければならない。財政計画は、料金改定の基礎となっていることから、将来5年間の中期計画は重要である。また、施設建設にあたり、将来の収入を考慮し採算性を加味して、建設の可否を決定するが、水道及び下水道事業は長期にわたり投下資本を回収する性格から、施設建設時において適正な長期計画が重要となる。

上下水道事業部が作成する財政計画は、計画策定時の翌年度分については承認された予算金額を用い、翌年度以降については上下水道事業部独自で計画を作成している。計画作成の概要は以下のとおりである。

計画作成部署・・・政策室 財政グループが9月上旬～11月下旬に予算原案作成

計画作成プロセス

(ア) 予算編成



* 各担当部署の内訳は以下のとおり。

営業室・・・料金算定

政策室・・・企業債、補助金等、人件費、減価償却費、支払利息、企業債償還額

その他・・・他収入、物件費、建設改良費

(イ) 中長期計画

政策室において上記予算を基礎に独自に作成。料金収入、人件費等については各部署での計画を考慮に入れ作成している。

監査の結果

上下水道事業部の作成している財政計画は、計画策定翌年度の短期計画については、積み上げ方式により作成された予算金額を使用しているが、次年度以降については、経済動向を考慮した概算値で作成されている。ただし、料金改定を伴う年度においては、計画の精度を高めるため、予想料金収入については、過去の使用量、住居の拡張状況等考慮して補正している。

上下水道事業部の料金設定は、当該財政計画を基礎としているが、財政計画そのものが正確性を欠く場合、設定及び改定料金そのものの妥当性が損なわれる可能性がある。

上下水道事業部では、最近の料金改定として、水道料金では平成11年、下水料金では平成14年に料金を改定しているが、それぞれ料金改定時で使用した財政計画とその後の実績を比較すると以下のように差異が生じている。水洗化率が計画に比べ実際は低く、収益が予想を下回っている。また経費について、実績が計画時より圧縮されているが、企業努力部分も織り込んだ計画を作成していれば、一部については料金を値上げする必要がないとも考えられる。

財政計画が正確性を欠くものであれば、改定した料金自体に客観性がなく、利用者に対する負担増加の説明がつかなくなり問題である。

中長期計画については、過去の各種係数の推移、今後予想される経済情勢、人口の予測、水洗化率などの係数予測、諸経費（人件費含む）の必要予測額等を加味し、出来る限りのデータの収集に努め、客観的で検証可能な計画を作成し、実績との差異が少なくなるよう努める必要がある。

また、作成した計画については、随時モニタリングを行い、予算実績差異分析をし、差異が生じた場合には適時に計画を見直し、以後作成する計画に取り込めるよう検討する必要がある。将来的には、計画作成にある程度の精度が達成されれば、現在3年の計画値をもって料金改定の基礎としているが、長期的な計画が必要なことから、5年をベースとした計画を作成することも検討する必要がある。

設備建設に伴う長期計画は、設備建設認可において必要資料であり作成しているが、当該計画自体は目標ベースの概算であり、認可を得ることを目的として作成している。このため、たとえ認可を得られたとしても、計画と実績は乖離する結果となり、結果として投下資本の回収が困難になりさらなる料金値上げの材料となる可能性がある。

また、財政計画の予算実績差異について利用者に対して開示していない。財政計画は料金改定の基礎又は設備投資の基礎となるものであるから、出来る限りの正確

な計画を作成するよう努め、適正に開示することが、利用者の理解を得るためには必要不可欠であるといえる。

【水道事業】

平成 11 年度料金改定時における財政計画（料金改定後収支予測）と実績との差異

（単位：千円）

		平成 1 2 年度			平成 1 3 年度			平成 1 4 年度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
収益的収入	水道料金	5,010,140	4,909,258	100,882	5,010,261	4,993,069	17,192	5,012,102	4,970,053	42,049
	その他収益	111,706	81,139	30,567	112,809	77,356	35,453	113,924	58,864	55,060
	一般会計補助金	69,570	89,023	19,453	69,454	86,037	16,583	68,978	75,797	6,819
	受託工事収益	65,254	4,923	60,331	65,906	15,971	49,935	66,565	77,731	11,166
	計	5,256,670	5,084,343	172,327	5,258,430	5,172,433	85,997	5,261,569	5,182,445	79,124
収益的支出	人件費	1,133,701	1,122,542	11,159	1,015,672	1,000,009	15,663	1,054,622	993,258	61,364
	物件費	863,968	691,506	172,462	872,351	659,591	212,760	880,817	743,374	137,443
	動力費	239,563	230,493	9,070	239,596	230,118	9,478	239,664	222,095	17,569
	減価償却費	1,294,542	1,270,792	23,750	1,473,508	1,334,011	139,497	1,568,415	1,474,601	93,814
	支払利息	1,494,710	1,427,484	67,226	1,580,397	1,436,061	144,336	1,623,251	1,441,150	182,101
	受託工事費	65,254	4,431	60,823	65,906	15,133	50,773	66,565	75,373	8,808
	計	5,091,738	4,747,248	344,490	5,247,430	4,674,923	572,507	5,433,334	4,949,851	483,483
当年度損益	164,932	337,095	172,163	11,000	497,510	486,510	171,765	232,594	404,359	
積立金への処分額	9,000	18,000	9,000	1,000	202,000	201,000	-	300,000	300,000	
累計	177,034	436,879	259,845	187,034	732,389	545,355	15,269	664,983	649,714	
資本的収入	企業債	3,986,000	3,615,700	370,300	2,884,000	2,606,300	277,700	2,987,000	2,122,300	864,700
	国庫補助金	-	139,300	139,300	-	56,700	56,700	-	-	-
	一般会計補助金	57,445	62,979	5,534	57,700	60,341	2,641	61,034	51,061	9,973
	負担金	247,564	81,717	165,847	247,121	122,371	124,750	248,990	140,860	108,130
	その他	247,900	263,100	15,200	-	-	-	-	11,700	11,700
	小計	4,538,909	4,162,796	376,113	3,188,821	2,845,712	343,109	3,297,024	2,325,921	971,103
	繰越財源充当額	-	347,927	347,927	-	68,965	68,965	-	19,860	19,860
計	4,538,909	3,814,869	724,040	3,188,821	2,776,747	412,074	3,297,024	2,306,061	990,963	
資本的支出	建設改良費	4,637,057	4,226,818	410,239	3,437,546	3,790,660	353,114	3,551,538	2,965,860	585,678
	企業債償還金	857,764	855,021	2,743	958,834	955,940	2,894	1,062,525	1,059,470	3,055
	計	5,494,821	5,081,839	412,982	4,396,380	4,746,600	350,220	4,614,063	4,025,330	588,733
不足額	955,912	1,266,970	311,058	1,207,559	1,969,853	762,294	1,317,039	1,719,269	402,230	
補填財源	1,360,761	2,172,030	811,269	1,609,877	2,704,307	1,094,430	1,524,878	2,680,146	1,155,268	
繰越補填財源	404,849	905,060	500,211	402,318	734,454	332,136	207,839	960,877	753,038	

* 水道料金収入が計画に比べ実績が低いのは、節水意識の向上の他、景気低迷、節水機器の普及等による 1 世帯あたりの使用水量が年々減少しているためである。

* 収益的支出のうち多くについて、実績が計画に比べ金額が小さいのは、企業努力の要因もあるが、計画時に費用を過大に計上する傾向にあったためである。

【下水道事業】

平成14年度料金改定時における財政計画（料金改定後収支予測）と実績との差異

（単位：千円）

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			
	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	予算	差異	
収益的収入	下水料金	4,893,884	4,766,950	126,934	4,886,694	4,794,155	92,539	4,884,023	4,847,470	36,553
	補助金	2,278,557	2,120,930	157,627	2,371,619	2,168,096	203,523	2,320,996	2,194,379	126,617
	その他収益	54,900	93,818	38,918	55,400	146,544	91,144	55,910	86,563	30,653
	受託工事収益	52,363	79,016	26,653	97,389	112,435	15,046	106,898	247,735	140,837
	計	7,279,704	7,060,714	218,990	7,411,102	7,221,230	189,872	7,367,827	7,376,147	8,320
収益的支出	人件費	863,100	856,323	6,777	935,600	892,087	43,513	918,300	839,534	78,766
	物件費	701,651	588,520	113,131	726,302	620,270	106,032	738,033	752,591	14,558
	委託費	594,615	556,374	38,241	614,873	560,200	54,673	614,515	600,936	13,579
	動力費	264,776	240,151	24,625	281,063	247,149	33,914	286,731	276,648	10,083
	流域維持管理負担金	534,046	594,002	59,956	540,010	623,729	83,719	545,116	614,244	69,128
	減価償却費	1,647,219	1,642,322	4,897	2,066,292	2,040,314	25,978	2,074,556	2,038,974	35,582
	支払利息	2,288,212	2,151,299	136,913	2,335,490	2,115,357	220,133	2,302,813	2,092,719	210,094
	受託工事費	50,268	72,336	22,068	93,492	96,466	2,974	102,622	230,498	127,876
	計	6,943,887	6,701,327	242,560	7,593,122	7,195,572	397,550	7,582,686	7,446,144	136,542
当年度損益	335,817	359,387	23,570	182,020	25,658	207,678	214,859	69,997	144,862	
積立金への処分額	64,000	300,000	236,000	-	20,000	20,000	-	-	-	
累計	399,353	204,984	194,369	217,333	210,642	6,691	2,474	140,645	138,171	
資本的収入	企業債	5,007,000	3,224,700	1,782,300	2,547,000	1,790,200	756,800	2,919,000	3,387,588	468,588
	国・県補助金	1,800,000	3,735,978	1,935,978	2,546,000	2,314,539	231,461	1,973,000	1,286,711	686,289
	一般会計補助金	378,005	384,171	6,166	301,021	331,045	30,024	328,037	361,484	33,447
	負担金	185,000	272,903	87,903	429,000	478,307	49,307	203,000	228,722	25,722
	その他	300,000	-	300,000	-	-	-	-	-	-
	小計	7,670,005	7,617,752	52,253	5,823,021	4,914,091	908,930	5,423,037	5,264,505	158,532
	繰越財源充当額	-	219,000	219,000	-	183,300	183,300	-	-	-
計	7,670,005	7,398,752	271,253	5,823,021	4,730,791	1,092,230	5,423,037	5,264,505	158,532	
資本的支出	建設改良費	7,525,740	7,710,142	184,402	5,660,240	3,692,909	1,967,331	5,422,540	3,931,255	1,491,285
	企業債償還金	2,087,412	2,087,412	-	2,250,913	3,056,813	805,900	2,354,248	3,142,909	788,661
	計	9,613,152	9,797,554	184,402	7,911,153	6,749,722	1,161,431	7,776,788	7,074,164	702,624
不足額	1,943,147	2,398,802	455,655	2,088,132	2,018,931	69,201	2,353,751	1,809,659	544,092	
補填財源	2,082,422	3,064,478	982,056	2,429,183	2,937,290	508,107	2,632,756	3,056,853	424,097	
繰越補填財源	139,275	665,676	526,401	341,051	918,359	577,308	279,005	1,247,194	968,189	

* 下水料金収入が計画に比べ実績が低いのは、節水意識の向上の他、景気低迷、節水機器の普及等による1世帯あたりの使用水量が年々減少しているためである。

* 収益的支出のうち多くについて、実績が計画に比べ金額が小さいのは、企業努力の要因もあるが、計画時に費用を過大に計上する傾向にあったためである。

(2) 認定水量の妥当性(下水道事業)

概要

岐阜市では井戸水等を利用し水道料金を支払う必要のない住民の下水道使用水量について、独自の認定基準を設けている。

認定制度は、従来から市民の衛生・健康の保持、資源の公平利用、さらには下水道財政の健全化など、多角的な議論が繰り広げられてきた。水道利用者と井戸水利用者では利用形態自体が異なり、料金の格差を設けるべきという考えがある一方、特定の利用者だけに根拠もなく格差をつけることは法の趣旨に反するため、計測器を設置し、確定水量で測定すべきという考えもある。

しかし、計測器設置について、現在、岐阜市の下水道利用者の約4分の1である約3万2千件(下記表の太字合計)を対象としていることになり、そのすべてに短期的に計測器を設置することは困難かつ莫大な費用がかかることから、現実的ではない。

そこで、具体的な解決策として、以下のものが平成14年10月31日の答申において提案されている。第1に認定制度の対象者を増やさないため、新たに下水道を利用する井戸水利用者には、計測器設置を義務付ける。第2に既に認定制度にて下水道を利用している井戸水利用者のうち、不公平感が高い水道・井戸水併用使用者への計測器設置を優先する。第3に計測器設置の義務付けや設置費用の負担のあり方など、心理的効果を狙った措置等を整備する。

水資源利用の公平性の観点、さらには、衛生面、資源保護、環境保全の観点からも、第1に井戸水から水道への切り替え、次いで計測器の設置について井戸水利用者の理解を積極的に求めていくことが重要である。

平成16年度下水利用戸数の種別水供給形態

区分	第1種 家専用		第2種 学校・幼稚園 保育所用		第3種 公衆浴場用		第4種 左記以外		計		
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	
水道	81,180	72.7%	136	70.1%	1	6.7%	7,765	54.1%	89,082	70.6%	
井水	計測器	2,174	1.9%	24	12.4%	0	0%	816	5.7%	3,014	2.4%
	認定	14,185	12.7%	0	0%	4	26.7%	2,356	16.4%	16,545	13.1%
併用	水道と計測器	1,062	1.0%	33	17.0%	0	0%	964	6.7%	2,059	1.6%
	水道と認定	13,056	11.7%	1	0.5%	10	66.6%	2,449	17.1%	15,516	12.3%
計	111,657	100%	194	100%	15	100%	14,350	100%	126,216	100%	

監査の結果

認定水量は定量で段階ごとに決められているが、実際水道メーターを取り付けている利用者データと比較すると推定使用水量が多く設定されている。このため認定基準を利用している利用者は、水道利用者に比べ下水料金が高く計算されてしまっている。これは、一般に水道利用者と井戸水利用者では利用形態が異なることを前提条件としていることに起因するが、根拠となる基礎データは不十分である。適正水量の測定のため長期的にも計測器設置の計画を立案し、着実に実行する必要がある。

また、当該認定基準は用途別かつ人員等（職員、住人、生徒数など）により決定されてしまうので、利用企業では業種により不公平になる可能性がある。現在ある程度業種ごとに分類しこれらの不公平を減らそうとしており、業種による分類の区分は第4種では6区分に分類されているが、主として2区分（第4種工とオ）に集中しているため不公正をなくす基準としては不十分であるといえる（上記料金表参照）。したがって、再度認定基準の見直し、具体的には業種の細分化等を考慮に入れ基準を作成しなおす必要がある。

家事用認定水量と水道利用者平均利用水量との比較

種別	利用人数	1ヶ月あたり 認定水量 A	平成16年度水道 利用者平均水量 B	左記割合 A / B
第1種 家事用	1人	12 m ³	10.5 m ³	114%
	2人	22 m ³	19.8 m ³	111%
	3人	27 m ³	24.4 m ³	111%
	4人	34 m ³	29.9 m ³	114%
	5人	41 m ³	35.0 m ³	117%
	6人	48 m ³	40.4 m ³	119%
	7人	55 m ³	43.9 m ³	125%
	8人	62 m ³	47.6 m ³	130%
	9人	69 m ³	52.0 m ³	133%

なお、上記の認定水量については、平成14年度の料金改定時に平成11年度から平成13年度までの水道利用者の平均使用水量について集計していたが、見直し可能であった平成14年度の料金改定時においても水道利用者よりも認定水量は過大に設定されていたといえる。なお、集計結果は以下のとおりである。

種別	利用人数	平成11年度	平成12年度	平成13年度
第1種 家事用	1人	10.8 m ³	10.7 m ³	10.7 m ³
	2人	20.7 m ³	20.6 m ³	20.4 m ³
	3人	25.2 m ³	25.1 m ³	25.0 m ³
	4人	31.1 m ³	30.9 m ³	30.4 m ³
	5人	36.0 m ³	35.7 m ³	35.2 m ³
	6人	41.7 m ³	41.4 m ³	41.1 m ³
	7人	45.5 m ³	45.7 m ³	45.6 m ³

（注）8、9人は集計していない。

(3) 水洗化率の向上(下水道事業)

概要

水洗化率とは、水洗処理可能な人口(以下、処理人口)のうち、実際に水洗化している人口(以下、水洗化人口)の割合をいう。

下水道事業は、先行的に施設整備を行い、当該施設により提供する汚水処理サービスの対価として使用料を収入することにより、施設建設に要した経費を回収するものであり、また、このような経費は汚水量の多寡に関連しない固定的な経費でもあることから、早期に水洗化率を改善し施設の利用効率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図ることにより、投下した資本を早期に回収し、経営の健全性を確保する必要がある。

下水道法は、公共下水道の供用が開始されると遅滞なく排水設備を設置しなければならない(法第10条)、さらに3年以内に汲取便所を水洗便所に改造しなければならない(法第11条の3)としており、あわせて水洗便所への改造に対する資金の融資、あっせんに関する規定を設けている(法第11条の3第6項)。公共下水道における下水処理区域内の水洗化率は約9割に達しているが、水洗化率が低い事業においては、有収水量の減を通じて処理原価が高いものになってしまう。下水道に対する住民の理解と協力を求め、水洗便所への切替の促進を図ることが望まれる。

なお、地方公共団体の行政サービス全体からみても、下水道の処理区域において汲取便所が存在することは、引き続きし尿処理事業を実施しなければならないこと等から、行政の効率化が図れないことにもなることに十分留意する必要がある。

意見

現在、岐阜市における水洗化率は地域全体としては88.9%であるものの、処理区別ごとにばらつきがある。特に北西部処理区では、平成16年2月に北西部プラントを設置し現在1年程度しか経過していないため、水洗化率は現在24.4%と低い水準にある。

水洗化率が、向上しない理由として、水洗化することにより、従来使用していた合併浄化槽の投資の損失、合併浄化槽の撤去等の費用、新規水洗化対応のための工事費用などが住民の負担となるためなどがあげられる。

現在、上下水道事業部において、水洗化率向上に向け積極的に切替要請を行っている。住民の立場からは、切替に係る費用を負担することに対し抵抗があり、上下水道事業部の要請に対し難色を示す場合もある。上下水道事業部としては、水洗化による効果について住民に呼びかけ、少しでも水洗化率が向上するよう更なる普及促進を行うべきである。

また、岐阜市では水洗化率促進のため、水洗化助成金を交付している。これは水洗便所新設等にかかる費用を一部助成する趣旨で交付しているが、実際の新設費用などは助成金を大きく上回るため、助成金だけでは水洗化率促進の活動としては不

十分であるといえる。したがって、上下水道事業部としては、水洗化による衛生面での利点等を認知させ、更なる呼びかけを行うとともに、水洗化向上のために、従来使用していた合併浄化槽の投資の損失、合併浄化槽の撤去等の費用、新規水洗化対応のための工事費用などに対して補助金を支給するなどの案も考えられる。

処理区別水洗化率

(平成16年度末)

	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	計
水洗化人口(人)	45,480	81,670	101,320	8,010	236,480
処理人口(人)	46,730	83,220	103,140	32,880	265,970
水洗化率(%)	97.3	98.1	98.2	24.4	88.9

水洗化助成金改正の推移

区分(助成金改正年度)			平成4年	平成5年	平成15年	摘要
水洗便所新設	公示3年以内	市民税均等割又は免除の場合	23,000	23,000	30,000	汲取式は公示3年以内、汲取式以外は公示1年以内を対象
		その他の場合	15,000	15,000	20,000	
	公示3年経過後	市民税均等割又は免除の場合	8,000	-	-	
		その他の場合	5,000	-	-	
併用管布設工事			5,000	5,000	5,000	
水路越し	上越し	1.8メートル以上	-	-	-	水深が1.5メートルを超える場合を対象
		2.0メートル以上	8,000	80,000	80,000	
		2.5メートル以上	89,000	89,000	89,000	
		2.7メートル以上	-	-	-	
		3.0メートル以上	105,000	105,000	105,000	
		3.5メートル以上	116,000	116,000	116,000	
	伏越し	1.8メートル以上	83,000	83,000	83,000	水深が1.4メートルを超える場合は20センチごとに11,000円を加算する
		2.5メートル以上	87,000	87,000	87,000	
		2.7メートル以上	-	-	-	
		3.0メートル以上	91,000	91,000	91,000	
		3.5メートル以上	95,000	95,000	95,000	
	3.6メートル以上	-	-	-		

． 収納事務について

1． 収納事務の概要

(1) 上下水道事業部の収納担当組織

岐阜市上下水道事業部では独立採算制を採用している。独立採算制を採用している事業体においては、収益の確保は事業体存続に関連し非常に重要な要素となる。特に上下水道事業部に関しては、事業収益のうち水道料金及び下水料金の占める割合が非常に高く、また料金収益に直接影響を与える収納事務は事業体の根幹業務の一つといえる。収納事務は利用者と直接接点を持つ事務内容でもあり、経済実態等を把握する手段の一つになっている。

上下水道事業部では、上記重要性に鑑み、収納事務に関連する組織の整備を図るとともに、必要以上の人件費を削減するよう組織を編成している。

また、上下水道事業部では上下水道事業部の職員以外に、委託検針者、委託集金者を用い、コスト削減を図りながら、必要かつ十分な収納事務が遂行されるよう検討している。

上下水道事業部

部署名	人数	業務内容
営業室 料金グループ	6人	水道・下水料金の調定に関すること。
営業室 収納グループ	6人	水道・下水料金の収納に関すること。 滞納整理及び滞納処分に関すること。 欠損処分に関すること。

委託検針者

所轄部署	人数	平均年齢	平均勤続年数
営業室 料金グループ	33人	51.7歳	12.4年

委託集金者

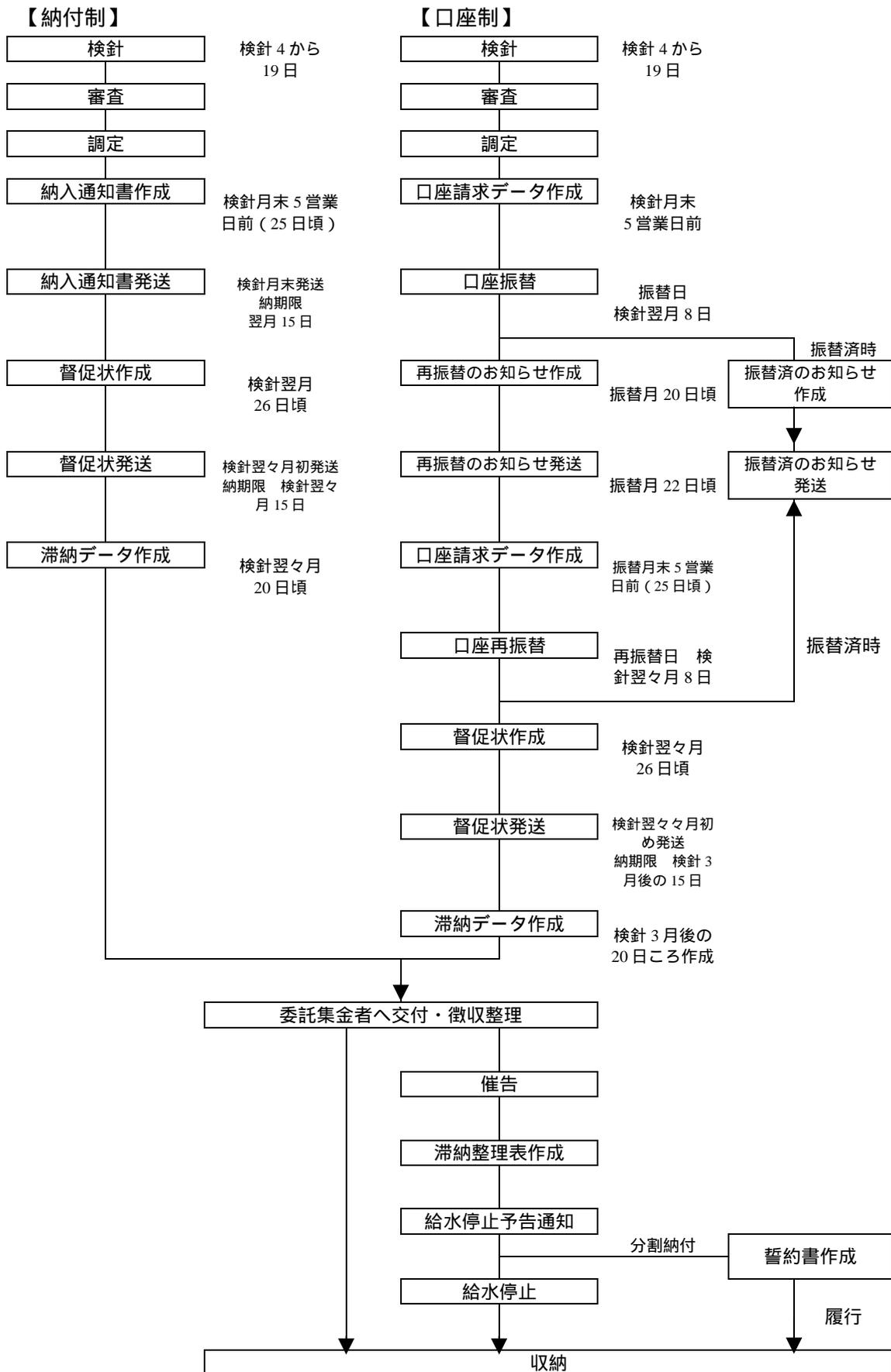
所轄部署	人数	平均年齢	平均勤続年数
営業室 収納グループ	12人	54.4歳	6.8年

(2) 収納手続について

水道料金及び下水料金の収納事務は、水道メーターによる使用水量の検針業務、検針値を基礎とした審査、調定及び徴収業務で構成されている。

検針業務とは、給水装置設置場所に赴き、水道メーターの指針値に基づく使用水量を計測し使用者へ「使用水量のお知らせ」票を発行し、通知する事をいう。また、付帯業務として、使用者等からの水道に関する問い合わせ、届出等の受付に関する処理も行っている。

検針から収益計上までのプロセス及び概要は以下のとおりである。



検針対応

- (ア) 委託検針者数 33名
- (イ) 検針期間 隔月検針(偶数月と奇数月にわけてある)
- (ウ) 定例検針日 毎月4日から19日までに検針するものとする。定例検針は定められた検針日に検針することを基本とする。
- (エ) 検針時の心得 検針は水道料金、下水料金の算定基礎となる使用水量を計算する重要な業務であることから、検針員は指針値の読み取りに誤りのないよう十分に留意しなければならない。

検針日以前の処理

- (ア) 検針データの作成
- (イ) 「検針日程表」に基づいた検針データを作成する。
- (ウ) 検針日より数日前に直近データを基にメモリカードを作成する。

検針(毎月4日~19日)

検針は異常水量等特別な場合を除きハンデーターミナルを使用する。

(ア) 検針に際しての注意

使用者名、お客様番号、メーター番号とハンデーターミナルに入力されているデータを照合確認し、メーターの指針値を読み取りハンデーターミナルに入力する。

次に使用水量に異常がないかを確認して「使用水量のお知らせ」票を出力して、使用者に通知する。

(イ) 検針時の他の業務

- () 無届使用者に対し氏名及び使用開始年月日の調査及び届出等の受付。
- () 無届転居、転出者の転居、転出先の調査。
- () 異常水量に対して、使用者と面談の場合は内容説明し、留守等面談できない場合は「お知らせ」を投函する。
- () その他検針員が使用水量等において不審と感じたデータの現場での調査。

(ウ) 検針日報の作成

検針時発見した無届使用者、無届転居、転出者、使用水量の異常等を検針日報でもって報告する。

審査

(ア) 内容審査

- () ハンデーターミナルの内容及び検針日報から使用水量が大幅に増減しているものについて、漏水、メーター故障又は誤針の懸念があるものの判別。

() 不在又はメーター上障害物で検針できなかった場合の処理の仕方。

(イ) 内容審査後の処理

() 検針員への再検針指示

内容審査の結果、異常が認められるもので、職員が出向いて再調査をする必要がないもの、誤検針等検針員の自覚を促す意味から検針員に再検針させる方がよいものについては、検針員に再検針の指示をし、適切に処理させる。

() 異常水量等の調査

- A 検針員が面談等をした場合でも異常水量の幅が大きいものは、職員が電話等で連絡するか、現地へ赴く。
- B 調査で誤検針等が判明した場合「使用水量のお知らせ」票の訂正を行い、お客様の了承を得る。
- C 検針が出来ない場合は「使用水量の認定」要綱に基づき、お客様の了解を得て認定する。

調定（内容審査等を通じ調査し料金を決定する）

- (ア) 未検針分がないか、未検針データをもとに調査し、未検針の場合は至急検針者に検針させて、料金を確定する。
- (イ) 使用者からの苦情に対し、速やかに現地状況を把握し、対応し料金を確定する。
- (ウ) 検針が終了した後、検針者が無届使用者への「ハガキ」投函、現地確認等で使用者氏名が判明した分の料金を確定する。
- (エ) 使用者からの漏水修理完了報告を基に「要綱」に従い、料金を確定する。

徴収業務

- (ア) 委託集金者数 12名
- (イ) 委託集金者は未納者に訪問し料金を徴収した場合には、「領収書」「原符」「払込票」を発行し、「払込票」と共に現金を金融機関へ納入する。
- (ウ) 委託集金者は集金の有無に関わらず最新の情報を得るため、毎日メモリーカード（ハンデー）を書き換える。
- (エ) 金融機関から送付されてくる納入済通知書を基礎に日計・入金処理。
- (オ) 滞納日計表を作成し、月末に滞納整理表を集計。
- (カ) 職員の指示（校区、調定月、予約及び約束違反の有無等）のもと委託集金者は給水停止処分対象者を抽出する。
- (キ) 給水停止予告通知書を作成・配布し、給水停止処分を執行する。

(3) 収納状況について

水道料金（簡易水道含む）発生（調定）年度別の収納状況

（単位：千円）

		12年度発生債権	13年度発生債権	14年度発生債権	15年度発生債権	16年度発生債権
調定年度	調定額 A	5,154,720	5,242,722	5,218,555	5,128,297	5,177,606
	収納額 B	5,047,332	5,132,168	5,096,463	5,011,703	5,056,612
	未収額	107,388	110,524	122,091	116,594	120,993
調定 1年後	収納額	71,116	72,308	79,974	75,954	-
	未収額	36,271	38,215	42,117	40,640	-
調定 2年後	収納額	8,729	10,940	12,526	-	-
	未収額	27,541	27,274	29,590	-	-
調定 3年後	収納額	3,827	4,556	-	-	-
	未収額	23,714	22,718	-	-	-
調定 4年後	収納額	2,648	-	-	-	-
	未収額	21,065	-	-	-	-
収納率（B/A）		97.9%	97.9%	97.7%	97.7%	97.7%

* 上記の収納額及び収納率は発生年度内の収納（ただし、3月調定については4月収納分含む）を基礎としている。このため決算書の未収金に含まれる未収料金とは金額が異なる。

下水料金発生（調定）年度別の収納状況

（単位：千円）

		12年度発生債権	13年度発生債権	14年度発生債権	15年度発生債権	16年度発生債権
調定年度	調定額 A	4,740,829	4,726,930	4,634,398	5,005,298	5,033,862
	収納額 B	4,569,823	4,553,454	4,456,826	4,858,094	4,871,906
	未収額	171,005	173,476	177,572	147,203	161,956
調定 1年後	収納額	67,462	68,060	70,508	73,641	-
	未収額	103,543	105,416	107,063	73,561	-
調定 2年後	収納額	45,875	30,532	21,088	-	-
	未収額	57,668	74,883	85,975	-	-
調定 3年後	収納額	23,231	33,888	-	-	-
	未収額	34,436	40,995	-	-	-
調定 4年後	収納額	3,001	-	-	-	-
	未収額	31,435	-	-	-	-
収納率（B/A）		96.4%	96.3%	96.2%	97.1%	96.8%

* 上記の収納額及び収納率は発生年度内の収納（ただし、3月調定については4月収納分含む）を基礎としている。このため決算書の未収金に含まれる未収料金とは金額が異なる。

なお、各年度末の決算上の料金未収金の金額は以下のとおりである。

未収金 （単位：千円）	科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	水道料金	591,473	602,659	625,823	642,788	662,580
	下水料金	742,433	773,537	751,345	778,745	787,706

（注）決算上の各未収金残高には、3月調定4月以降収納部分等も残高に含まれている。

2. 外部監査の結果

(1) 給水停止措置に係る規定の整備及び権限の明確化について（水道・下水道事業 共通）

概要

上下水道事業部では、管理者は水道料金及び下水料金を指定された期間内に納入しない場合、利用者に対し給水を停止できるとしている。具体的には、事務的な煩雑さも考慮し、水道料金を6ヶ月以上納入しない利用者に対し給水停止処分の対象者としている。実務的には、6ヶ月以上滞納した時点で即座に給水停止になるのではなく、対象者について、職業・家族構成等の把握、現状生活環境の聞き取り調査、給水停止予告の通知等の手続を経て、給水停止を実施している。これは単に料金が未納になっていることをもって給水停止とすると、生活に欠くことのできない生活用水が供給されなくなり、事情によっては公益性を害する可能性があるための措置であるといえる。

【岐阜市上下水道事業部給水停止取扱要綱 第2条】

水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者について給水を停止することができる。ただし、漏水その他のやむを得ない事情がある者についてはこの限りではない。

(1) 3期（6月）分以上の水道料金を滞納している者

(2) 1期（2月）分を滞納している者のうち、過去に給水停止処分を受けた者で管理者が常時滞納者と認めた者

(3) その他管理者が特に必要と認めた者

監査の結果

上記「岐阜市上下水道事業部給水停止取扱要綱」第2条によると、6ヶ月以上の滞納者に対して、給水停止予告通知を経て給水停止を行うことができるとなっている。原則6ヶ月以上の滞納者に対しては給水停止処分を実施しているが、利用者の個々の事情を勘案し、例外的に給水停止を措置しないケースがある。この例外措置につき規則・マニュアルにおいて整備されておらず、また上位者に対し稟議等の決裁手続を採っていない。給水停止対象者の選定については、職員の指示（校区、調定月、予約及び約束違反の有無等）のもと、委託集金者（一般公募の個人）が個々に給水停止対象リストを作成し、その後、上下水道事業部の職員が当該リストを収集・集計するため、当該リストに記載されている対象者を基礎として給水停止処分決定を稟議書で起案し承認することになった

ている。利用者の個々の事情及び情報等は委託集金者が最も実態を把握しているため必要な情報交換を行ったうえで、委託集金者に給水停止先選定も一義的に任せる形となっている。委託集金者と必要な情報交換を行っているものの、委託集金者が選ぶ給水停止処分対象者について、規定、マニュアル等は存在していないため、客観性及び統一性について不十分であるといえる。

したがって、今後、客観的に給水停止処分対象者を決定するために、当該例外措置についても規定・マニュアル等で手続・権限について明確にし、稟議決裁手続を適正に行う必要がある。

なお、参考として現在の給水停止の実行状況は、以下のとおりである。

平成16年度給水停止対象世帯に占める実際給水停止世帯の状況

平成16年度	給水停止対象延べ世帯数	A	2,443世帯
平成16年度	実際給水停止実行延べ世帯数	B	732世帯
平成16年度	給水停止実行世帯割合	$C = (B / A)$	30.0%
平成16年度	給水停止未実行世帯割合	$100\% - C$	70.0%

上記の給水停止未実行世帯(70.0%)の中には、一部入金や社会的・政策的な配慮(利用者の個々の事情等)により給水停止を行わない世帯も含まれているが、それらの判断において、客観性を十分に担保することが望ましい。

(2) 水道料金不納欠損について(水道事業)

概要

上下水道事業部では債権発生から時効期限が到来した債権について不納欠損処理を実施している。不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であり、時効により消滅した債権、放棄した債権等をいう。これは時効が発生した段階で、債権者に対する法的求償権が消滅し、債権の資産性が著しく減少し、実態に合わせた財政状態を開示するため、債権を償却するものである。

最近5年間の水道(簡易水道含む)の不納欠損処理状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収水道料金	598,784	614,689	666,949	657,343	664,062
不納欠損処理額	7,311	12,029	14,125	14,554	1,482
差引未収入金	591,473	602,659	652,823	642,788	662,580

監査の結果

従来から上下水道事業部では債権発生から5年(時効)を経過した時点で不納欠損処理を実施していた。しかし、平成15年10月最高裁判所及び平成13年5月東京高等裁判所において、水道供給事業者の地位は、一般私企業と異なるものでないから、水道供給契約は私法上の契約であり、したがって水道料金の債権は私法上の金銭債権であるとされた。このため、水道供給契約によって供給される「水」については民法第173条第1号の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物及び商品」に含まれるため、その消滅時効期限は「2年」とであると確定がなされた。

これを受け平成16年11月18日に総務省自治財政局公営企業課より「水道料金債権の消滅時効について」が公表され、各市町村の水道事業で2年の時効を基礎に認識するよう通知された。

しかしながら、上下水道事業部では平成16年度において、上記通知書が到達しているが、実務的な対応を検討する(他の市町村の動向を見守る)という理由で、不納欠損処理を実行しなかった。不納欠損処理の対象金額は、時効を5年とした場合は、14,736,906円(3,246件)であり、時効を2年とした場合は、89,863,298円(16,546件)である。

本来、総務省より通知があり時効期限が明確になった以上、不納欠損処理は2年で実行することが妥当であり、実務的な対応を検討する理由で、不納欠損処理自体を実施しないのは問題である。

(3) 水道・下水料金の軽減と充当伺書について(水道・下水道事業共通)

概要

上下水道事業部では「使用水量の認定及び水道・下水料金の軽減に関する内規」及び「岐阜市水道給水条例」により、一定の要件を満たした利用者に対して料金の軽減を実施している。

当該内規によれば、給水装置等の故障により、地下埋設部分の破損等不可抗力による漏水、メーター漏水、赤水による放水、受水槽漏水、受水槽以降での地下漏水に該当する場合には水道・下水料金を軽減できるとしている。

上記漏水が発生したことにより、使用水量が不明となるため、使用水量の認定について当該内規において定めている。

【使用水量の認定及び水道・下水料金の軽減に関する内規 第2条】

使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 量水器に異常があったとき(条例第25条第1項)

次の順序により使用実態に即した使用水量。

- ア 前年同期検針分並の使用水量
- イ 前期検針分並の使用水量
- ウ 前4ヶ月間平均の使用水量
- エ 日割計算による
- オ 初検針における故障は基本水量とする。ただし、口径20mm以下のものに限る。

(2) 使用水量が判明しないとき(条例第25条第3項)

次の順序により使用実態に即した使用水量。

- ア 前年同期検針分並の使用水量
- イ 前期検針分並の使用水量

監査の結果

漏水などにより利用者による使用水量と検針結果に相違が見られる場合には、更正調定を行い、「水道・下水料金の軽減と充当伺書」において営業室長の決裁を採り、使用水量の認定及び料金の軽減充当をしている。

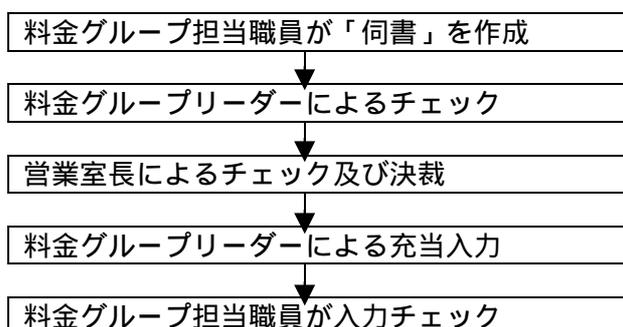
しかし、「水道・下水料金の軽減と充当伺書」において、「充当入力」の処理欄の日付印が決裁前のものが散見された。本来、決裁を採り、その後充当入力を行う必要があったといえる。

平成16年度の充当伺書を通査した結果、上記「充当入力」の処理欄の日付印が決裁前のものは、以下のとおりである。

充当伺書	決裁日付	充当入力日付	充当額
1179	平成17年3月15日	平成17年3月14日	水道料金 11,060円
1187	平成17年3月24日	平成17年3月23日	水道料金 9,240円

また、「水道・下水料金の軽減と充当伺書」において文字の修正につき訂正印を押していないもの、起案日より2ヶ月以上経過後に決裁がなされているものが一部見受けられた。公文書である以上、適切な書類の整備等行う必要がある。

なお、「伺書」に係る承認手続ルール、内部統制は以下のとおりである。



上記、業務フローにあるように、ルール上は承認手続を経て、入力ミスも少なくなるようにチェック体制は整備されている。しかし、内部統制の運用状況について、上記指摘内容にあるように、一部不十分であるため、今後、ルールどおりに運用されるよう注意する必要がある。

(4) 延滞金について(水道・下水道事業共通)

概要

岐阜市では市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金について、「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和25年11月1日 条例第28号)」に準拠することとしている。水道料金及び下水料金は、当該市税以外の諸納付金に該当するため、上下水道事業部においても制度上、上記条例の適用を受け準拠することとなっている。条例には下記のように記載されている。

【市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例】

第1条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定により、市税以外の諸納付金を指定期限内に納付しないものがあるときは、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

第4条

督促手数料は、督促状1通につき50円とする。

第5条

延滞金は納付金額が100円以上であるときは(100円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)、督促状に指定した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金が10円未満である場合においては、これを徴収しない。

監査の結果

下水料金の督促手数料及び延滞金について、上下水道事業部では独自の延滞金徴収規則は設けておらず、「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和 25 年 11 月 1 日 条例第 28 号）」を準用している。

延滞金について、上記条例では、「指定期限内に納付しないものがあるときは、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。（第 1 条）」、「延滞金は納付金額が 100 円以上であるときは、督促状に指定した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。（第 5 条）」と定められているが、上下水道事業部では督促手数料を徴収するのみで、延滞金は徴収していない。延滞金を徴収すると、金融機関やコンビニで延滞金を計算して徴収しなくてはならず実務的に困難なため徴収していないとのことであった。

しかし、延滞金の計算は上下水道事業部で行い、次回請求時に加算して請求することは可能である。条例で延滞金を徴収すると定められている以上、延滞金を徴収していない現状は条例に従っておらず、早急に延滞金徴収制度を確立し実行する必要がある。具体的な対処方法としては、システムの再構築を検討し延滞金を徴収する、議会を通じ条例に特例を設け延滞金を徴収しないルールを確立する等の措置が必要である。実務的には困難であることから、条例との整合性を確立するため、費用対効果も含めての方法を検討・実施していく必要がある。

また、水道料金については、平成 15 年 10 月最高裁判所・平成 13 年 5 月東京高等裁判所の確定により民法規定に準拠するため当該規定対象外としている。水道料金についても法規制はない（民法上の契約の範疇）が整合性の観点より、下水道同様に延滞金の徴収を検討する必要がある。

(5) 不納欠損対象に係る債務者の調査 (水道・下水道事業共通)

概要

上下水道事業部では、水道料金及び下水料金の滞納者に対し、委託集金者を通じて料金の徴収を行っている。利用者が滞納する理由としては、転居、資金繰り等さまざまな理由があるが、長期にわたり滞納しているケース (不納欠損対象) では、利用者の転居に起因しているケースが最も多い。

不納欠損処理対象の理由別内訳

(単位 : 千円)

水道・簡水	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
時効	転出先不明	5,816 (79.6%)	8,931 (74.2%)	9,717 (68.8%)	10,205 (70.1%)	-
	破産	68 (0.9%)	474 (3.9%)	431 (3.1%)	177 (1.2%)	-
	徴収不能	530 (7.3%)	514 (4.3%)	1,266 (9.0%)	2,666 (18.3%)	-
	死亡及び 廃業	55 (0.8%)	428 (3.6%)	1,516 (10.7%)	456 (3.1%)	-
	小計	6,471 (88.5%)	10,349 (86.0%)	12,931 (91.5%)	13,506 (92.8%)	-
免責	839 (11.5%)	1,680 (14.0%)	1,194 (8.5%)	1,048 (7.2%)	1,482 (100%)	
不納欠損合計額	7,311 (100%)	12,029 (100%)	14,125 (100%)	14,554 (100%)	1,482 (100%)	

下水道	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
時効	転出先不明	9,116 (63.0%)	12,350 (64.2%)	12,889 (44.0%)	19,642 (56.1%)	19,607 (66.3%)
	破産	428 (3.0%)	482 (2.5%)	314 (1.1%)	4,927 (14.1%)	3,101 (10.5%)
	徴収不能	4,113 (28.4%)	4,897 (25.5%)	14,005 (47.8%)	9,121 (26.1%)	2,921 (9.9%)
	死亡及び 廃業	160 (1.1%)	656 (3.4%)	1,141 (3.9%)	534 (1.5%)	1,930 (6.5%)
	小計	13,819 (95.4%)	18,386 (95.6%)	28,350 (96.8%)	34,225 (97.8%)	27,561 (93.2%)
免責	660 (4.6%)	841 (4.4%)	925 (3.2%)	773 (2.2%)	2,010 (6.8%)	
不納欠損合計額	14,480 (100%)	19,228 (100%)	29,275 (100%)	34,999 (100%)	29,572 (100%)	

合計	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
時効	転出先不明	14,933 (68.5%)	21,281 (68.1%)	22,607 (52.1%)	29,848 (60.2%)	19,607 (63.1%)
	破産	497 (2.3%)	957 (3.1%)	745 (1.7%)	5,104 (10.3%)	3,101 (10.0%)
	徴収不能	4,644 (21.3%)	5,411 (17.3%)	15,271 (35.2%)	11,787 (23.8%)	2,921 (9.4%)
	死亡及び 廃業	215 (1.0%)	1,085 (3.5%)	2,658 (6.1%)	991 (2.0%)	1,930 (6.2%)
	小計	20,290 (93.1%)	28,735 (91.9%)	41,282 (95.1%)	47,731 (96.3%)	27,561 (88.8%)
免責	1,500 (6.9%)	2,522 (8.1%)	2,119 (4.9%)	1,821 (3.7%)	3,492 (11.2%)	
不納欠損合計額	21,791 (100%)	31,258 (100%)	43,401 (100%)	49,553 (100%)	31,054 (100%)	

上記表の定義

転出先不明	住民登録で確認を行い、その結果不明であったもの
破産	破産宣告は得たものの、免責確定前に時効に該当したもの
徴収不能	徴収努力したが徴収に至らず、時効に該当したもの
死亡及び廃業	死亡（単身者）・廃業（夜逃げ等）のため徴収不能となり時効に該当したもの
免責	裁判所への免責申し立てにより決定確定を得たもの

監査の結果

不納欠損処理対象のうち、転居先の不明によるものが 63.1%（平成 16 年度不納欠損処理分）ある。転居先が市内の場合は、同一人物であることが確認された場合は、給水停止処分等の措置をとっている。しかしながら、過去市内で滞納金が存在しているかどうかの確認が不十分であり、上記のように同一人物と確認されたケースは稀である。住民票を移動していないケースもあり、市内移動であれば新規登録時に延滞リストと照合し、同一人物と考えられる場合は住民登録システムで照合し、再請求する必要がある。それでも不納の場合は給水停止処分等の措置が必要である。現在、住民登録システムによる照合は実施しているが、不十分であるため、さらなる調査を実施し、債権回収を効率的かつ有効に実施する必要がある。

また、一般に、料金徴収は、調定に係る料金徴収から時間が経過すると共に、徴収状況が悪くなる傾向がある。したがって、徴収事務については、調定後の短い期間に重点を置き、集中的に調査・徴収業務を行うことが効率的であると考えられる。

(6) 下水料金滞納金回収額の対象債権への割振(下水道事業)

概要

上下水道事業部では下水道利用者の下水料金滞納金額の回収金額について、地方自治法及び民法の規定に準拠し、債権の時効が消滅しないよう(不納欠損金額が小さくなるよう)に対処している。これは、通常時効期間が到達すると時効が成立してしまうため、上下水道事業部は滞納者に対する求償権をなるべく消滅させない意図により実施している。

【地方自治法 第 236 条第 1 項】

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めのあるものを除くほか、五年間これを行わないときは、時効により消滅する。

【地方自治法 第 236 条第 3 項】

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。

【民法 第 147 条】

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

上下水道事業部では、上記法律に基づき、回収した延滞債権の一部を時効の近い債権に少額ずつ割り振ることにより、時効を延長させている。これは上記民法第 147 条三号により、わずかでも債権回収が出来れば、債務者には支払の意思があり時効は中断される(大判大 8.12.26、大判昭 3.3.24)ため、上下水道事業部では行うようにしている。

監査の結果

上下水道事業部では、上記のように債権放棄を少なくするよう努力しているが、当該延滞債権の回収額を各債権に按分する内金処理の基準(規定・マニュアル等)はなく、内金処理によって時効の延長を自由に裁量することが可能な仕組みとなっている。

現在、上下水道事業部では滞納者に対する求償権をなるべく消滅させない意図により実施しているが、当該回収債権の按分ルールが確立されていないため、時効対象債権額を自由に裁量することが可能で、結果として不納欠損処理金額も客観性に欠けているといえる。

公正・公平の観点から回収債権の按分ルールを確立し、規定・マニュアル等に記載しておく必要がある。

． 入札・契約について

1．概要

(1) 契約締結方法の種類

地方公共団体の締結する契約は、地方自治法により、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法によることと定められている（地方自治法第 234 条第 1 項）。地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（地方自治法第 234 条第 2 項）。

一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争をさせ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱第 2 条第 1 項第 1 号によれば、一般競争入札は設計金額 3 億円以上の契約について行うことができるとされている。

指名競争入札について

指名競争入札とは、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。

地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であるが、一定の場合に限って指名競争入札を行うことができる。地方自治法施行令第 167 条によれば、指名競争入札を行うことができる場合は、以下のとおりである。

- ・ 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ・ その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また、岐阜市の指名競争入札には公募型指名競争入札と通常の指名競争入札があり、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱第 2 条第 1 項第 2 号によれば、公募型指名競争入札あるいは工事希望型指名競争入札等通常の指名競争入札と異なった方式の入札は、設計金額 1 億 5 千万円以上 3 億円未満の契約について行うことができるとされている。

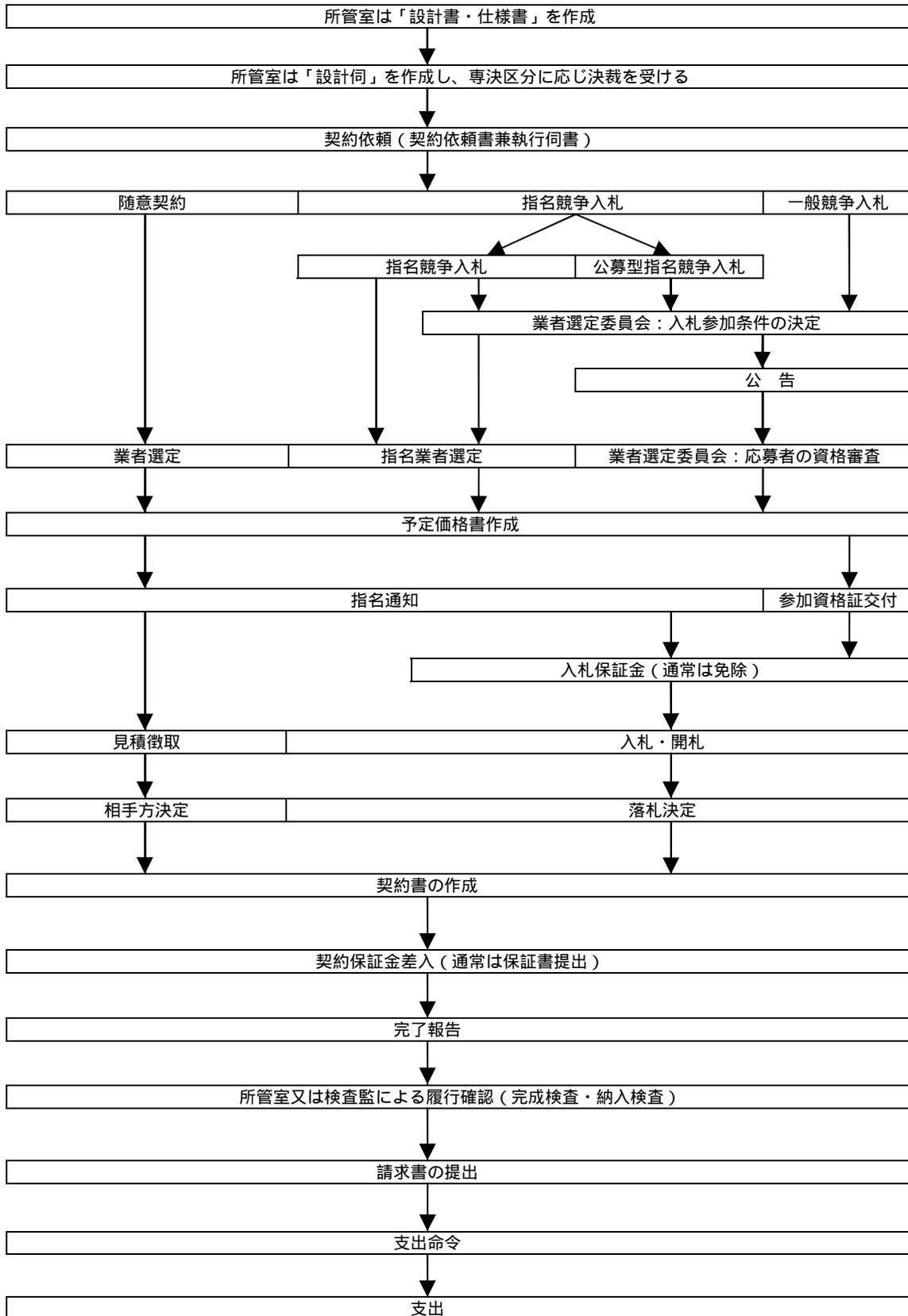
随意契約について

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。一般競争入札が原則的方法であるため、一定の場合に限って随意契約を行うことができる（地方自治法施行令第 167 条の 2）。

せり売りについて

せり売りとは、契約価格等について多数の者を口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(2) 契約事務の流れ(工事・業務委託)



(3) 岐阜市の契約の概要

上水道

水道事業における平成16年度の契約は、工事請負 2,365,330 千円（187 件）、業務委託 145,180 千円（53 件）及び物品購入 69,458 千円（27 件）であり、その契約方式別の状況は以下のとおりである。

(ア) 工事請負

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	-	-	0	- %
指名競争入札	2,433,990	2,339,505	175	96.6%
随意契約	27,798	25,825	12	95.2%
合計	2,461,788	2,365,330	187	96.5%

(イ) 業務委託

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	-	-	0	- %
指名競争入札	133,023	121,348	34	90.8%
随意契約	24,650	23,832	19	95.2%
合計	157,673	145,180	53	92.4%

(ウ) 物品購入

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	-	-	0	- %
指名競争入札	73,996	64,420	21	86.1%
随意契約	5,198	5,038	6	96.0%
合計	79,195	69,458	27	88.3%

下水道

下水道事業における平成16年度の契約は、工事請負 3,521,106 千円（132 件）、業務委託 561,062 千円（65 件）及び物品購入 46,699 千円（31 件）であり、その契約方式別の状況は以下のとおりである。

(ア) 工事請負

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	978,000	930,300	2	95.2%
指名競争入札	2,694,860	2,569,780	112	95.8%
随意契約	22,498	21,026	18	94.3%
合計	3,695,358	3,521,106	132	95.6%

(イ) 業務委託

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	-	-	0	- %
指名競争入札	513,691	468,609	42	88.1%
随意契約	94,798	92,452	23	93.2%
合計	608,489	561,062	65	89.9%

(ウ) 物品購入

区 分	予定価格の総額 (千円)	契約金額の総額 (千円)	件数	平均落札率
一般競争入札	-	-	0	- %
指名競争入札	17,589	17,053	12	96.9%
随意契約	29,987	29,645	19	97.3%
合計	47,576	46,699	31	97.2%

(4) 落札率

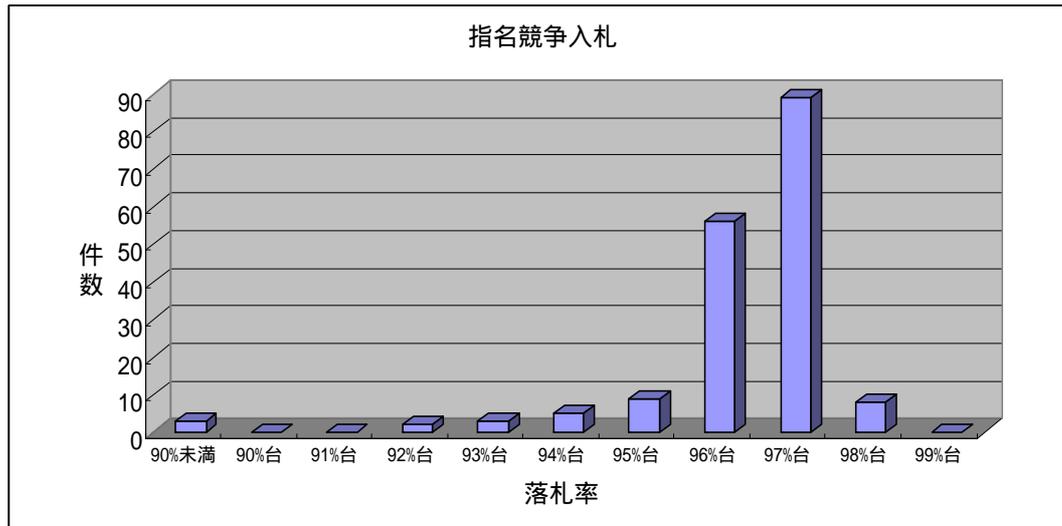
落札率の分布状況は次のとおりである。

上水道

(ア) 工事請負

落札率	指名競争入札 (件)	随意契約 (件)
99%台	0	3
98%台	8	2
97%台	89	0
96%台	56	3
95%台	9	1
94%台	5	0
93%台	3	0
92%台	2	0
91%台	0	1
90%台	0	0
90%未満	3	2
合計	175	12

指名競争入札の場合、落札率 95%以上の契約の割合は約 9 割に達している。特に、落札率 96～97%台に集中しており、全体の約 8 割を占めている。



随意契約の件数は 12 件のみであるが、指名競争入札の場合と同様に、落札率が 95% 以上の契約の割合が高くなっている。

(イ) 業務委託

落札率	指名競争入札 (件)	随意契約 (件)
100%	0	2
99%台	3	4
98%台	5	3
97%台	2	1
96%台	6	3
95%台	1	0
94%台	2	1
93%台	1	0
92%台	1	0
91%台	3	2
90%台	0	1
90%未満	10	2
合計	34	19

指名競争入札では、落札率 95% 以上の契約の割合は 5 割である。一方、落札率 90% 未満の契約も約 3 割あり、落札率の分布は二極化している。

随意契約においても、落札率 95% 以上の契約の割合は高く、約 7 割に上っている。

(ウ) 物品購入

落札率	指名競争入札(件)	随意契約(件)
100%	3	3
99%台	0	0
98%台	0	0
97%台	1	0
96%台	1	0
95%台	1	0
94%台	0	1
93%台	0	0
92%台	0	0
91%台	0	1
90%台	2	1
90%未満	13	0
合計	21	6

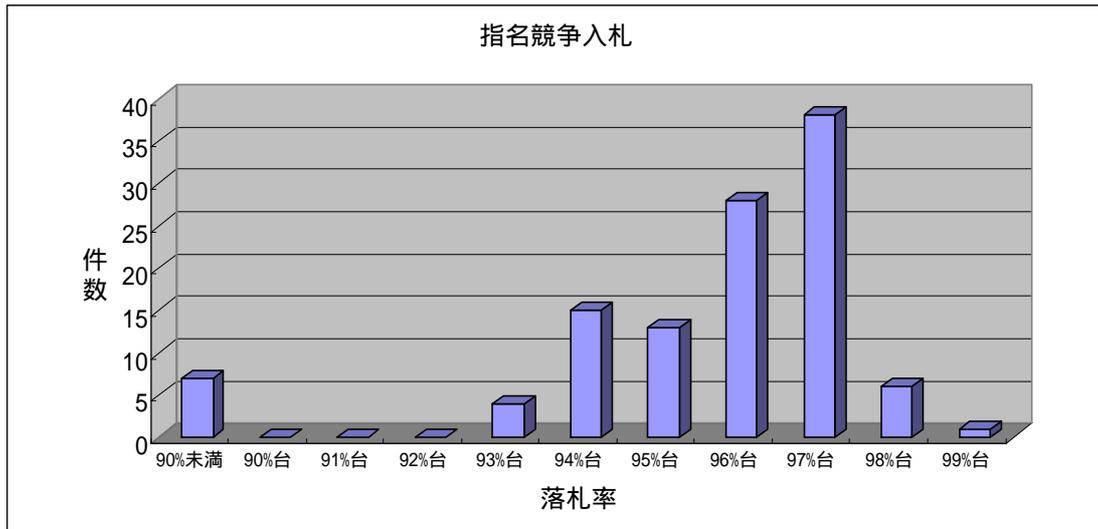
物品購入は件数が少ないが、指名競争入札では90%未満の契約の割合が高くなっている。

下水道

(ア) 工事請負

落札率	一般競争入札(件)	指名競争入札(件)	随意契約(件)
99%台	0	1	7
98%台	0	6	0
97%台	0	38	1
96%台	0	28	1
95%台	1	13	3
94%台	1	15	3
93%台	0	4	0
92%台	0	0	0
91%台	0	0	0
90%台	0	0	1
90%未満	0	7	2
合計	2	112	18

一般競争入札と指名競争入札の合計では、落札率94%以上の契約の割合は約9割に達している。特に、落札率94~97%台に集中しており、全体の約8割を占めている。



随意契約の件数は 18 件のみであるが、一般競争入札や指名競争入札の場合と同様に、落札率が 94%以上の契約の割合が高くなっている。

(イ) 業務委託

落札率	一般競争入札 (件)	指名競争入札 (件)	随意契約 (件)
99%台	0	3	7
98%台	0	3	2
97%台	0	10	3
96%台	0	3	3
95%台	0	3	2
94%台	0	4	0
93%台	0	1	0
92%台	0	1	2
91%台	0	2	0
90%台	0	0	0
90%未満	0	12	4
合計	0	42	23

指名競争入札では、落札率 95%以上の契約の割合は約 5 割である。一方、落札率 90%未満の契約も約 3 割あり、落札率の分布は二極化している。

随意契約においても、落札率 95%以上の契約の割合は高く、約 7 割に上っている。

(ウ) 物品購入

落札率	一般競争入札(件)	指名競争入札(件)	随意契約(件)
100%	0	4	10
99%台	0	1	2
98%台	0	1	1
97%台	0	0	1
96%台	0	1	1
95%台	0	2	0
94%台	0	1	0
93%台	0	0	1
92%台	0	1	0
91%台	0	0	1
90%台	0	1	1
90%未満	0	0	1
合計	0	12	19

競争原理がはたらく指名競争入札において、落札率 100%の事例が 4 件生じている。

2. 外部監査の結果

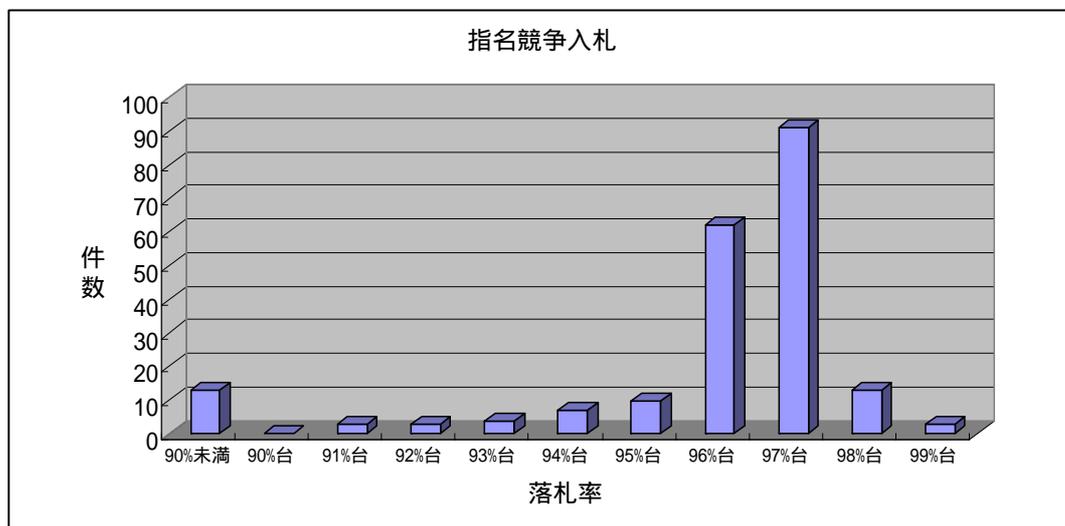
(1) 指名競争入札における競争性の確保について

概要

平成 16 年度の水道事業及び下水道事業における指名競争入札（工事請負及び業務委託）の落札率ごとの件数は以下のとおりである。

〔上水道〕

落札率	件数
99%台	3件
98%台	13件
97%台	91件
96%台	62件
95%台	10件
94%台	7件
93%台	4件
92%台	3件
91%台	3件
90%台	0件
90%未満	13件
合計	209件



岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第7条によれば、指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意し、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名をするものとされている。

- ・ 不誠実な行為の有無

- ・ 経営状況
- ・ 工事成績等
- ・ 当該工事に対する地理的条件
- ・ 手持ち工事の状況
- ・ 当該工事施工についての技術的特性
- ・ 安全管理の状況
- ・ 労働福祉の状況

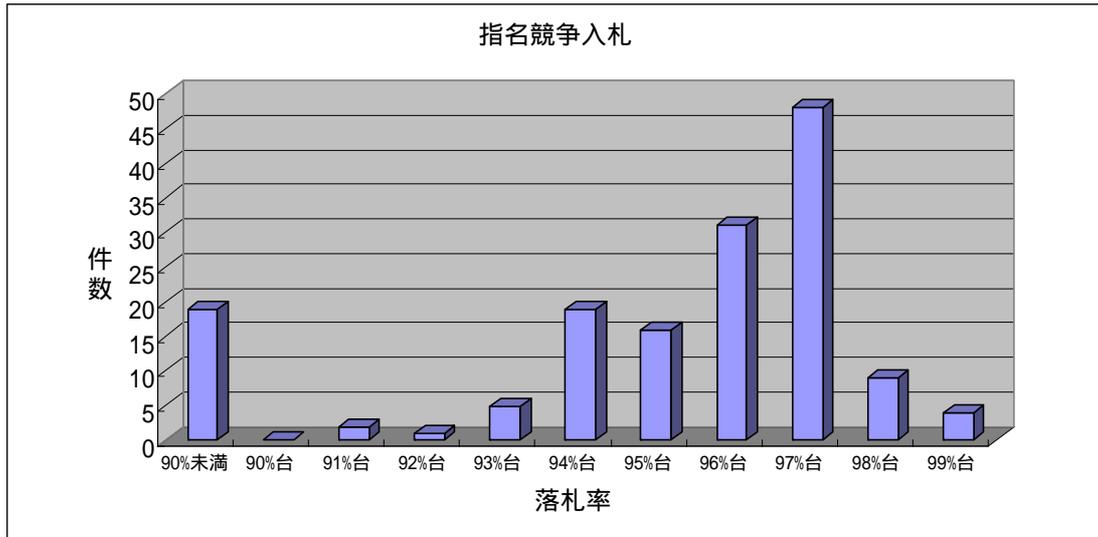
また、指名業者数は岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第 8 条において下記のように定められている。

設計金額	指名業者数	
	建設工事	委託
50 万円未満	3 社以上	3 社以上
130 万円未満		7 社以上
500 万円未満	7 社以上	
1,500 万円未満	9 社以上	9 社以上
4,500 万円未満	11 社以上	11 社以上
9,000 万円未満	12 社以上	12 社以上
15,000 万円未満	13 社以上	13 社以上
15,000 万円以上	15 社以上	15 社以上

指名業者については、実務上、登録者名簿に登録されており、かつ、岐阜市内に本店がある指定給水装置工事事業者の中から、工事現場等の地理的条件等を考慮して選定することを原則としている。なお、登録者名簿に登録され、岐阜市内に本店がある指定給水装置工事事業者のうち、指名業者に選定された実績がある業者は 43 社である。

〔下水道〕

落札率	件数
99% 台	4 件
98% 台	9 件
97% 台	48 件
96% 台	31 件
95% 台	16 件
94% 台	19 件
93% 台	5 件
92% 台	1 件
91% 台	2 件
90% 台	0 件
90% 未満	19 件
合 計	154 件



下水道事業においても水道事業と同様に指名競争入札に参加する業者及び業者数が選定される。なお、登録者名簿に登録され、岐阜市内に本店があり、これまで指名を受けた実績のある事業者は 98 社である

監査の結果

〔上水道〕

上記のとおり、落札率が 95% 以上の指名競争入札が全体の約 85% にも達している。特に、落札率 96～97% 台が全体の 7 割以上を占めている。落札率を低下させるため、以下のような方策を採ることを検討すべきである。

(ア) 指名業者数の増加

上記のとおり、指名業者数は岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第 8 条に基づき決定されている。しかし、同要綱第 8 条では指名業者数の最低数のみを定めているため、より多くの指名業者を選定することが可能である。指名競争入札における契約の 7 割以上が落札率 96～97% 台であることを考えると、今まで以上に競争性を確保することが必要である。同要綱第 8 条で定める指名業者数の最低数よりも多くの指名業者を入札に参加させ、競争性をより一層高めることが必要である。

(イ) 指名業者の客観的な選択基準の策定

指名業者は、登録者名簿に登録されていること、岐阜市内に本店があること、岐阜市の指定給水装置工事事業者、工事現場等の地理的条件などを考慮して選定されている。これらの条件は公式な基準ではないが、実務上はこのような考え方にに基づき指名業者を選定しているとのことである。しかし、上記のような条件をすべて満たしている業者の中からどのように指名業者を選択しているかが明確ではない。恣意性が介入する余地をなくすため、できる限り客観的な選択基準を策定し、指名業者の選定根拠を明確にしておくことが必要である。

(ウ) 地域要件の緩和

上記のとおり、指名業者の選定に当たっては、いわゆる地域要件が設定されており、原則として岐阜市内に本店があることが要件とされている。地域要件の設定は地元業者の育成の観点から一定の合理性があると考えられるが、一方で競争性が低くなる危険性がある。落札率を低下させるためには、より一層競争性を確保することが必要であり、そのためには入札に参加する可能性のある潜在的な参加者が多いほうが望ましい。

そこで、地域要件を緩和し、岐阜市内に本店の無い業者についても指名業者に加えることを検討すべきである。国土交通省が公表した「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、地域要件の設定は過度に競争性を低下させるような運用にならないように留意するものとされている。競争性の確保の点から、より多くの業者から指名業者を選定できるようにすべきである。地域要件の緩和について検討することが望まれる。

(エ) 一般競争入札の条件の緩和

岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱第2条第1項第1号によれば、一般競争入札は、設計金額3億円以上の契約について行うことができるとされている。

つまり、現状では、設計金額3億円以上の契約について一般競争入札が強制されているわけではない。しかし、競争性の確保のためには一般競争入札の積極的な活用が有効であると考えられる。よって、一般競争入札を強制適用することも検討すべきである。

また、水道事業において平成16年度に締結した契約は267件あるが、設計金額が3億円以上の契約は0件であった。よって、設計金額3億円以上の契約を一般競争入札の対象とする現状の基準では、一般競争入札を行うことのできる契約は今後ほとんど発生しないと考えられる。一般競争入札の積極的な導入のため、設計金額の基準を3億円から引き下げることが検討すべきである。

〔下水道〕

上記のとおり、指名競争入札の落札率は 96～97% 台が全体の過半数を占めている。落札率を低下させるため、以下のような方策を採ることを検討すべきである。

（ア）指名業者数の増加

上記のとおり、指名業者数は岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第 8 条に基づき決定されている。しかし、同要綱第 8 条では指名業者数の最低数のみを定めているため、より多くの指名業者を選定することが可能である。指名業者数を増加させ、競争性を今まで以上に確保することが必要である。

（イ）一般競争入札の条件の緩和

岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱第 2 条第 1 項第 1 号によれば、一般競争入札は、設計金額 3 億円以上の契約について行うことができるとされている。

つまり、現状では、設計金額 3 億円以上の契約について一般競争入札が強制されているわけではない。しかし、競争性の確保のためには一般競争入札の積極的な活用が有効であると考えられる。よって、一般競争入札を強制適用することも検討するべきである。

下水道事業において平成 16 年度に締結した契約は 228 件あるが、設計金額が 3 億円以上の契約は 2 件であった。よって、設計金額 3 億円以上の契約を一般競争入札の対象とする現状の基準では、一般競争入札を行うことのできる契約は今後もほとんど発生しないと考えられる。一般競争入札の積極的な導入のため、設計金額の基準を 3 億円から引き下げることが検討すべきである。

（ウ）地理的条件の緩和

下水道事業における競争入札では、岐阜市内に支店を有するゼネコンによる参加実績があり、必ずしも岐阜市内に本店がある事業者に参加資格が限定されているわけではない。この点で地理的条件の緩和による競争性の促進が図られているともいえる。しかし、こうした例外は限られており、事実上地理的条件を加味して指名業者を選定した場合、毎回同じような業者が選定される可能性があり、競争性が低くなる危険性がある。競争性の確保の点からは、入札に参加する可能性のある潜在的な参加者の数が多いほうが望ましい。

そこで、地理的条件を緩和し、岐阜市内に本店の無い業者についても指名業者に加えることを検討すべきである。国土交通省が公表した「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、いわゆる地域要件の設定は過度に競争性を低下させるような運用にならないように留意するものとされている。競争性の確保の点からは、より多くの業者から指名業者を選定できるようにすべきである。地域要件の緩和について検討することが望まれる。

(2)漏水調査業務委託契約について

〔上水道〕

概要

以下の契約は、鏡岩水系における漏水調査業務を地域別に5つに分割して発注したものである。

(単位：円)

契約番号	件名	予定価格	契約金額	落札率
85	漏水調査業務委託その1	2,410,000	2,205,000	0.9149
86	漏水調査業務委託その2	2,880,000	2,730,000	0.9479
87	漏水調査業務委託その3	3,590,000	3,465,000	0.9652
96	漏水調査業務委託その4	3,470,000	3,360,000	0.9683
97	漏水調査業務委託その5	3,940,000	3,885,000	0.9860

これらの契約はいずれも平成16年6月16日に指名競争入札が行われ、同日に契約されている。また、すべての業務は8月3日から8月16日の間に完了している。

入札参加者の状況は以下のとおりである。なお、は入札への参加を、は落札を表している。以下のようにA～Mの13社が7社ずつ入札に参加している。

入札参加者	契約番号				
	85	86	87	96	97
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					辞退
H					
I					
J					
K					
L					
M					

このように地域ごとに分割して契約を行ったのは、細分化することで調査業務を早く完了させ、漏水防止工事を実施するためとのことである。

監査の結果

上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。

また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとのことであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべきである。また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。

(3)一者随意契約について

〔上水道〕

概要

平成 16 年度の随意契約 31 件のうち、1,000 千円以上のものを抽出したところ、その件数及び一者随意契約の件数は以下のようになった。

契約金額 1,000 千円以上の 契約件数 (a)	(a) のうち、一者随意契 約の件数
11 件	10 件

11 件のうち、10 件が一者随意契約であるが、その契約内容と契約金額は以下のとおりである。

契約番号	契約内容	契約金額 (円)
1	警備業務及び受付業務委託	2,688,000
2	警備業務委託	1,906,800
3	データ入出力及び電話受付業務	2,047,500
8	水質安全モニタ点検業務委託	2,782,500
27	構内環境整備業務委託	2,572,500
47	水道配管図及び管網図データ更新業務委託	4,200,000
71	構内環境整備業務委託	1,092,000
245	ポンプ整備工事	8,400,000
296	ポンプ修繕工事	11,025,000
460	システム変更設計業務委託	3,395,700

岐阜市上下水道事業部契約規程第 29 条第 1 項では、随意契約によるときはなるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。ただし、同条第 2 項において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合には、1 人の者と随意契約することができる定められており、例外的に一者随意契約が認められている。

ここで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号に該当する場合は以下のとおりである。なお、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令は平成 16 年 11 月に改正されているが、ここでは改正前（平成 16 年度開始時点）の地方自治法施行令の条文を記載している。

(第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第5（市町村に係る部分のみ）

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(第3号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(第4号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

(第5号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(第6号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(第7号)

落札者が契約を締結しないとき。

また、上記（第1号）の「普通地方公共団体の規則に定める額」については、岐阜市契約規則第28条及び岐阜市上下水道事業部契約規程第28条において、上記の別表第五と同じ金額と定められている。つまり、「普通地方公共団体の規則に定める額」が別表第五の金額と同一であるため、契約金額が別表第五に定める金額を超える場合には「普通地方公共団体の規則に定める額」を超えることとなり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による一者随意契約を行うことはできない。

上記の10件の一者随意契約については、いずれの契約も地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超えているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号以下の規定に照らして一者随意契約を行うことができるかどうかが問題となる。

一者随意契約確認書兼理由書の「業務の特性」及び「競争性への切替の可否」を閲覧したところ、一者随意契約の理由は次の3とおりに分類された。

契約番号	一者随意契約の理由
8、47、245、296、460	メーカー独自の機械構造になっているなど、業務の性質上、相手が特定されているため。
27、71	政策的な理由によるため。
1、2、3	業務実施には一定の準備期間が必要でその日数の確保が困難であるため。

監査の結果

(ア) 業務の性質上、相手が特定されている一者随意契約について

契約番号460の契約はシステムの変更設計を委託したものである。当該システムの変更設計は、システムの特異性から当該システムの開発会社でなくては実施が難しいため、一者随意契約とされている。たしかに、特殊なシステムの変更は他の業者では実施が困難と考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に照らして法律上は問題ない。

しかし、システム導入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。よって、長期的に見た場合には岐阜市にとって不利な価格になる危険性があると考えられる。

契約番号460の契約の落札率は以下のとおりである。

契約番号	460
落札率	0.981

上水道事業における平成16年度の随意契約31件の落札率の平均値は0.952であるが、上記契約は平均値よりも高い水準となっている。

また、上記変更設計の対象であったシステムを導入した際の競争入札の落札率は0.456である。

契約番号460については、システム導入時に極めて低い落札率となっているが、その後の保守管理契約では一者随意契約となっているため、長期的には岐阜市にとって有利な契約となっているか疑問である。

そのため、システム導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果を得られ、複数年度にわたる総コストを圧縮することが期待できると考えられる。

(イ) 政策的な理由による一者随意契約について

契約番号 27 及び 71 の契約は、政策的な理由により、一者随意契約とされている。その契約の概要は以下のとおりである。

契約番号	契約者	一者随意契約確認書兼理由書における業務の目的	一者随意契約確認書兼理由書における競争性への切替えの可否(切替えのできない理由)
27	A 社団法人	水源事務所内の清掃及び構内の除草等を行い環境を整備する。	重要政策のひとつである高齢者に対する生きがい対策、社会参加、雇用への機会の積極的提供を行う意味から今後も必要である。
71	A 社団法人	水源地の清掃及び構内の除草等を行い環境を整備する。	重要政策のひとつである高齢者に対する生きがい対策、社会参加、雇用への機会の積極的提供を行う意味から今後も必要である。

また、上記契約については、同一業務内容で一者随意契約が複数年続いているが、過去の契約金額の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

契約番号	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
27	2,688,000	2,709,000	2,625,000	2,572,500
71	1,354,500	1,197,000	1,144,500	1,092,000

上記契約を一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第 29 条第 1 項に従ってなるべく 2 人以上の者から見積書を徴することが必要であったと考えられる。

なお、平成 16 年 11 月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく 2 人以上の者から見積書を徴することを検討することが望ましい。

意見

(ア)業務実施に一定の準備期間が必要な一者随意契約について
契約番号 1~3 の契約の概要は以下のとおりである。

契約番号	業務の内容	契約の相手方	随意契約の期間
1	分庁舎の警備業務及び上下水道管の緊急修繕に対応する受付業務の確保を得るため専門業者に委託するものである。	A 株式会社	平成 16 年 4 月~5 月
2	夜間及び休日における鏡岩水源地警備業務を委託するものです。	A 株式会社	平成 16 年 4 月~5 月
3	料金調定に係る各種マスタ作成のためのデータ入出力業務、給排水工事に関する各種データ入力及び電話受付とそれに付随する届出書類等作成業務を委託することで、職員の業務の軽減化、迅速化を図るものである。	A 株式会社	平成 16 年 4 月~5 月

上記の契約は、4 月分及び 5 月分については入札後に業務の研修期間が取れないため前年度の委託先と随意契約を締結し、6 月から翌年 3 月までの業務は 4 月に指名競争入札を行っている。入札後に相当の研修期間が必要であるため、4 月分及び 5 月分の業務を随意契約とすることは、一定の合理性があると思われる。

しかし、より経済性を追求するためには、以下で述べる「長期継続契約」を導入することも検討するべきである。

従来、地方公共団体では電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約については、債務負担行為に関する規定に関わらず、契約を締結した翌年度以降も引き続き契約が継続する「長期継続契約」を締結することができるとされていた。一方、これらの契約以外の契約については、債務負担行為によるものでなければ、複数年度の契約を行うことができず、一会計期間が最長の契約期間とされていた。

しかし、平成 16 年の地方自治法の改正により、「その他政令で定める契約」についても長期継続契約を締結することが可能となった（地方自治法第 234 条の 3）。これを受けて地方自治法施行令が改正され、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」については長期継続契約を行うことができるように改められた（地方自治法施行令第 167 条の 17）。このため、各地方公共団体の条例で定めた範囲で政令で規定するような契約については、長期継続契約を締結することができる。長期継続契約は 4 月 1 日を契約の始期とする必要もなく、また、長期的な視点で入札を行うことができることから、地方公共団体にとっては、より経済的な契約締結を行うことができる可能性がある。

長期継続契約を行うことができるように条例を制定し、岐阜市上下水道事業部にとってより一層経済的な契約を締結できるようにすることが望ましい。

〔下水道〕

概要

平成 16 年度の随意契約 41 件のうち、1,000 千円以上のものを抽出した、その件数及び一者随意契約の件数は以下のとおりである。

契約金額 1,000 千円以上の 契約件数 (a)	a のうち、1 者随意契約の 件数
15 件	7 件

15 件のうち、7 件が一者随意契約になっていた。

一者随意契約の契約内容と契約金額は次のとおりである。

契約番号	契約内容	契約金額 (円)
9	終末処理場施設維持管理業務委託	17,598,000
10	終末処理場施設維持管理業務委託	42,840,000
170	しさを設備工事	4,830,000
247	れんが施設灰ホッパーノッカー取付工事	2,100,000
297	れんが施設機器点検業務委託	9,975,000
391	下水管渠清掃調査業務委託	14,469,000
8002	マンホールポンプ室点検業務委託	1,837,500

上記の 7 件の一者随意契約については、いずれの契約も地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の金額基準を超えているため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号以下の規定に照らして妥当かどうか問題となる。

一者随意契約確認書兼理由書の「業務の特性」及び「競争性への切替の可否」を閲覧したところ、一者随意契約の理由は次の 3 とおりに分類された。

契約番号	一者随意契約の理由
170、247、297	メーカー独自の機械構造になっているなど、業務の性質上、相手が特定されているため。
391、8002	法律等で限定されているため。
9、10	業務実施には一定の準備期間が必要でその日数の確保が困難であるため。

意見

(ア) 法律等で限定されていることによる一者随意契約

契約番号 391 及び 8002 の契約は、法律等で限定されているため、一者随意契約とされている。その契約の概要は以下のとおり。

契約番号	契約者	一者随意契約確認書兼理由書における業務の目的	一者随意契約確認書兼理由書における競争性への切替えの可否（切替えのできない理由）
391	岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体	管渠の状況を把握し今後の補修等のための資料を作成すると共に、流量及び流下能力を確保する。	将来的に切替えることができる（合理化事業計画は10年毎に策定されるため）
8002	岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体	マンホールポンプ室の配電盤点検、フロートバルブ清掃。	将来的に切替えることができる（合理化事業計画は10年毎に策定されるため）

また、上記契約については、同一業務内容で一者随意契約が複数年続いているが、過去の契約金額の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

契約番号	13年度	14年度	15年度	16年度
391	14,490,000	14,280,000	14,469,000	14,469,000
8002	1,531,950	1,942,000	1,890,000	1,837,500

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

（目的）

第1条

この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

この法律は、し尿処理業者の経営が下水道の普及によって著しい影響を受けることを緩和し、経営の自立、事業の近代化を図ろうとするものである。この措置法を受けて岐阜市は平成8年8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律上限定され一者随意契約が交わされている。

協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近く新たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるものの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましいと考える。

(イ) 業務実施に一定の準備期間が必要な一者随意契約について
 契約番号 9、10 の契約の概要は以下のとおりである。

契約番号	業務の内容	契約の相手方	随意契約の期間
9	プラント下水道終末処理場及びポンプ場の水処理設備、構内屋上公苑等の清掃作業を主とした維持管理を行なう業務。	東海公営事業(株)	平成 16 年 4 月~5 月
10	終末処理場施設の運転管理を業務委託するもの。	東海公営事業(株)	平成 16 年 4 月~5 月

上記の契約は、4 月分及び 5 月分については入札後に業務の研修期間が取れないため前年度の委託先と随意契約を締結し、6 月から翌年 3 月までの業務は 4 月に指名競争入札を行っている。入札後に相当の研修期間が必要であるため、4 月分及び 5 月分の業務を随意契約とすることは、一定の合理性があると思われる。

しかし、より経済性を追求するためには、上水道における指摘と同様に「長期継続契約」を導入することも検討すべきである。

(4)契約変更の妥当性

〔下水道〕

概要

16年度の下水事業に係る工事及び業務委託156件（随意契約を除く）から任意に23件を抽出したところ契約金額の変更が行われた工事は11件であった。そのうち9件において請負金額が増加しており、なかでも契約変更後の請負金額が入札時の予定価格よりも高くなっている件名が5件あった。その内容は以下のとおりである。

（単位：千円）

工事件名	当初予定価格	落札価格 (a)	変更後請負 金額 (b)	比率 (b/a)	主な変更理由
A 排水ポンプ 場建設工事	358,000	342,300	365,925	106.9%	地質に対応し工 法を変更
B 工区下水管 渠布設工事	18,500	17,955	22,627	126.0%	既設の埋設物を 回避
C 工区下水管 渠布設工事	15,200	14,700	15,697	106.8%	下水取付管設置 を増工
D 工区下水管 渠布設工事	114,000	107,940	115,342	106.9%	既設の埋設物を 回避
E 工区下水管 渠布設工事	36,500	35,280	39,375	111.6%	支障となる既設 埋設物を布設替

（注）金額は消費税込。

監査の結果

（ア）契約変更が入札制度に及ぼす影響について

下水道事業における工事は地質や埋設物の影響を受けるため、実情に応じて契約変更になりやすい面がある。契約変更が生じる具体的なケースとしては、岩石の存在や把握していなかった既設埋設物、特に通信線やガス管等上下水道以外の埋設物に関する情報が十分でないこと等が原因と考えられる。しかし、これをやむを得ないこととしてしまうと、入札制度が意図する競争性が増額部分について歪められてしまうことになる。また、当初の予定価格を超過する場合には、年度予算が目指す収支バランスを不透明にする原因となる。

費用対効果の問題ともいえるが、事前調査をさらに徹底し、また他部署との情報交換を従来以上に緊密に行うなどの一層の努力が望まれる。

(5)低入札価格調査制度について

〔下水道〕

概要

岐阜市上下水道事業部は「岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱」（平成15年3月28日決裁）を定めて一般競争入札等における低価格入札者の審査制度を設けている。この制度は過度に低価格で落札者を出すことにより、契約内容に適合した義務が履行されなかったり、公正な取引の秩序が乱されることを防止することを意図したものである。

岐阜市上下水道事業部は以下のように調査基準価格を設定している。

業務の種類	調査基準価格
建設工事	直接工事費の額
建設工事に係る委託業務	直接費の額
その他の委託業務	予定価格に0.6を乗じた額

(注) 建設工事に係る委託業務とは、測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び工事監理業務をいう。

入札の結果、入札金額が調査基準価格を下回った場合、落札は一旦保留となり最低価格入札者に対する一定の調査検討（入札金額を積算した根拠、過去の施工実績、経営状況等についての検討）が行われ、その者を落札者とすることが上記の目的に照らして不相当と認められる場合には、次順位者が落札者となる。次順位者も入札金額が調査基準価格を下回っている場合には、同様の検討が行われる。

ここで直接工事費ないし直接費（以下、直接工事費も直接費に含める）とは作業量に応じて必ず発生する費用であり、例えば原材料費や業務に直接従事する作業員に支払う人件費などがある。これを調査基準価格とすることは、請負業者が最低限回収しなければならないと考えられるコストをも下回る入札金額について慎重に調査するという意味であり、一定の合理性が認められる。

監査の結果

(ア) 調査基準価格としての直接費及び間接費の妥当性について

調査基準価格となる直接費の額が有効なものであるかを確かめるために、サンプルを抽出したところ以下のような結果となった。

表A

建設工事		
件名	直接費 / 予定価格	契約金額 / 予定価格
A 1	52.7%	87.9%

A 2	53.9%	95.5%
A 3	54.1%	97.8%
A 4	54.4%	96.6%
A 5	55.7%	98.0%
A 6	72.1%	77.1%

表 B

建設工事に係る業務委託		
件名	直接費 / 予定価格	契約金額 / 予定価格
B 1	35.6%	52.9%
B 2	36.0%	60.6%
B 3	36.9%	46.2%
B 4	45.5%	97.0%
B 5	54.6%	92.0%
B 6	56.3%	91.4%

表 C

その他の業務委託		
件名	直接費 / 予定価格	契約金額 / 予定価格
C 1	設計書に直接費の記載なし	50.8%
C 2	設計書に直接費の記載なし	63.2%
C 3	40.7%	80.3%
C 4	41.6%	91.8%
C 5	59.3%	93.9%
C 6	61.6%	94.4%

建設工事（件名 A 1 から A 6）と比較して、建設工事に係る業務委託（件名 B 1 から B 6）やその他の業務委託（件名 C 1 から C 6）においては、予定価格に占める直接費の割合が著しく低い件名が散見される。この理由を調査したところ、建設工事のように原材料仕入が伴う件名については直接材料費と直接労務費の合計額が直接費となり、これに係数を乗じて間接費が算定されるため、係数は比較的小さいのに対して、原材料仕入が伴わない件名、例えば設計業務など、については直接労務費だけが直接費となり、これに係数を乗じて間接費が算定されるため、係数は比較的大きく設定されており、その結果、建設工事に係る業務委託やその他の業務委託の中には、直接費の割合が相当程度低い件名があるとのことであった。

このように間接費算定のための係数を変更することは、直接作業員のべ人数当たりの間接費を一定にする趣旨であると解釈できる。

しかし実際の落札状況を見ると、B 1、B 2 及び B 3 などからわかるように、間接費の割合を高くしても競争原理によってディスカウントされ、落札率も相当程度低くなっている。このことから、原材料仕入を伴わない件名における間接費係数は実勢よりも大きく設定されていることがわかる。これらの設計担当部門では係数を見直すべきであると考えられる。

一方、当初の主目的であった直接費については特に問題点がないように思われた。このため調査基準価格としての直接費は有効な基準であると考えられる。

(イ) その他の業務委託における調査基準価格について

その他の業務委託においては調査基準価格として直接費は用いられず予定価格の60%という基準が適用されている。また、サンプルの抽出結果(ア)表C)にもあるように、設計書に直接費の記載がないものがあった。

調査したところ、その他の業務委託(点検、検査、測定、施設運転管理、設備清掃など)のなかには事業者から見積金額を入手し、これを参考に予定価格を算定しているため直接費という算定根拠がなく、したがって調査基準価格として直接費を適用できない件名が存在することがわかった。

建設工事に係る業務委託と同様に、その他の業務委託においても直接費及び間接費の区分を用いた設計書を作成するべきであり、これに基づいて予定価格を設定するべきである。

また、その他の業務委託のうち、直接費の区分がないため調査基準価格として便宜上使用している「予定価格の60%」という基準は直接費を基礎とした基準に統一することが望ましい。

(6)物品購入における一者随意契約理由書の記入について

〔下水道〕

概要

物品購入に係る随意契約を5件抽出したところ、3件が一者随意契約であったが3件とも一者随意契約理由書には2号理由と記されているのみであった。ここで2号理由とは、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を理由として競争入札としない随意契約とするものである。

監査の結果

一者随意契約理由書に2号理由とあるのみでは入札に適しない具体的理由が明らかにならない。

工事請負契約や業務委託契約における一者随意契約と同様に、一者随意契約理由書に2号理由に該当する個別具体的な理由を記載すべきである。

(7)物品購入伺書の記載について

〔上水道〕

概要

上水道事業における平成 16 年度の物品購入契約は、指名競争入札で 21 件、随意契約で 6 件ある。そのうち、指名競争入札から 6 件、随意契約から 4 件を抽出して物品購入伺書を閲覧した。

監査の結果

物品購入伺書を閲覧した結果、契約番号 2034 については金額の記載がなかった。

物品購入伺書は岐阜市物品調達事務処理要綱第 2 条に規定される契約依頼書に準じた書類であり、必要な決裁を受けなければならない。こうした書類の金額が未記入では、決裁を受ける意味が失われてしまう。金額の記入を徹底するべきである。

〔下水道〕

概要

下水道事業における平成 16 年度の物品購入契約は、指名競争入札で 12 件、随意契約で 19 件ある。そのうち、指名競争入札から 5 件、随意契約から 5 件を抽出して物品購入伺書を閲覧した。

監査の結果

物品購入伺書を閲覧した結果、金額の記載がすべて鉛筆書きであった。

物品購入伺書は岐阜市物品調達事務処理要綱第 2 条に規定される契約依頼書に準じた書類であり、決裁を受けなければならない。有効に決裁を受けるためにはインク等による金額の記載が必要である。

(8)購買努力

〔下水道〕

概要

同一種類の工業薬品に関する購入契約について、購入量がそれぞれ 750kg、4,380kg 及び 9,900kg と異なる 3 件を抽出し比較検討したところ、落札率はすべて 100% であり、購入単価も同一であった。なお、前年についても調査したところ購入単価は今年と同額であった。

意見

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とする一者随意契約であり、代替品は無く競争性の導入は困難と考えられる。しかし、一般私企業に見られるように、購入量が多い契約の場合には相手方の運送コストが割安となる等を根拠に値引要請をするといった購買努力が望まれる。

・固定資産について（水道・下水道事業共通）

1. 概要

岐阜市上下水道事業会計における固定資産の状況は、下表のとおりである。（なお、固定資産の資金調達源泉の一部である資本剰余金勘定についても、一緒に表示した。）

水道事業会計における固定資産は、平成16年度において525億円計上されており、総資産559億円の93.8%を占めている。

また、下水道事業においては、1,181億円計上されており、総資産1,215億円の97.2%を占めている。

この固定資産の平成16年度における減価償却費は、水道事業において15億円計上されており、営業費用及び簡易水道費用35億円の43.8%を占めている。

また、下水道事業においては、19億円計上されており、営業費用50億円の38.3%を占めている。

水道事業会計

（単位：千円）

固定資産	15年度	16年度	増減
水道有形固定資産			
土地	1,843,055	1,843,055	-
建物	1,291,538	1,292,280	742
減価償却累計額	397,575	419,972	22,397
帳簿価額	893,963	872,308	21,655
構築物	58,705,161	60,612,223	1,907,062
減価償却累計額	13,272,212	14,442,344	1,170,132
帳簿価額	45,432,950	46,169,879	736,929
機械及び装置	6,587,604	6,617,290	29,686
減価償却累計額	3,874,816	4,090,890	216,074
帳簿価額	2,712,788	2,526,400	186,388
車両運搬具	54,303	64,583	10,280
減価償却累計額	41,706	43,495	1,789
帳簿価額	12,598	21,088	8,490
工具、器具及び備品	103,469	121,618	18,149
減価償却累計額	63,033	71,320	8,287
帳簿価額	40,437	50,298	9,861
建設仮勘定	148,962	325,366	176,404
水道有形固定資産合計	68,734,092	70,876,415	2,142,323
減価償却累計額	17,649,342	19,068,021	1,418,679
帳簿価額	51,084,753	51,808,396	723,643

簡易水道有形固定資産			
土地	2,337	2,337	-
建物	9,194	9,194	-
減価償却累計額	1,710	1,810	100
帳簿価額	7,484	7,383	101
構築物	709,018	769,824	60,806

減価償却累計額	121,993	133,298	11,305
帳簿価額	587,024	636,525	49,501
機械及び装置	80,085	102,683	22,598
減価償却累計額	54,308	53,539	769
帳簿価額	25,777	49,143	23,366
車両運搬具	998	998	-
減価償却累計額	-	-	-
帳簿価額	998	998	-
工具、器具及び備品	39	39	-
減価償却累計額	0	0	-
帳簿価額	39	39	-
建設仮勘定	72,200	-	72,200
簡易水道有形固定資産合計	873,871	885,075	11,204
減価償却累計額	178,011	188,647	10,636
帳簿価額	695,862	696,428	566

水道・簡易水道有形固定資産総合計	69,607,963	71,761,490	2,153,527
減価償却累計額	17,827,353	19,256,668	1,429,315
帳簿価額	51,780,615	52,504,824	724,209
総資産に占める割合	94.2%	93.8%	
水道・簡易水道無形固定資産計	1,399	1,286	113

固定資産合計	51,782,014	52,506,110	724,096
総資産に占める割合	94.2%	93.8%	
資産合計	54,991,415	55,975,526	984,111

資本剰余金			
国庫補助金	617,613	617,370	243
県補助金	207,580	207,488	92
一般会計補助金	844,727	923,407	78,680
工事負担金	5,202,169	5,270,737	68,568
受贈財産評価額	552,209	582,806	30,597
資本剰余金合計	7,424,298	7,601,810	177,512
固定資産に占める割合	14.3%	14.5%	

下水道事業会計

(単位：千円)

固定資産	15年度	16年度	増減
有形固定資産			
土地	7,660,906	7,661,310	404
建物	10,236,231	10,221,883	14,348
減価償却累計額	736,634	839,037	102,403
帳簿価額	9,499,597	9,382,845	116,752
構築物	93,758,764	97,878,205	4,119,441
減価償却累計額	14,125,827	15,359,189	1,233,362
帳簿価額	79,632,937	82,519,016	2,886,079
機械及び装置	20,099,264	20,192,026	92,762
減価償却累計額	4,882,547	5,266,438	383,891
帳簿価額	15,216,718	14,925,588	291,130

車両運搬具	51,551	45,771	5,780
減価償却累計額	46,410	38,545	7,865
帳簿価額	5,140	7,225	2,085
工具、器具及び備品	139,797	140,452	655
減価償却累計額	104,357	107,268	2,911
帳簿価額	35,440	33,184	2,256
建設仮勘定	1,818,897	609,423	1,209,474
有形固定資産合計	133,765,410	136,749,070	2,983,660
減価償却累計額	19,895,775	21,610,477	1,714,702
帳簿価額	113,869,635	115,138,593	1,268,958
総資産に占める割合	95.4%	94.7%	
無形固定資産計	2,906,671	2,996,475	89,804
投資計	2,420	2,420	-
固定資産合計	116,778,726	118,137,489	1,358,763
総資産に占める割合	97.8%	97.2%	
資産合計	119,395,134	121,551,323	2,156,189
資本剰余金			
国庫補助金	33,508,521	35,502,199	1,993,678
県補助金	1,087,223	1,163,455	6,232
一般会計補助金	4,137,054	4,449,580	312,526
工事負担金	4,214,561	4,668,233	453,672
受贈財産評価額	334,743	360,797	6,054
資本剰余金合計	43,282,102	46,144,266	2,862,164
固定資産に占める割合	37.1%	39.1%	

2. 外部監査の結果

(1) 固定資産の管理について

概要

固定資産の管理については、「岐阜市上下水道事業部企業会計規程 第8章 固定資産」に規定がなされている。

岐阜市上下水道事業部企業会計規程

第8章 固定資産

(固定資産の範囲)

第97条 固定資産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品(耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。)並びに建設仮勘定
- (2) 無形固定資産 借地権、水利権、特許権その他これに準ずる権利
- (3) 投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金及び基金その他これに準ずるもの(固定資産の管理)

第98条 各室長は、その主管に属する固定資産を管理し、上下水道事業政策室長は、これを総括する。

(帳簿)

第 119 条 上下水道事業政策室長は固定資産台帳を、主管室長はその所管に係る固定資産について固定資産整理簿を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

しかし、同規程には、固定資産台帳と固定資産の現物とを实地に照合するという重要な固定資産管理手法(固定資産の实地たな卸)の規定がない。

固定資産台帳と固定資産の現物とを实地に照合する手続は、固定資産の实在性を確かめ、固定資産の使用状況及び物理的減耗の状況なども検討するために実施されるべきものである。实地たな卸に際しては、稼働状況、維持管理状況なども同時にチェックし、休止資産、陳腐化資産の把握等を行い、その結果を反映させるようにする重要な固定資産の管理手法である。

当事業部では、固定資産の管理にコンピュータが導入され、固定資産台帳及び固定資産一覧表等がコンピュータにより作成されている。現場における固定資産整理簿としては、土地については、公有財産台帳(土地)を作成し(ただし、取得価額は記載されていない)、登記簿謄本を添付して整備されている。車両運搬具についても、車両台帳を作成し、必要事項を記載して整備されている。しかし、その他の固定資産については、すべてについて固定資産整理簿が作成されているわけではなく、主に保守点検用に必要なのが機器設備記録簿として作成されているのみで、固定資産整理簿が整備されているとはいえない。

固定資産台帳と固定資産整理簿及び現品との関係は、資産番号等で関連付けられているわけではなく、また、現品に管理シールが貼付されていないので、常に照合できる状況にあるとは認められない。

固定資産の管理については、下図のような形で固定資産台帳と固定資産整理簿及び現品との関係が常に照合できる状況にすることが必要である。



監査の結果

固定資産は、金額的に重要性があり、使用期間も長いため、帳簿と現品との照合を定期的実施していかなないと、帳簿と実態が大きく乖離する危険性がある。それは事業活動に直接的な影響を及ぼすことになるから、固定資産の实地照合は、定期的実施しなければならない。

固定資産の实地照合に当たっては、以下のことに留意して実施する必要がある。

(ア) 固定資産台帳と現品とが明確に対応できるようにする必要がある。

固定資産台帳には資産名称、資産 No、保管・設置場所等が詳細に記載されているとともに、資産名称、資産 No、保管・設置場所等が記載された管理シールを現品に貼付して現品照合が確実に可能になるようにし、現品と帳簿記録との整合性が保持できるようにしておかなければならない。

具体的には、現品照合が可能な固定資産については、現品に固定資産台帳に記載された資産名称、資産 No、保管・設置場所等を記載した管理シールを貼付しておき、実地照合の際には科目別、保管・設置場所別に、コンピュータから実地照合用の固定資産一覧表をアウトプットして、実地照合担当者に配布すれば容易に現品と照合できる。

また、現品照合が困難な固定資産については、完成図書にある詳細な配置図や路線図に管理シールを貼付するか、資産 No を付し、固定資産台帳には処理区域、施設、保管・設置場所、路線番号、図面番号等を詳細に記載して固定資産整理簿との整合性が保持できるようにしておき、日常的な保守点検を励行するとともに、固定資産整理簿には保守点検の履歴を細かく記録して管理することにより実地照合に替えることができる。

(イ) 事業部所有の固定資産と経費処理された少額資産及びリース資産とは、管理台帳及び管理シール上で、明確に区別できるようにしておく必要がある。

現状は、固定資産、少額資産及びリース資産とも管理シールは貼付されていない。

上記(ア)の要領でそれぞれに色分けした管理シールを作成し、貼付しておくことにより一目で区分けができ、管理及び実地照合が容易になる。

(注) 岐阜市上下水道事業部企業会計規程 第 95 条第 3 項で「物品取扱員は、主管に属する資産外物品について物品整理簿をそなえて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。」と規定されている。

(ウ) 実地照合の正確性を期するためには実地照合要領を策定すべきであり、実地照合手続をマニュアル化し、制度的に運用していく必要がある。

実地照合手続をマニュアル化し、制度的に運用していくことができれば、遊休土地、建物、設備等が定期的に把握され、その処分等に有効な資料を提供でき、効果的な資産管理ができる。

しかし、現在は固定資産管理システムの入力は、実質的には 2 人の職員で作業をしており、日常業務を行いつつ、固定資産管理システムの整備を行うことは、時間的・作業的に無理と思われる。したがって、特別のプロジェクトチームを結成して、固定資産台帳と固定資産整理簿及び現品との整合性が保持できる固定資産管理システムの整備、現品管理のためのシール貼付、及び実地照合手続の制度化のためのマニュアル化等の整備を図る必要がある。

(2) 未利用土地について

概要

上下水道事業部の所有する土地については、庶務グループが管理をしており、未利用地について一覧を作成して有効活用を検討している。

平成17年3月31日現在の未利用地は以下のとおりである。

No	所在地番	名称	土地 地積(m ²)	施設 地積(m ²)	摘要
1	夕陽丘 18-18	旧夕陽丘加圧ポンプ室	13.00	13.00	施設の撤去費用必要
2	日野南 3-1-23	信長苑増圧受水槽	212.00	88.64	施設の撤去費用必要
3	中鶉 4-187	旧鶉水源地	82.00		教育委員会貸付中
4	祇園 3-39	旧芥見野村水源地	126.00		更地(井戸穴跡あり)
5	長良字六本松 3112-3	西山団地配水池	66.00		山林、撤去費用必要
6	長良字山先 866-3	マンジュリ-メ-ター室	6.61	6.00	撤去費用必要
7	琴塚 1-1172-10	ハイイワ琴塚団地	47.00		撤去費用必要
8	琴塚 1-1323-238	加圧ポンプ室	0.11		山林撤去困難
9	琴塚 1-1323-191	配水池	86.00		施設の撤去費用必要
10	琴塚 1-1323-192		121.00		
11	彦坂字川上 85	旧彦坂増圧ポンプ室	99.00		更地
12	小野 6-3-2	旧小野中村水源地	41.00		更地
13	長良字福土山 3493-17	雄総中央団地	93.00	9.17	施設の撤去費用必要
14	長良字福土山 3493-28	加圧施設	21.00		
15	御望字天神 951-199	千成増圧ポンプ室	106.00	11.75	施設大高額の撤去費用必要
16	御望字天神 951-213		119.00		
17	御望字天神 956-28		192.00		
18	茜部新所 4-97	茜部水源地	123.00	56.40	施設の撤去費用必要
19	茜部新所 4-98		53.00		18年度売却予定

現在未利用地となっているものの多くは、簡易水道時の増圧ポンプ室や配水池の跡地であり、上水道が整備されてその役割を終え遊休となったものである。これらの土地は、地形の問題から隣接地権者以外に利用価値がないものや、地中深くに構造物が存置しているため解体・撤去費用が高額になるものが多くあり、費用対効果を考慮すると、容易に処理できない状況にある。

(No 2) 日野信長苑のポンプ室及び受水槽



写真は、日野信長苑のポンプ室及び受水槽の施設である。昭和 58 年 4 月より使用されていない。使用されない施設をそのまま保有し管理し続けることは、維持費がかかる上に、経営上非効率である。同施設は住宅地に位置する 212 m²の土地にある。道路は緩やかなスロープになっており、道路との段差が高いという難点はあるが、住宅地としての立地条件は良好である。施設の転用又は施設を処分・撤去し、土地の売却又は有効活用を検討すべきである。

(No 7 ~ 10) ハイライフ琴塚団地加圧ポンプ室及び配水池



写真は、ハイライフ琴塚団地加圧ポンプ室及び配水池の施設である。平成 6 年 5 月より使用されていない。同施設は琴塚団地の入口の角地に位置する 207.11 m²の土地にある。同土地は住宅地としての立地条件は優良な土地である。使用されない施設をそのまま保有し管理し続けることは、維持費がかかる上に、経営上非効率である。施設の転用又は施設を処分・撤去し、土地の売却又は有効活用を検討すべきである。

(No 1 2) 旧小野中村水源地跡



写真は、旧小野中村水源地跡の土地である。昭和 55 年 10 月より使用されていない。同土地は三角形で 41 m²の土地である。地形及び面積から隣接地権者以外には利用価値は少ないと考える。隣家へ売却又は駐車場等として賃貸してもらうことも検討すべきである。

(No 1 3 ~ 1 4) 雄総中央団地加圧施設



写真は、雄総中央団地加圧施設である。平成 6 年 5 月より使用されていない。同施設は雄総中央団地の角地に位置する 114 m²の土地にある。同土地は住宅地としての立地条件は優良な土地である。使用されない施設をそのまま保有し管理し続けることは、維持費がかかる上に、経営上非効率である。施設の転用又は施設を処分・撤去し、土地の売却又は有効活用を検討すべきである。

(No 18 ~ 19) 茜部水源地



写真は、茜部新所の水源地の施設である。平成8年2月より使用されていない。東正面は小学校、北側はJ A、南はハイツに囲まれた176㎡の敷地で18年度に売却予定である。

監査の結果

水道事業用未利用地は、地形の問題から隣接地権者以外に利用価値がないものや、地中深くに構造物が存置しているため解体・撤去費用が高額になるものが多くあり、費用対効果を考慮すると、容易に売却できないことは理解できる。しかしながら、利用計画のない施設をそのまま保有し管理し続けることは、維持費もかかる上に経営上非効率である。施設の敷地は住宅地としての立地条件が優良な土地も多い。いずれ解体・撤去をしなければならない施設であるならば、早期に解体・撤去をして土地の売却、又は土地の有効活用を図ることが望ましい。

(3) 未利用地上の遊休施設について

概要

未利用地上に利用されていない施設が存在している。これらの施設は転用又は再利用の可能性がないものが殆どである。維持費がかかることはあっても、利用しないのであれば将来的に経済的価値をもたらすものではなく、資産性を認識することはできず、会計上の資産とは認められない。近い将来除却されることが確実であるこのような施設が、貸借対照表に資産計上されたままであるということは、損失の繰延が行われていることに他ならない。

監査の結果

遊休施設は、使用停止から他への転用等今後の利用方法の検討後に撤去決定がなされ、また、解体費の予算の関係等もあり、撤去等が使用停止から長時間経過してしまうもの

が多い。健全な経営のためには使用停止となった遊休施設等は、再利用の見込み等の合理的な使用計画等がない限り、収益との対応がなされなくなると認められ、実際に廃棄等が行われていなくても、会計上は処分見込価額を残して除却処理を行うこと、いわゆる有姿除却を検討する必要がある。

(4) 不動産登記について

概要

岐阜市上下水道事業部企業会計規程 第103条では「上下水道事業政策室長は、取得した固定資産のうち、第三者に対抗するため登記を必要とするものについては、法令の定めるところにより、遅滞なくその手続を行わなければならない。」と規定されており、また、岐阜市公有財産規則 第5条では「公有財産管理者は、登記又は登録できる公有財産を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない。」と規定されている。岐阜市上下水道事業部では、土地については登記を行っているが、建物については登記をしていない。

監査の結果

建物は登記のできるものであり、また、第三者に対抗するためには登記を必要とするものであるから、所有する建物についても登記の必要がある。

(5) 建設仮勘定について

概要

建設仮勘定は、工事が長期にわたる場合に建設中の固定資産や稼働前の固定資産の取得に要した費用を処理するための科目であり、工事が完成した場合は、すみやかに精算を行い、固定資産に振替なければならない。

平成16年度末の水道事業会計における建設仮勘定の内容は、下表のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	内 容	金額	摘 要	備考
元	岩野田及び芥見第2 配水池位置選定業務委託	700		第2区域
2	岩野田配水池築造工事に伴う 測量・地質調査設計業務委託	18,870		第2区域
4	岩野田配水池築造工事に伴う 雨水貯水槽設計業務委託	4,600		第2区域
12	配水池建設検討業務委託	5,000		上水
12	木田配水池 基本設計業務委託	6,300	H22年度より資産化 予定	上水
13	木田配水池 配水池詳細設計業務委託	21,500	H22年度より資産化 予定	上水

13	雄総第2配水池 配水池平板測量業務委託	2,300		上水
13	瑞雲町3丁目ほか配水管 布設替工事設計業務委託	3,700	H17年度より資産化 予定	上水
13	高野町4丁目ほか配水管 布設替工事設計業務委託	4,150	H17年度より資産化 予定	上水
13	第一祈念橋 配水管添架設計業務委託	2,500		上水
14	芥見野村 水源地詳細設計業務委託	12,300	H17年度より資産化 予定	上水
14	雄総第2配水池 基本設計業務委託	6,500		上水
15	芥見野村 水源地4号井さく井工事	24,992	H17年度より資産化 予定	上水
15	(仮)岐阜・関橋 配水管添架設計業務委託	3,150		上水
15	岐阜市水道事業 基本計画作成業務委託	14,600	H17年度より資産化 予定	上水
16	芥見野村 水源地5号井さく井工事	27,918	H17年度より資産化 予定	上水
16	芥見野村 水源地電気設備工事	85,446	H17年度より資産化 予定	上水
16	芥見野村 水源地管理棟建築工事	19,710	H17年度より資産化 予定	上水
16	芥見野村 水源地場内造成、配管工事	38,292	H17年度より資産化 予定	上水
16	雄総第2配水池 路線測量設計業務委託	1,100		上水
16	鷺山字中 配水管布設替工事	7,464	H17年度より資産化 予定	上水
16	美園町3丁目ほか 配水本管布設替設計業務委託	8,800		上水
16	芥見1丁目ほか 送水管布設替設計業務委託	5,472	H17年度より資産化 予定	上水
	合計	325,366		

平成元年に計上した岩野田及び芥見第2配水池位置選定業務委託費のうち、芥見第2配水池は11年にすでに完成しているが固定資産への振替は行われていない。

また、12年に計上した木田配水池基本計業務委託費及び13年に計上した木田配水池詳細設計業務委託費はそれぞれ2つの工事に対して計上されたものであり、そのうち1つは15年にすでに完成しているが固定資産への振替は行われていない。

業務委託費については、まとめて委託した方が安くなるということで、まとめて発注している。請求書も発注毎にまとめた合計の請求金額であり、個々の業務の金額が計算されていないので、何を基準にして按分してよいのかわからないために、先に完成した工事には配賦せず、最後に完成した工事に全額を振替える処理をしている。

監査の結果

完成した芥見第2配水池及び木田配水池の構築物として計上されている金額は、上記業務委託費の金額が配賦されておらずその分過少に計上されている。また、それに伴う減価償却費も過少に計上されている。

建設仮勘定の支出は、将来においてその事業を断念した場合を除き、本来の固定資産への振替が行われることが前提であるから、工事毎に支出金額が把握できるように請求書に明細金額を記載してもらるか、支出項目毎に合理的な配賦基準を作成しておき、適時に固定資産に振替えるべきである。

(6) 減価償却の開始時期について

概要

企業会計規程第115条第2項では「減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。」と規定しており、岐阜市上下水道事業部では、固定資産の減価償却の開始時期については、これに基づいて取得の翌事業年度から実施している。

監査の結果

減価償却費は、水道事業会計においては営業費用及び簡易水道費用の43.8%を占め、下水道事業会計においても営業費用の38.3%を占めている。固定資産を取得した年度において、当該固定資産を使用して収益を得ても、それに対応する減価償却費を計上しないことは、適正な期間損益計算を行うことができない。

地方公営企業法施行規則第8条第6項において「各事業年度の途中において取得した有形固定資産の減価償却については、使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と定めていることから、適正な期間損益計算を行うために、使用を開始した月から減価償却を実施し、費用収益の対応を明確にすべきである。

・たな卸資産について

1. 概要

たな卸資産については、岐阜市上下水道事業部企業会計規程で以下のように規定されている。

(たな卸資産の範囲)

第 68 条 この規程においてたな卸資産とは、第 63 条に掲げる物品であって、たな卸経理を行うもの(以下「貯蔵品」という。)をいう。

(物品の範囲)

第 63 条 この規程において物品とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 材料
- (3) 工具、器具及び備品
- (4) 水道メーター
- (5) 焼成れんが

当事業部において、現在、たな卸経理の対象となっているものは、(2)の材料と(5)の焼成れんがである。

このたな卸資産(貯蔵品)の管理については、会計規程で以下のように規定されている。

(物品取扱員)

第 65 条 物品取扱員は、管理者が任命し、物品の出納及び保管の事務を行うものとする。

(庫入、庫出、返納伝票)

第 79 条 貯蔵品を受入、払出し及び返納する場合は、庫入伝票(様式第 19 号)、庫出伝票(様式第 20 号)及び返納伝票(様式第 21 号)を発行しなければならない。

(払出手続)

第 80 条 貯蔵品を請求しようとする場合は、庫出伝票を発行し、担当室長に送付しなければならない。

2. 担当室長は、前項の庫出伝票と引換えに現品を引渡すとともに貯蔵品台帳に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。

(返納手続)

第 82 条 建設改良及び維持修繕のため貯蔵品から払出した物品に残品を生じた場合は、当該物品取扱員はそのつど返納伝票を発行し、現品を添えて維持管理室長に送付しなければならない。

2. 外部監査の結果

(1) 材料について(水道事業)

概要

水道事業においては、貯蔵品は水道の修理材料のみでありその状況は下記のとおりである。

平成 15 年度	平成 16 年度
水道事業	水道事業
11,815 千円	12,839 千円

水道事業における材料は、同事業が行う維持管理のための修理用のみであり、一品一品の在庫量は少量で、頻繁にまた大量に使用されているわけではない。したがって、物品取扱員は1人で、必ず倉庫にいるわけではなく、倉庫の入口に「仮出庫依頼書」が置いてあり、それに請求者名、品名、規格、数量を書いて自由に持出し及び戻入れができるようになっている。なお、上記会計規程にしたがった手続は、月に一度まとめてではあるが処理されており、定められている帳簿類は整っていた。

監査の結果

毎日の入出庫が頻繁にあるわけではなく、物品取扱員が倉庫に常駐していることが出来ないことは理解できる。しかし、仮出庫依頼書には現場名も記入されておらず、自由に持ち出し、戻入れができる状況にあることは、管理上問題がある。作業伝票との照合を可能にし、必要な材料が出し入れされたことがわかるシステムに改善すべきである。

なお、この指摘については、指摘の翌月9月から仮出庫依頼書の様式を変更して、仮出庫依頼書に作業伝票の受付番号を記入するように改善された。このことにより作業伝票と仮出庫依頼書とを照合することができ作業場所と作業内容から必要材料の出し入れの確認ができるようになった。

(2) 焼成れんが(下水道事業)

概要

岐阜市下水道事業では平成6年度より、下水道の汚泥焼却施設から排出される焼却灰からレンガを製造し「ハイカラレンガ」の商品名で販売を行っている。ハイカラレンガの製造・販売・在庫管理は、製造日報管理表・物品庫入庫出内訳表・焼成れんが施設管理表等により管理している。物品庫入庫出内訳表には1日の生産数量を100個単位で入庫とし、端数数量は未入庫として管理している。未入庫レンガについては

1. プラント内での移動、仕分け時による破損分の補充
2. 出荷時における製品検査の際の補充分。
3. 個々の販売における搬送中の破損の補償分

4. サイズの小さいものを使用したときにおける面積補償分

5. 製品サンプル（営業等）

6. イベント等への出品（展示用）等

に使用されているが、この未入庫レングからの出庫分についての会計処理は行われていない。

平成 16 年度の実績を図にすると下図のようになる。

物 品 庫 入 庫 出 内 訳 表	期首在庫数量 90,148 個	売上数量 280,590 個	
	入庫数量（注 1） 355,234 個	実地たな卸数量 150,319 個	
		たな卸差異 2,530 個	
		上記 1 . 雑出庫 から 6 . 11,943 個	
	未入庫数量（注 2） 13,458 個	による 出庫	

雑出庫後の帳簿たな卸数量
152,849 個

帳簿たな卸数量
164,792 個

（注 1）年度末の 3 月は当月の製造数量全数を庫入処理する。

（注 2）未入庫数量から 1～6 による出庫を差し引いて残があれば庫入するが、1～6 による出庫の方が多い場合には、未入庫数量からの庫入はないことになる。

雑支出で処理する数量

未入庫数量 13,458 - 上記 1.～6.の出庫数量 25,401 = - 11,943

未庫入数量で対応できなかった 11,943 個分だけを雑支出として営業外費用に計上しており、未入庫数量 13,458 個相当分は計上していない。

監査の結果

現行の会計処理では、雑支出で計上すべき金額が、未入庫数量分 918 千円(13,458 × 65 円 + 消費税)過少に計上されることになっている。ハイカラレングの正しい経営成績を表示するためには、製造数量の全数量を在庫処理し、1.～6.の出庫数量全量を雑出庫として計上するべきである。

なお、貯蔵品には消費税額を含めて計上しており、貯蔵品勘定は 488 千円が過大計上となっている。

・企業債について（水道・下水道事業共通）

１．概要

水道事業には拡張事業と整備事業があり、このうち拡張事業は厚生労働省の認可が必要である。平成 16 年度は平成 11 年に認可された岐阜市西部の未給水区域を対象とした「岐阜市上水道（第 8 期 1 次変更）事業変更認可申請書」に基づき事業を行なっている。この認可申請書は平成 11 年から平成 20 年に至る 10 年間の事業計画であり各事業が年度毎に配分されているが、平成 14 年以降は施工時期が流動的なため毎年均等額で計上されている。

下水道事業は、平成 14 年 6 月に変更認可を得た単独公共下水道と平成 16 年に変更認可を得た流域関連公共下水道について事業を進めている。

これらの事業計画に基づく建設工事代金の主要な資金調達として企業債が発行され、その償還は長期間に亘る。また、総資産に占める未償還残高の割合も高く、その支払利息の営業収入に占める割合は一般企業に比べ非常に高いため、企業債の発行状況はこれらの事業会計に大きな影響を与える。

過去 10 年間の推移、借入先別利率別残高、近隣の同規模の都市との比較は以下のとおりである。

（１）過去 10 年間の企業債の推移

水道事業		（単位：百万円）			
年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率 （％）
7 年度	2,358	483	24,504	1,285	5.45
8 年度	2,375	529	26,350	1,329	5.23
9 年度	2,755	599	28,506	1,360	4.96
10 年度	3,660	693	31,473	1,378	4.59
11 年度	3,635	849	34,259	1,406	4.28
12 年度	3,616	855	37,020	1,427	4.00
13 年度	2,606	956	38,670	1,436	3.79
14 年度	2,122	1,059	39,733	1,441	3.68
15 年度	2,005	1,176	40,562	1,409	3.51
16 年度	1,811	1,341	41,032	1,386	3.40

（注） 平均利率は、その年度の利子償還額を前年度末未償還残高と当年度末未償還残高の平均で除して計算している。

下水道事業

(単位：百万円)

年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率 (%)
7年度	4,090	785	37,749	1,953	5.41
8年度	4,102	871	40,980	2,040	5.18
9年度	4,215	988	44,207	2,094	4.92
10年度	4,255	1,153	47,309	2,115	4.62
11年度	5,221	1,318	51,212	2,142	4.35
12年度	5,923	1,472	55,663	2,156	4.03
13年度	5,785	1,680	59,768	2,149	3.72
14年度	6,659	1,875	64,552	2,189	3.52
15年度	3,225	2,087	65,690	2,151	3.30
16年度	1,790	3,057	64,423	2,115	3.25

(注) 平均利率は、その年度の利子償還額を前年度末未償還残高と当年度末未償還残高の平均値で除して計算している。

水道事業も下水道事業も未償還残高は年々増加しているが、平均利率が減少傾向にあるため利子償還額はあまり変化していない。最近の企業債の発行利率は2%前後が多く、この傾向は今後しばらく続くものと思われる。

また、償還は財政融資資金が5年据置後25年返済、公営企業金融公庫が5年据置後23年返済となっているため、16年度の未償還残高のうち利率が2%台となった平成9年度以降に発行した企業債が、両事業債とも50%を超えている。

(2) 16年度末の借入先別利率別残高

水道事業

(単位：百万円)

利率	財政融資資金	公営企業金融公庫	計	構成比
2%未満	2,540	3,492	6,032	14.7%
2%～2.5%未満	10,568	5,315	15,883	38.7%
2.5%～3%未満	1,318	826	2,144	5.2%
3%～3.5%未満	1,272	809	2,081	5.1%
3.5%～4%未満	1,185	501	1,686	4.1%
4%～4.5%未満	1,033	0	1,033	2.5%
4.5%～5%未満	1,586	1,588	3,174	7.7%
5%～5.5%未満	2,876	345	3,221	7.8%
5.5%～6%未満	90	1,087	1,177	2.9%
6%～6.5%未満	523	167	690	1.7%
6.5%～7%未満	788	438	1,226	3.0%
7%～7.5%未満	1,548	651	2,199	5.4%
7.5%～8%未満	256	0	256	0.6%
8%～8.5%未満	94	136	230	0.6%
8.5%以上	0	0	0	0.0%
計	25,677	15,355	41,032	100.0%
構成比	62.6%	37.4%	100.0%	

下水道事業

(単位：百万円)

利率	財政融資資金	簡保	公営企業金融公庫	共済組合	計	構成比
2%未満	11,170	0	4,792	187	16,149	25.1%
2%～2.5%未満	12,518	137	6,478	86	19,219	29.8%
2.5%～3%未満	121	2,300	1,099		3,520	5.5%
3%～3.5%未満	175	2,177	1,118		3,470	5.4%
3.5%～4%未満	2,132		842		2,974	4.6%
4%～4.5%未満	1,967		34		2,001	3.1%
4.5%～5%未満	1,099	1,708	2,060		4,867	7.6%
5%～5.5%未満	1,362		768		2,130	3.3%
5.5%～6%未満	1,260		960		2,220	3.4%
6%～6.5%未満	1,846		549		2,395	3.7%
6.5%～7%未満	1,110		535		1,645	2.6%
7%～7.5%未満	1,883		1,462		3,345	5.2%
7.5%～8%未満	275		0		275	0.4%
8%～8.5%未満	87		126		213	0.3%
8.5%以上	0		0		0	0.0%
計	37,005	6,322	20,823	273	64,423	100.0%
構成比	57.5%	9.8%	32.3%	0.4%	100.0%	

水道事業債の資金構成は、財政融資資金と公営企業金融公庫資金のみであり、下水道事業債もこの両者で約90%となっているので、これらの借入先の金利等の動向が事業損益に大きな影響を与える。

利率別に見れば、上下水道とも2.5%未満の利率が全体の50%以上となっており特に高利率とは言えないが、5%以上の利率のものも約20%あり過去の高利率時代の企業債もまだかなり残っている。また、公営企業金融公庫には特例的に借換えの制度があるが、岐阜市ではその条件に適合しないため、適用をうけたことはない。

(3) 近隣の同規模の都市との比較(平成15年度)

水道事業

(単位：百万円)

項目	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	他市平均	岐阜市
企業債残高	26,717	17,850	16,156	28,947	30,847	10,592	21,852	40,562
総資産	63,711	69,415	33,270	57,510	84,076	41,640	58,270	54,991
営業収益	5,336	9,696	4,716	5,706	10,866	5,845	7,028	4,956
支払利息	881	770	758	1,352	1,431	495	948	1,409
企業債比率	41.93%	25.71%	48.56%	50.33%	36.69%	25.44%	37.50%	73.76%
支払利息比率	16.51%	7.94%	16.07%	23.69%	13.17%	8.47%	13.49%	28.43%
平均利率	3.29%	4.31%	4.69%	4.67%	4.63%	4.67%	4.33%	3.47%
企業債倍率	5.0	1.8	3.4	5.1	2.8	1.8	3.1	8.2

下水道事業

(単位：百万円)

項目	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	他市平均	岐阜市
企業債残高	128,820	173,357	61,928	98,570	124,595	54,483	106,959	65,690
総資産	216,850	340,449	134,784	184,294	228,051	133,960	206,398	119,395
営業収益	8,235	6,626	5,038	5,376	8,642	5,883	6,633	4,928
支払利息	4,598	5,968	2,354	3,407	4,380	2,310	3,836	2,151
企業債比率	59.41%	50.92%	45.95%	53.49%	54.63%	40.67%	51.82%	55.02%
支払利息比率	55.83%	90.07%	46.72%	63.37%	50.68%	39.27%	57.83%	43.65%
平均利率	3.56%	3.44%	3.80%	3.45%	3.51%	4.23%	3.58%	3.27%
企業債倍率	15.6	26.2	12.3	18.3	14.4	9.3	16.1	13.3

- (注) 企業債比率 = 企業債残高 ÷ 総資産
 支払利息比率 = 支払利息 ÷ 営業収益
 平均利率 = 支払利息 ÷ 企業債残高
 企業債倍率 = 企業債残高 ÷ 営業収益

水道事業は近郊の同規模の都市と比較すると総資産はほぼ同額であるが、企業債残高は約2倍になっているため、営業収益に対する支払利息の割合や企業債残高の倍率も他市に比べ高い。

一方、下水道事業の総資産及び企業債残高は他市に比べ各々ほぼ半額であるため、企業債比率はあまり変わらない。また、平均利率が低いことにより支払利息比率が低くなっている。

両事業とも平均利率が他市に比べ低いのは、利率の低い近年に発行した企業債の割合が高いためと思われる。

2. 外部監査の結果

(1) 近隣の同規模他都市との比較分析について

監査の結果

岐阜市の水道事業は総資産に占める企業債の比率が73%もあり、他都市と比べ非常に高い。また、営業収益に対する企業債の支払利息も28%もあり水道事業の損益に大きな影響を及ぼしている。これらの比率はここ数年ほとんど同じであり、15年度が特別に高かったわけではない。

岐阜市では、企業債の発行状況はその都市の事業計画等により大きく異なるため、他都市との比較分析を行っていない。しかし、差異が小さい場合はともかく、水道

事業債のように差異が非常に大きい場合は、その原因を分析して今後の事業の管理に役立てる必要がある。

(2) 企業債の支払利息について

意見

岐阜市では、企業債の支払利息は支払時に全額費用処理をする現金主義を採用している。しかし、地方公営企業法第20条では「経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」とされ、発生主義に基づく支払利息の計上が求められている。岐阜市では企業債利息の支払は毎年ほぼ同じであるため現金主義でも発生主義でもその年度の支払利息はあまり変わらないことや、大部分の企業債の利払日が9月と3月であるため未払利息の重要性はあまりないことから現金主義を採用しているが、正確な事業損益を算出するためには経過期間に応じて費用処理する発生主義の採用が望ましい。

・一般会計繰入金について

1. 概要

(1) 一般会計繰入金の考え方

岐阜市の上下水道事業は、地方公営企業法を適用している。同法第3条に経営の基本原則が下記のように規定されている。

(経営の基本原則)
地方公営企業法 第3条

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

このため、岐阜市の上下水道事業は、本来の目的として公共の福祉を増進するように運営するとともに、原則的には独立採算制をとることを示している。

この考え方から、一般会計と公営企業との間の負担区分が発生する。つまり、一般行政的性格を持つ事務と公営企業の事務を併せて公営企業が行うため、一般行政的事務に要する経費は、一般会計が負担することとしたものである。

具体的には、地方公営企業法第17条の2において以下のように規定されている。

(経費の負担の原則)
地方公営企業法 第17条の2

第1項 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

第1号 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

第2号 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

同法第17条の2第2項において、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられている。また、水道事業に関しては、同法第17条の2第1項において一般会計からの繰入金が認められている。下水道事業に関しては、地方公営企業法上は明確

な規定はないが、水道事業と同様に同法第 17 条の 2 第 1 項を任意適用することにより一般会計からの繰入金認められている。

繰入金は、一般的に基準内繰入金と基準外繰入金があり、基準内繰入金は、削減努力によりある程度単位あたりの支出を抑えられるものや外的要因により支出額が変動するものがあるが、本来一般会計で負担すべきものとされている。基準外繰入金は、政策的に一般会計で負担することを市として決定しているもの及び歳入不足補填目的のもので、換言すれば経営効率化により削減すべきものとされている。

このような一般会計からの繰入金は、最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化の促進とその経営基盤の強化を目的として毎年度地方財政計画において計上されている。

(2) 繰出基準

基準内繰入金は、繰出基準といわれる「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づいた繰出金である。この繰出基準は、「毎年度、総務省から各都道府県知事、各指定都市市長宛に出され、それに示された基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税等において考慮するもの」とされている。上記の繰出基準に基づいて決定され一般会計から上下水道事業会計にそれぞれ繰出される。

「繰出基準」：「平成 16 年度の地方公営企業繰出金について（総務省自治財政局長通知）」で通知された上下水道事業に関する基準は、以下のとおりである。

水道事業

- 消火栓等に要する経費
- 公共施設における無償給水に要する経費
- 上水道の出資に要する経費
- 上水道の水源開発に要する経費
- 上水道の広域化対策に要する経費
- 上水道の高料金対策に要する経費
- 統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

簡易水道事業

- 簡易水道の建設改良に要する経費
- 簡易水道の高料金対策に要する経費
- 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費
- 地方公営企業法の適用に要する経費

下水道事業

雨水処理に要する経費
流域下水道の建設に要する経費
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
不明水の処理に要する経費
高度処理に要する経費
高資本対策に要する経費
広域化・共同化の推進に要する経費
地方公営企業法の適用に要する経費
普及特別対策に要する経費
緊急下水道整備特定事業に要する経費
農業集落排水緊急整備事業に要する経費
小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
個別排水処理施設整備事業に要する経費
下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費

これらのうち、平成 16 年度に岐阜市において基準内繰入金の対象となっているのは、以下のとおりである。

水道事業

消火栓等に要する経費

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防のように供するために要する経費については一般会計が負担するための経費であり、消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する費用等に相当する金額を繰り入れる。

上水道の出資に関する経費

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費であり、安全対策事業として災害対策及び保安対策の観点から行う送・配水管の相互連絡管等の整備事業等を単独事業として行う場合の事業費の 4 分の 1 を繰り入れる。

統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

統合水道（複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業）の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費であり、統合水道に係る

統合前の簡易水道の建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金の2分の1を繰り入れる。

簡易水道事業

簡易水道の建設改良に要する経費

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費であり、簡易水道の建設改良費（当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く）の10%を繰り入れる。ただし、平成14年度から平成16年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰り出しに代えて臨時的に発行する簡易水道事業債の元利償還金に相当する金額を繰り入れる。

また、企業債元利償還金の2分の1を繰り入れる。

下水道事業

雨水処理に要する経費

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費であり、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を繰り入れる。

流域下水道の建設に要する経費

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費であり、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）を繰り入れる。ただし、平成12年度から平成16年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する金額を繰り入れる。

下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費であり、特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額を繰り入れる。

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費であり、水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1を繰り入れる。

不明水の処理に要する経費

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費であり、計画汚水量を定めるときに地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額を繰り入れる。

高度処理に要する経費

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費であり、下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）を繰り入れる。

緊急下水道整備特定事業に要する経費

緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金について繰り出すための経費であり、下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金に相当する額を繰り入れる。

下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費

平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費であり、下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額を繰り入れる。

これに対し基準外繰入金は、繰出基準には基づかず、市独自の判断で決定することとなる。

基準外繰入金は、加入団体負担金、建設改良財源不足分、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費等である。それらの繰入基準は、每期継続した基準を用いるが上下水道事業部が市に予算配当要求し決定される。この決定される繰入基準は、発生した経費全額を繰り入れるという明確なものがほとんどであるが、「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」に関しては、原則として企業債利子の80%を繰り入れている。これらの基準外繰入金については、基準内繰入金とは異なり基準を文書化したものはない。この他に河川等関連工事費、受益者負担金事務費があるが、これらは岐阜市からの受託事業に係る負担金である。

(3) 岐阜市の一般会計繰入金の内訳・推移

水道事業の一般会計繰入金の内訳

(単位：千円)

	収益的収入合計	資本的収入合計	合計
基準内			
消火栓維持費・設置費等	14,631	41,058	55,689
統合簡水企業債元金・利息	52,908	61,142	114,050
一般会計出資金	-	27,400	27,400
その他	8,556	6,805	15,361
基準内計(A)	76,095	136,405	212,500
基準外			
建設改良財源不足分		10,537	10,537
その他	7,266	355	7,621
基準外計(B)	7,266	10,892	18,158
その他			
河川等関連工事費	13,041	-	13,041
合計(E)	96,402	147,297	243,699
収益的収入(C)	5,301,255	-	
資本的収入(D)	-	1,988,941	
繰入率			
基準内：(A)/(C)又は(A) /(D)	1.4%	6.9%	
基準外：(B)/(C)又は(B) /(D)	0.1%	0.5%	
合計：(E)/(C)又は(E) /(D)	1.8%	7.4%	

水道事業の一般会計繰入金は、収益的収入 96,402 千円、資本的収入 147,297 千円であり、その中で統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費が 114,050 千円を占めており主たるものである。また、基準外の建設改良財源不足分 10,537 千円、その他のうち 6,786 千円も簡易水道関係の経費である。これら簡易水道関係の経費が一般会計繰入金に占める割合が多いのは、岐阜市が複数の簡易水道事業を水道事業と順次統合してきたという歴史の裏づけである。

下水道事業の一般会計繰入金の内訳・推移

基準内

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
雨水処理負担金	113,558	124,006	129,807	134,966	146,570
雨水分利子	-	-	-	199,905	201,604
不明水処理費	37,300	32,823	31,495	47,753	92,295
特例措置・臨特債・公共臨特債利子	-	-	-	85,535	76,041
その他	117,507	109,421	119,765	131,313	150,992
収益的収入合計(A)	268,365	266,250	281,067	599,472	667,502

特例措置・臨特債・公共臨特債利子	-	-	-	249,743	294,522
その他	629	650	555	5,299	22,935
資本的収入合計 (B)	629	650	555	255,042	317,457
基準内計	268,994	266,900	281,622	854,514	984,959

基準外

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
支払利息及び企業債取扱諸費	1,697,286	1,690,469	1,717,781	1,449,734	1,424,534
その他	7,396	12,326	1,648	12,558	11,139
収益的収入合計 (C)	1,704,682	1,702,795	1,719,429	1,462,292	1,435,673
下水道拡張費 (汚水分)	309,098	227,350	212,925	116,937	-
その他	340	354	369	12,193	13,589
資本的収入合計 (D)	309,438	227,704	213,294	129,130	13,589
基準外計	2,014,120	1,930,499	1,932,723	1,591,422	1,449,262

その他

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
受益者負担金事務費	27,316	31,607	26,183	29,142	31,856
収益的収入 (E)	27,316	31,607	26,183	29,142	31,856

合計

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
雨水処理負担金	113,558	124,006	129,807	134,966	146,570
雨水分利子	-	-	-	199,905	201,604
不明水処理費	37,300	32,823	31,495	47,753	92,295
特例措置・臨特債・公共臨特債利子	-	-	-	85,535	76,041
支払利息及び企業債取扱諸費	1,697,286	1,690,469	1,717,781	1,449,734	1,424,534
その他	124,903	121,747	121,413	143,871	162,131
受益者負担金事務費	27,316	31,607	26,183	29,142	31,856
収益的収入合計	2,000,363	2,000,652	2,026,679	2,090,906	2,135,031
特例措置・臨特債・公共臨特債利子	-	-	-	249,743	294,522
下水道拡張費 (汚水分)	309,098	227,350	212,925	116,937	-
その他	969	1,004	924	17,492	36,524
資本的収入合計	310,067	228,354	213,849	384,172	331,046
合計	2,310,430	2,229,006	2,240,528	2,475,078	2,466,077

繰入率

収益的収入 (F)	6,687,435	6,736,204	6,697,266	7,060,714	7,221,229
資本的収入 (G)	8,626,011	9,176,596	8,999,337	7,617,752	4,914,091
基準内					
収益的収入 (A) / (F)	4.0%	4.0%	4.2%	8.5%	9.2%
資本的収入 (B) / (G)	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	6.5%

基準外					
収益的収入 (C) / (F)	25.5%	25.3%	25.7%	20.7%	19.9%
資本的収入 (D) / (G)	3.6%	2.5%	2.4%	1.7%	0.3%
合計 (その他を含む)					
収益的収入 ((A) + (C) + (E)) / (F)	29.9%	29.7%	30.3%	29.6%	29.6%
資本的収入 ((B) + (D)) / (G)	3.6%	2.5%	2.4%	5.0%	6.7%

基準内繰入金は、平成 16 年度では 984,959 千円であり、平成 12 年度の 268,994 千円から約 3.6 倍に増加している。これに伴い、基準内繰入金の収益的収入や資本的収入に占める割合も増加している。これは、雨水施設工事に係る起債の利子、国庫補助負担率減少分に係る起債の利子等についての繰入金が増加したためである。

基準外繰入金は平成 16 年度では 1,449,262 千円であり、平成 12 年度の 2,014,120 千円に対し約 72%に減少している。これに伴い、基準内繰入金の収益的収入や資本的収入に占める割合も減少している。これは、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費、下水道拡張費（汚水分）が減少したためである。

基準外繰入金のうち過半数を占めるのが「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」である。そのため、この繰入金が下水道事業の損益を左右している

他市との比較

水道事業

(単位：千円)

13 年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市
一般会計繰入金								
収益的収入 (A)	10,296	61,936	254,448	41,593	43,304	13,793	70,895	132,120
資本的収入 (B)	14,720	128,507	102,785	45,535	349,196	57,951	116,449	129,774
合計	25,016	190,443	357,233	87,128	392,500	71,744	187,344	261,894
収益的収入 (C)	5,902,181	11,046,063	4,837,000	6,013,428	11,131,614	5,750,735	7,446,837	5,172,432
資本的収入 (D)	2,501,635	1,953,713	1,016,467	1,746,334	2,685,018	1,068,490	1,828,610	2,845,712
繰入率 (%)								
収益的収入 : (A) / (C)	0.2%	0.6%	5.3%	0.7%	0.4%	0.2%	1.0%	2.6%
資本的収入 : (B) / (D)	0.6%	6.6%	10.1%	2.6%	13.0%	5.4%	6.4%	4.6%

14 年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市
一般会計繰入金								
収益的収入 (A)	9,984	68,924	249,994	52,035	42,834	11,914	72,614	115,078
資本的収入 (B)	11,741	79,053	98,927	39,888	323,040	60,512	102,194	123,087
合計	21,725	147,977	348,921	91,923	365,874	72,426	174,808	238,165
収益的収入 (C)	5,611,684	10,699,029	4,804,094	5,931,155	10,969,191	5,809,732	7,304,148	5,182,445
資本的収入 (D)	2,120,733	1,812,221	342,411	1,478,679	2,473,310	1,168,562	1,565,986	2,325,921

繰入率 (%)	収益の収入： (A) / (C)	0.2%	0.6%	5.2%	0.9%	0.4%	0.2%	1.0%	2.2%
	資本の収入： (B) / (D)	0.6%	4.4%	28.9%	2.7%	13.1%	5.2%	6.5%	5.3%

15年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市
一般会計繰入金								
収益の収入 (A)	9,980	70,342	244,748	54,295	35,030	20,237	72,439	111,410
資本の収入 (B)	9,173	91,788	116,894	46,291	186,907	89,588	90,107	146,398
合計	19,153	162,130	361,642	100,586	221,937	109,825	162,546	257,808
収益の収入 (C)	5,442,105	10,127,503	4,755,408	5,850,540	10,932,564	5,958,607	7,177,788	5,059,705
資本の収入 (D)	1,810,453	1,656,774	703,862	1,140,981	1,883,642	1,157,757	1,392,245	2,209,907
繰入率 (%)								
収益の収入： (A) / (C)	0.2%	0.7%	5.1%	0.9%	0.3%	0.3%	1.0%	2.2%
資本の収入： (B) / (D)	0.5%	5.5%	16.6%	4.1%	9.9%	7.7%	6.5%	6.6%

収益の収入：税抜

資本の収入：税込

下水道事業

(単位：千円)

13年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市
一般会計繰入金								
収益の収入 (A)	6,184,403	7,448,464	3,684,077	3,591,621	5,607,164	3,204,673	4,953,400	2,000,652
資本の収入 (B)	121,145	885,897	475,222	1,231,792	30,991	1,577,000	720,341	228,354
合計	6,305,548	8,334,361	4,159,299	4,823,413	5,638,155	4,781,673	5,673,742	2,229,006
収益の収入 (C)	10,480,524	13,937,749	7,268,395	8,215,967	11,662,105	7,029,639	9,765,730	6,736,204
資本の収入 (D)	9,624,894	19,203,376	4,456,859	9,969,897	9,431,553	5,403,083	9,681,610	9,176,596
繰入率 (%)								
収益の収入： (A) / (C)	59.0%	53.4%	50.7%	43.7%	48.1%	45.6%	50.7%	29.7%
資本の収入： (B) / (D)	1.3%	4.6%	10.7%	12.4%	0.3%	29.2%	7.4%	2.5%

14年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市
一般会計繰入金								
収益の収入 (A)	6,278,849	7,401,547	3,740,762	3,759,324	5,313,456	3,002,984	4,916,154	2,026,679
資本の収入 (B)	92,399	1,644,937	582,040	1,173,360	725,057	1,757,000	995,799	213,849
合計	6,371,248	9,046,484	4,322,802	4,932,684	6,038,513	4,759,984	5,911,953	2,240,528
収益の収入 (C)	10,582,949	14,011,164	7,266,508	8,521,981	11,830,887	6,841,407	9,842,483	6,697,266
資本の収入 (D)	7,995,626	22,184,258	6,182,060	10,613,478	8,846,794	5,450,807	10,212,171	8,999,337
繰入率 (%)								
収益の収入： (A) / (C)	59.3%	52.8%	51.5%	44.1%	44.9%	43.9%	49.9%	30.3%
資本の収入： (B) / (D)	1.2%	7.4%	9.4%	11.1%	8.2%	32.2%	9.8%	2.4%

15年度

	富山市	金沢市	福井市	長野市	浜松市	豊橋市	平均	岐阜市	
一般会計繰入金									
収益的収入(A)	5,756,108	7,379,777	3,534,895	3,480,011	5,138,534	2,893,976	4,697,217	2,090,907	
資本的収入(B)	802,938	1,953,199	694,966	1,509,181	691,995	1,532,000	1,197,380	384,171	
合計	6,559,046	9,332,976	4,229,861	4,989,192	5,830,529	4,425,976	5,894,597	2,475,078	
収益的収入(C)	10,070,576	14,108,620	7,044,799	8,518,338	11,658,015	6,749,349	9,691,616	7,060,714	
資本的収入(D)	7,265,139	19,946,344	8,884,106	9,486,807	9,303,028	4,541,309	9,904,456	7,617,752	
繰入率 (%)	収益的収入： (A)/(C)	57.2%	52.3%	50.2%	40.9%	44.1%	42.9%	48.5%	29.6%
	資本的収入： (B)/(D)	11.1%	9.8%	7.8%	15.9%	7.4%	33.7%	12.1%	5.0%

収益的収入：税抜

資本的収入：税込

(B)には雨水工事費負担金を含まない

水道事業については、岐阜市が収益的収入に占める繰入金の割合は13年度から15年度までそれぞれ2.6%、2.2%、2.2%と常に2%台であるのに対し、近隣他都市の平均は1.0%である。また、資本的収入に占める繰入金の割合は、13年度から15年度までそれぞれ4.6%、5.3%、6.6%であるのに対し、近隣他都市の平均は約6.5%である。このような結果になる理由は、岐阜市が複数の簡易水道事業を水道事業と順次統合してきたという歴史によるところが大きい。

下水道事業については、岐阜市が収益的収入に占める繰入金の割合は13年度から15年度までそれぞれ29.7%、30.3%、29.6%と約30%程度であるのに対し、近隣他都市の平均は約50%である。また資本的収入に占める繰入金の割合は、13年度から15年度までそれぞれ2.5%、2.4%、5.0%と5%以下であるのに対し、近隣他都市の平均は約10%前後である。このように岐阜市が収益的収入及び資本的収入に占める繰入金の割合が近隣他都市に比べて少ない理由は、汚水処理原価のうち、料金収入により回収できる金額の割合が大きいことが主な要因である。

2. 外部監査の結果

(1) 「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」(基準外繰入金)の繰入基準について

監査の結果(下水道事業)

基準外繰入金の繰入基準は、文書化はされていないが一定の基準によって行なわれている。その中で注目されるのが「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」に関して、原則として企業債利子の80%を繰り入れているという点である。岐阜市の下水道事業にあっては、この「企業債の支払利息及び企業債取扱諸費」が一般会計繰入金の50%以上を占めており、繰入基準いかんによっては、下水道事業の単年度の利益が大きく変動する。つまり、企業債利子のうち繰り入れる率を低くすれば赤字になり、逆に高くすれば

ば黒字となる。平成 16 年度の決算においては、企業債利子の 80%を繰り入れているため、25,658 千円の黒字となっているが、平成 16 年度の決算をもとに試算すると企業債利子の 70%しか繰り入れなければ約 152,408 千円の赤字となり、逆に 90%繰り入れれば約 203,724 千円の黒字になる。

当事業部が、このような繰入基準をとる理由は、「普通交付税に関する省令第 12 条第 6 項第 5 号下水道費」の計算を繰入金の算定にも取り入れ、企業債の償還元利金の 50%相当額を一般会計繰入金として算定するという考え方を基礎としている。当事業部はこのような考え方を基礎に繰入金必要金額の根拠を示しているが、実際の繰入基準は企業債利子の 80%である。この企業債利子の 80%が企業債の償還元利金の 50%相当額にほぼ一致するというのが当事業部の見解である。実際に平成 16 年度の検証では 48%程度となった。しかし、現状では、企業債利子の 80%と企業債の償還元利金の 50%が見合っているとしても企業債の所有割合等の変化によりこのバランスがくずれられることも考えられる。このため、将来的には繰入基準の考え方（繰入理由）に合致しない繰入金が発生してしまう恐れもある。また、繰入基準の考え方（繰入理由）が置き去りになり、企業債利子の負担のみを重視するあまり、現状の企業債利子の 80%からより一般会計繰入金を増加させることにもなりかねない。繰入基準の考え方（繰入理由）が「普通交付税に関する省令第 12 条第 6 項第 5 号下水道費」の計算を基礎としているのであれば、企業債の償還元利金の 50%に替えて企業債利子の 80%を繰入基準とする必要はなく、そのまま企業債の償還元利金の 50%を繰入基準としたほうが合理的である。

（ 2 ） 基準外繰入金の基準の文書化について

監査の結果（水道・下水道事業共通）

基準内繰入金については、いわゆる繰出基準があり、繰入金の繰入基準が文書により明確化されているが、基準外繰入金に関しては、文書化されておらず、担当者レベルで把握しているのみである。文書化されていない理由は、一般会計からの立場上、文書化することによって毎年の繰入金を確約することはできないとの理由による。しかし、文書化しないと恣意性が介入される可能性がある。また、各担当者レベルでの引き継ぎミスにより根拠のない繰入金が計上される可能性がある。そのため上下水道事業部として繰入基準を明確化するために文書化して管理することが必要である。

・引当金について

1. 概要

地方公営企業における会計原則と引当金の法令上の取扱い

(1) 地方公営企業法における会計処理の基本的考え方

地方公営企業法における会計処理の基本的考え方は、同法第 20 条に規定されている。

(計理の方法)

地方公営企業法第 20 条

第1項 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

第2項 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動をその発生の事実に基づき、かつ適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

第3項 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

同法第 20 条で規定されているように、地方公営企業法を適用する事業にあっては、発生主義により経理することを法定している。

(2) 引当金の取扱いについては、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(昭和 27 年 9 月 29 日)において同通達九(二)に明記している。

地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達(昭和 27 年 9 月 29 日 自乙発第 245 号)

九 繰延勘定及び引当金

(二) 引当金

1 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。

2 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行なう資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあっては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあっては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。

3 退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない理由によって職員が退職する場合に予想される多数の退職給与費の発生にそなえ、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当てておくべきものであるが、この場合における各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。

なお、退職給与金については、支出した額を繰延勘定として五事業年度以内に償却することができるものとされているが、企業経営の安全性をはかる意味からは、できるかぎり引当金設定の方法により資金の留保をはかるべきであると考えられること。

4 各事業年度において引当金として整理されるべき金額は、各企業の実状に応じ客観的に妥当であると認められる金額に止めるべきであって、これを過大に見積って計上することはできないものであること。また、これら引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、この意味で、特定預金等の形態として留保をはかることは適当であると思われること。

(3) 引当金の要件

企業会計原則注解(昭和24年7月9日 企業会計審議会 最終改正昭和57年4月20日)

18 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(以下省略)

2. 外部監査の結果

(1) 退職給与引当金について

概要

退職給与引当金計上の現状(水道・下水道事業共通)

(ア) 計上基準

退職給与引当金の計上基準は、予算の人件費(給料、手当、報酬、法定福利費)と決算の人件費の実際額とを比較して算定金額を計算している。つまり、予算の不用分が発生すれば引当てし、逆に不足分が発生した場合には取り崩すこととなる。しかし、その計上基準を示す要領(例えば、退職給与引当金繰入要領)、会計基準はなく、決算時に担当者が計算し上位者の承認を得るという形式となっている。

(イ) 退職給付金と引当金の推移

水道事業

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
退職給与金	189,053	109,023	194,264	77,409	271,099
退職給与引当金					
期首残高	-	37,000	77,000	82,000	65,353
繰入額	37,000	40,000	5,000	-	-
取崩額	-	-	-	16,646	12,183
期末残高	37,000	77,000	82,000	65,353	53,170
退職給与支払額	152,053	69,023	189,264	94,055	283,282

下水道事業

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
退職給与金	124,189	30,791	138,807	64,028	119,685
退職給与引当金					
期首残高	-	-	-	15,000	20,000
繰入額	-	-	15,000	5,000	19,655
取崩額	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	15,000	20,000	39,655
退職給与支払額	124,189	30,791	123,807	59,028	100,030

(注) 退職給与金 = 退職給与支払額 + 退職給与引当金繰入額 - 退職給与引当金取崩額

退職給与引当金は、水道事業に関しては平成12年度から、下水道事業に関しては平成13年度の包括外部監査の指摘事項となったため平成14年度から、それぞれ計上を行うこととした。

水道事業に関して、平成12年度及び平成13年度に引当金の繰入が多いのは、勸奨退職制度のためのものである。

監査の結果(水道・下水道事業共通)

(ア) 退職給与引当金要領及び会計基準の必要性

当事業部の退職給与引当金の算出・計上のための要領がなく、また、会計基準もない。このような状況で退職給与引当金を計上している。毎期決算時に退職給与引当金を計上するときには、担当者が計算し主管室長等の承認を得て実施しているが、要領・基準がないために毎期計上方法を変更することも容易に行うことができるのではないかと思われる。つまり、決算の数値を考慮しながら退職給与引当金の金額を決定することも可能である。このような、恣意性が介入しないように退職給与引当金の目的・算定方法・計上基準を明確にして要領及び基準を作成する必要がある。

意見（水道・下水道事業共通）

（ア）退職給与引当金の計上基準及び計上不足額

当事業部の退職給与引当金の繰入は、上記の（ア）計上基準に示したとおりであり、人件費の予算金額と決算額との差額によっている。また、退職給与引当金残高は、各年度の引当金繰入額と取崩額との積み上げによっている。退職給与引当金の考え方として依命通達によれば、退職給与引当金の繰入額は、「当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した額を基準」にするとしており、いわゆる当事業年度末の自己都合要支給額から前事業年度の自己都合要支給額との差額を積み立てることが要求されていると考えられる。また、退職給与引当金残高は自己都合要支給額を計上することが要求されていると考えられる。しかし、当事業部の退職給与引当金の繰入基準は、自己都合要支給額をなんら考慮することなく算定されており、合理的な引当金の計上がされているとはいえないと考える。また、現在の計上基準では、次年度の人員を考慮したうえで人件費の予算を立てており、人事異動等がない限り予算額と実際額との差異が発生することはあまり考えられない。そのため、人事異動等という要因による予算と実績の差額が退職給与引当金及び繰入額となっており、引当金の要件にも合致しておらず退職給与引当金の金額算定としては合理的でないと考える。今後は、依命通達の考え及び引当金の用件を考慮し、自己都合要支給額を基準とした引当金の計上を検討する必要がある。

自己都合要支給額及び定年退職者の支給額を当事業部に試算してもらったところ、水道事業が1,942,415千円、下水道事業が1,970,847千円である。これに対し、平成16年度の退職給与引当金は、（イ）の表のとおり水道事業が53,170千円、下水道事業が39,655千円であり、要支給額のそれぞれ2.7%、2.0%しかなく現状では、大きな乖離があり実質的な引当不足額が発生しており今後の課題である。

（２）修繕引当金について

概要

（ア）修繕引当金の性質

修繕引当金の考え方には、依命通達にも明示されているように「企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的」で計上する修繕引当金（いわゆる修繕引当金）と「地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度の大規模な修繕を行なう資産等」の修繕に備える修繕引当金（いわゆる特別修繕引当金）の2つがある。

（イ）修繕引当金計上の現状（水道事業）

（ ）計上基準

修繕引当金の計上基準は、予算の修繕費と決算の修繕費の実際額とを比較して算定金額を計算している。つまり、予算の不用分が発生すれば引当てし、逆に不足分が発生した場合には取り崩すこととなる。しかし、その計上基準を示す要領（例えば、修繕引当金繰入要領）、会計基準はなく、決算時に担当者が計算し上位者の承認を得るといった形式となっている。

また、修繕引当金の上限額を100百万円としている。

（ ）修繕費と引当金の推移

水道事業

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
修繕費	249,910	215,897	291,186	273,092	258,382
修繕引当金					
期首残高	-	-	-	35,000	65,000
繰入額	-	-	35,000	30,000	35,000
取崩額	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	35,000	65,000	100,000
修繕支払額	249,910	215,897	256,186	243,092	223,382

下水道事業

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
修繕費	95,930	176,761	187,963	174,538	168,847

下水道事業においては、修繕引当金の計上はない。

監査の結果（水道事業）

（ア）修繕引当金要領及び会計基準の必要性

当事業部の修繕引当金の算出・計上のための要領がなく、また、会計基準もない。このような状況で修繕引当金を計上している。毎期決算時に修繕引当金を計上するときには、担当者が計算し主管室長等の承認を得て実施しているが、要領・基準がないために毎期計上方法を変更することも容易に行うことができるのではないと思われる。つまり、決算の数値を考慮しながら修繕引当金の金額を決定することも可能である。また、当事業部の修繕引当金は、いわゆる修繕引当金なのか、いわゆる特別修繕引当金であるのかが不明である。

上記のような恣意性の介入を排除し、また目的に合致した引当金を計上することができるように修繕引当金の目的・算定方法・計上基準を明確にして要領及び基準を作成する必要がある。

（イ）修繕引当金計上基準

当事業部の修繕引当金の繰入は、上記（イ）（ ）の計上基準に示したとおりであり、修繕費の予算金額と決算額との差額によっている。つまり、予算の不用分が発生すれば引当てし、逆に不足分が発生した場合には取り崩すこととなる。

修繕引当金の考え方は、依命通達に明示されているように、いわゆる修繕引当金を計上する場合には、「企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的」で修繕引当金を計上することが求められており、修繕引当金の目的に合致した引当金を計上するためには、「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当である」としている。この場合、企業会計をとるためには、企業会計原則注解18の引当金の要件を考慮に入れるべきである。しかし、当事業部の修繕引当金の計上はそのような引当金の要件を考慮に入れたものとはなっていない。

また、いわゆる特別修繕引当金を計上する場合には、数年に一度の大規模な修繕に備えるという目的に合致した引当金を計上するためには、「有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行なう資産等」についての「修繕費を各事業年度に均分」という依命通達の考え方を参考に計上すべきである。その際、将来の修繕計画等の作成（中長期計画を策定し、それにより将来の修繕計画を確定する）が不可欠であり、それに従って引当金を算定すべきであると考え。この場合にも、企業会計をとるためには、企業会計原則注解18の引当金の要件を考慮に入れるべきである。しかし、当事業部の現状の引当金の算定基準は、上記（イ）（ ）のとおりであり、次年度の修繕の予定を考慮して算定した予算と実績額とを比較しているにすぎなく、中長期の計画に基づいた計上は実施していない。そのため、当事業部の引当金の計上は引当金の要件を考慮したものとはいえない。

したがって、現状の引当金の算定基準では、2つの性質の修繕引当金いずれに対しても合理的な引当金の計上基準であるとはいえないと考える。

上記のように、いずれの性質の修繕費引当金を計上する場合にも、引当金の要件に合致し合理的に引当金計上ができるように検討することが必要である。

（ウ）修繕引当金の上限金額

当事業部の修繕引当金は、100百万円を上限としている。当事業部が上限として設定した100百万円は、客観的な根拠をもって算定した数値ではなく本来必要な引当金が計上されているか不明である。

当事業部が、企業会計の引当金の考え方をとり入れるならば、その修繕引当金計上額は必要金額であり、修繕引当金に上限を設定する必要はない。

（エ）特別修繕引当金の計上

現状では、修繕引当金のみが計上されているが、いわゆる特別修繕引当金の計上も行うべきである。

監査の結果（下水道事業）

（ア）修繕引当金の計上

上記のように水道事業は修繕引当金を計上しているが、下水道事業は修繕引当金を計上していない。引当金の計上自体は、任意であり強制ではないが、依命通達にもいうように「企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるために」引当金を計上することが望ましい。その場合には、引当金の要件を考慮に入れて合理的に引当金を計上すべきである。下水道事業は、水道事業と同様に固定資産の金額が多額であり、今後、多額な修繕費の発生が予想されるので、将来の修繕費の発生等を検討し修繕引当金の計上を検討すべきである。

（イ）修繕引当金の留意点

修繕引当金の留意点としては、水道事業と同様であり、修繕引当金を計上する場合には上記を参考とされたい。

・人件費関係について（水道・下水道事業共通）

1. 概要

岐阜市上下水道事業部職員の給与は、「岐阜市上下水道事業部職員給与規程」に準拠して給料及び諸手当が支給されており、さらに上下水道事業部における特殊勤務手当について「岐阜市上下水道事業部職員の特殊勤務手当に関する規程」に準拠して支給されている。

上下水道事業部の特殊勤務手当について検討するとともに退職給与引当金の関係で退職給与手当を検討した。

（1）人件費及び特殊勤務手当の推移

人件費の推移は以下のとおりである。

水道事業

（単位：千円）

	14年度	15年度	16年度
報酬	4,967	7,533	6,836
給料	528,517	494,378	486,473
扶養手当	24,456	21,358	19,972
調整手当	22,118	20,371	18,873
住居手当	6,499	5,889	5,493
通勤手当	12,934	12,032	11,391
特殊勤務手当	1,563	1,211	1,022
時間外勤務手当	38,101	34,417	25,800
夜勤手当	1,195	9	1
休日勤務手当	1,680	1,184	1,022
管理職手当	11,929	8,003	8,644
期末勤勉手当	224,753	205,568	208,081
退職手当	194,264	77,409	271,099
児童手当	1,045	725	1,250
特例一時金	-	-	-
手当計	540,537	388,176	572,648
法定福利費	150,475	138,677	138,706
人件費合計	1,224,496	1,028,764	1,204,663
職員数	110人	105人	105人

下水道事業

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度
報酬	11,044	7,087	6,854
給料	526,928	510,987	497,510
扶養手当	23,970	22,619	19,992
調整手当	22,014	21,329	19,383
住居手当	6,756	7,159	7,121
通勤手当	12,658	12,750	12,583
特殊勤務手当	6,269	6,592	6,766
時間外勤務手当	30,213	28,243	23,125
夜勤手当	5,852	5,943	5,708
休日勤務手当	1,820	1,925	2,317
管理職手当	14,134	12,391	12,194
期末勤勉手当	224,724	213,182	211,319
退職手当	138,807	59,028	119,685
児童手当	1,525	1,760	1,650
その他	-	-	-
手当計	488,742	392,921	441,843
法定福利費	150,897	144,060	143,398
人件費合計	1,177,611	1,055,055	1,089,605
職員数	112人	112人	111人

(2) 特殊勤務手当の種類

上下水道事業部において支給される特殊勤務手当は「岐阜市上下水道事業部職員の特
殊勤務手当に関する規程」の第3条に明記されており、料金徴収手当、停水手当、緊急
出勤手当、特殊作業手当、変則勤務手当、高所等作業手当、他団体派遣手当、災害応急
作業手当、道路上作業手当、高圧電気作業手当が認められている。

また、特殊勤務手当の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	備考	14年度	15年度	16年度
料金徴収手当	4時間未満	148	3	1
停水手当		101	145	144
緊急出勤手当	5時～22時	114	170	164
緊急出勤手当	22時～5時	55	114	58
特殊作業手当	下水管浚渫	177	149	203
特殊作業手当	下水処理	4,043	4,503	4,553
特殊作業手当	汚水汲上	65	52	65

特殊作業手当	有害物取扱	292	310	332
変則勤務手当	深夜の全部	1,914	1,535	1,518
変則勤務手当	深夜の一部	-	-	-
変則勤務手当	土日休日勤務	283	241	241
高所等作業手当	10m 以上	11	5	1
高所等作業手当	20m 以上	28	49	27
高所等作業手当	水面下 4 m 以上	4	-	-
他団体派遣手当		181	136	-
道路上作業手当	日額	161	107	174
道路上作業手当	4 時間未満	223	254	267
高圧電気作業手当		24	23	35
合計		7,833	7,803	7,789

上下水道事業部の特殊勤務手当のうち特殊作業手当と変則勤務手当が大部分を占めている。特に特殊作業手当は、下水プラントに従事している職員にはほとんど支給される状態となっている。

2. 外部監査の結果

(1) 監査の結果

特殊勤務手当と他の手当との重複

特殊勤務手当と他の手当との重複については、禁止する規程はない。そのため、特殊勤務手当と他の手当の重複がなされている。特に特殊勤務手当の変則勤務手当と夜勤手当との重複が常態化されている。

当事業部の説明によると、夜勤手当は、労働基準法第 37 条においても同様の規定があり、「時間外労働、休日労働又は深夜の労働に対して割増賃金を支払うことを使用者に義務づけることによって、法定労働時間制及び週休制の原則の維持を図るとともに、過重な労働に対する労働者への補償を行うものであり、特に、深夜の割増賃金については、労働時間の位置が深夜という時間帯にあることに基づき、その労働の強度などに対する労働者への補償」としてその支払いが要求される。また、特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を棒給で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に支給」されるものであり、このうち変則勤務手当は、法でいう「不健康な勤務」にあたり、変則勤務でない職員との均衡を維持しつつ、特殊な勤務に対する給与上の考慮をするために設けられたものである。このようにそれぞれの手当の趣旨が明確化されているため、併給することとなるということである。

確かに手当の趣旨が明確化されていることをふまえて規則に沿って支給されている。しかし、夜間の勤務というひとつの事象に対して特殊勤務手当としての変則勤務手当とその他の手当としての夜勤手当を併給していることは事実であり、住民への理解を得るために今後検討すべき課題であると考えられる。

(2) 意見

退職給与手当の負担関係

現状では、当事業部と他の会計組織（岐阜市一般会計等）との間に人事異動が行なわれた場合には、異動者に係る異動時点までの退職手当相当額について他の会計組織と精算（引継ぎ）を行っていない。そのため、退職者が退職時に所属していた会計組織がその退職者の退職手当金額を全額負担することになる。退職手当は、一般的には賃金の後払い、功績に対する報償等の複合的な意味合いで支給されるが、退職者が当事業部に在籍していなかった期間に対応する退職手当まで負担することは合理的でない。当事業部は、地方公営企業法を適用しており、企業会計の考え方に従うべきである。つまり、費用収益対応の原則から費用負担を適切にして適正な期間損益計算を実施するために、当事業部と他の会計組織との両方に在籍した期間がある退職者の退職手当は、合理的な負担関係を検討することが必要である。

また、現状の退職手当の支給方法では、岐阜市が人事異動により意図的に上下水道事業の財務状況を歪めることが可能となる。つまり、上下水道事業の財務状況を好転させるには、退職間近の勤務者を上下水道事業部から他の会計組織に異動させればよく、逆に上下水道事業部に負担させるのであれば、退職間近の勤務者を上下水道事業部に異動させればよいのである。このことは、独立採算を原則として事業を行なっている上下水道事業部にはふさわしくない。さらにこのような手法が可能な状況においては、一般会計繰入金の基準外繰入金のうち歳入不足補填目的の繰入金を無条件で行う隠れ蓑となることにもなりかねない。

この退職手当の負担関係の問題は、上下水道事業部のみの問題ではなく、岐阜市全体の問題としてとらえ早急に対処することが必要である。

・平成13年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

地方自治法第252条の38第6項において、「監査の結果に関する報告の提出があった場合において、その報告の提出を受けた団体の長等は、当該監査の結果に基づき措置を講じたときはその旨を監査委員に通知し、監査委員は、それを公表しなければならない。」と規定している。下水道事業は平成13年度に包括外部監査のテーマに選定されており、監査の結果に関する報告の提出を受けた。

現在におけるその措置の状況及び措置に対する監査人の所感は以下のとおりである。

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
1	滞納整理票の様式が定められてますが、作成対象者、時期等の滞納整理票の作成基準が明確になっていません。また、滞納整理票に記載されるべき整理経過についても一部の記録しか行われていません。滞納金額が増加傾向にありますから、十分な管理をする必要があります。	(措置の状況) 対応済み 滞納整理がしやすいように作成基準を定め、整理経過を記録するよう改めました。また、平成15年3月から集金用ハンディターミナルを導入し、電算による滞納処理経過等の滞納情報管理に努め、滞納整理を開始し、集金処理経過等の滞納情報管理に努めています。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。
2	下水料金の滞納管理にあたり、一定金額以上の多額滞納者については、水道部単独の管理ではなく、市長部局と連携して徴収にあたることにより、収納率の向上が図られるのではないかと考えます。	(措置の状況) 対応済み 高額滞納者の対応については、市長部局との情報交換を行い、情報を活用した徴収を行っております。また、徴収困難なものについては、税に準じた法的手段をとることを検討するなど、収納率の向上に努めております。個人情報等プライバシーの面からも相互の情報交換は困難になっているが、平成15年度に「差押の手順書」を作成し、収納率向上につとめている。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。
3	使用者別の滞納状況資料のなかで、隔月調定につき、直近の調定から順に未収残高となっているのが通常ですが、途中で抜けている月がありました。調定漏れではなく、入金によるものですが、5年時効による不納欠損処理を考えれば、当然古い未収金の回収に努力すべきであると考えます。	(措置の状況) 対応済み 滞納者が期別を指定して納付した場合を除き、古い未収金から順次回収しております。さらに、内金処理によって時効の延長に努めています。 (監査人の所感) 内金処理に関して、恣意性が入らないようにルールを明確にするなど心がける必要がある。(第3 2 (6)参照)

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
4	<p>使用者別の滞納状況資料で、滞納が継続していた使用者が、ある月から正常に納付していながら、5年時効による不納欠損処理が行われていました。未収金管理が適切に実施されていれば、このようなケースが発生することはないと考えます。</p>	<p>(措置の状況) 対応済み 使用者氏名の登録については、特に事業所名・会社社名等の場合、代表者氏名を確認し、使用者の変更に漏れがないか定期的に確認するように改めました。また、確認にあたっては滞納整理票等を活用し、滞納整理時に調査・確認をしております。代表者氏名、使用者氏名の変更等については、調定、収納共同で調査確認をしております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
5	<p>E D P から出力されている調定月報の未収調定分を手書きで修正し、収納係資料の金額を当月末調定額としていますが、E D P で出力された金額と手書き修正額の差額の分析が行われていません。内容分析が必要です。</p>	<p>(措置の状況) 対応済み プログラム修正し、平成15年度中に改善しました。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
6	<p>E D P から出力されている未収金残高表の決算時における不納欠損前の資料と不納欠損後の資料の差額は会計上の不納欠損額と一致すべきですが、不一致となっています。原因分析が必要です。また、経理上の残高と未収金残高表の月次照合が行われていませんが、補助簿的な資料とは必ず月次照合を実施する必要があります。</p>	<p>(措置の状況) 対応済み 今回のデータ不一致について原因を調査したところ、データ抽出途中に、料金更正処理を行ったものでした。今後、データ抽出中においては、他の処理は行わないようにしました。なお、月次照合については、補助簿的な資料を作成し、照合しています。データ一致のため、データ抽出中において他の処理をしないようにしました。また、未収残高の月次照合は補助簿を作成し照合しております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
7	<p>通常の納付通知書による納付と督促状による納付と誤って二重納付になった場合、返還する必要がないと考えられる督促手数料50円を返還しているケースが見受けられました。</p>	<p>(措置の状況) 検討中 督促手数料は、督促状が手元に届いて初めて効力を発するもので、納期限後であっても手元に督促状が届く以前に納付されていれば、返還するのが妥当と考えますが、返還すべきケースと収納すべきケースの切り分けが現行電算システムでは不可能でありますので、電算システム改善時に検討します。</p> <p>(監査人の所感) 督促手数料の返還ルールを明確にし、システム改善時において整理して対応できるように心がける必要がある。(第3 2 (4) 参照)</p>

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
8	納付制になっている使用者の過誤納還付金の還付は、すべて金融機関の窓口支払の処理で行われていますが、事務処理コストの軽減のためにも、口座振替に変更されてはどうかと考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 過誤納金の還付は、速やかに換金できる銀行窓口支払で行い、その後、未還付者については再通知を行い、払込先口座を指定した還付請求をしてもらい口座振込処理としております。現金受領か口座振込かの選択が可能であり、利便性もあることから合理的な方法と考えます。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
9	集金業務の委託において、金融機関の休業日等により、集金者の手元に現金が保管される場合があります。集金者の手元に現金が保管されることのないよう検討が必要と考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 夜間・祝日・休日の現金保管については、分庁舎の保管金庫を利用して、極力集金者の手元で保管されることのないように指導しております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
10	領収書用紙は50枚綴りで、その受払管理のために領収書管理簿が作成されていますが、使用済となっているにもかかわらず回収日付が記載されていないものがありました。また、使用者名欄が所属部課名のみで保管責任者が明確になっていないものもありました。重要用紙である領収書用紙の取扱いおよび管理は適切に行われる必要があります。	<p>(措置の状況) 対応済み 指摘以後は、領収書の重要性を再確認し、保管責任者において使用者に対し取扱を指導するとともに適切な管理に努めております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
11	工事または製造の請負について、見積りにより決定したもののなかで、指名業者1社の場合に、設計金額を算定する過程で当該業者から部分的に見積を取っているケースがありました。設計金額の算定が困難とのことで事前見積の方法を採っていたようですが、検討を要するのではないかと考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 地方自治施行令第167条の2でも、契約の性質または目的が競争入札に適さないものについては、一社による随意契約ができるとされておりますが、極力、競争入札をするようにしました。また、やむを得ず一社による随意契約を行うときは、可能な限り複数社から見積もりを取り、価格の検討を行っております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
12	岐阜市水道部建設工事請負業者選定委員会にかかる案件について指名業者選定調書が議事録として作成されています。しかし、議事録には参加委員の署名がなく、また、鉛筆書きの議事録も見受けられました。重要書類として適切に作成する必要がありますと考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 平成14年度から指摘いただいた点を改善した形で、議事録を作成しております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
13	固定資産の現物確認が定期的を実施されていないため、固定資産の除却処理が適切に行われていないものが見受けられました。固定資産管理にあたっては、定期的な現物の確認が必要と考えます。	<p>(措置の状況) 検討中 下水道に係る固定資産は、膨大なため現場ごとに定期的に現物の確認を行うことといたしました。</p> <p>(監査人の所感) 実地照合という意味での現物確認は行われていない。(第3 2 (1)参照)</p>
14	土地の固定資産台帳が2件作成漏れとなっていました。決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。	<p>(措置の状況) 対応済み 平成13年度決算においては、補助台帳とのチェックを行いました。また16年度も再度補助台帳とチェックを行いました。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
15	無形固定資産の施設利用権の台帳と決算書の金額が12年度決算で7,014千円不一致となっていました。決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。	<p>(措置の状況) 対応済み 固定資産システムを導入したため、台帳と決算書との不一致などのミスは発生しておりません。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
16	水洗化促進のための助成金の交付件数は減少傾向にあります。また、金額的にも3年以内の水洗便所新設で15千円と少額な助成であり、助成の効果からして、少額な助成は必要ないと考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 公共下水道の供給が開始された場合、3年以内に下水道に接続しなければなりません。水洗化の義務付け趣旨、水洗化の便益、水洗化に関する助成金制度等住民の意識の充実が大切ですので、助成金増額の見直しを行った。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
17	固定資産明細書作成の基礎となる資産ごとの個別内訳の集計表では、減価償却費の合計額が計算されているのみであるため、取得価額、減価償却累計額、年度末残高の合計額の検証をすることができない状況にありました。また、固定資産に関する資本剰余金の合計額についても同様でした。	<p>(措置の状況) 対応済み 固定資産システムにより個別内訳をみることができるようになりました。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
18	岐阜市水道部企業会計規程のなかで、規定されているべき勘定科目が漏れていた り、勘定科目の説明が不適切となっ ているものがありました。会計規程の見直 しが必要です。	措置の状況) 対応済み 平成14年3月28日付けで規程の見直し を行いました。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。
19	営業費用の総係費に、水道部移転に際し て設置した案内標識設置工事費が計上さ れていましたが、固定資産計上が妥当 と考えます。	(措置の状況) 対応済み 今後、このようなことがないよう適切な資 産計上に努めます。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。 但し指摘年度のものはそのままで修正され ていない。
20	決算時に4月の会計処理の誤りを発見し 修正されていますが、現状の会計システ ムは、修正内容によっては誤りを発見し た月での処理ができないため、遡って当 初の会計処理が修正されています。正規 の簿記の原則からして、このような修正 方法は是正する必要があり、システムの 変更が必要です。	(措置の状況) 対応済み 平成15年4月1日から新会計システムを 稼働させ、指摘のような作業ができるシス テムにしました。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。
21	ハイカラレンガの製造販売の会計処理 は、入庫時に販売価格で貯蔵品勘定に受 入、出庫時に貯蔵品勘定から払出す処理 となっています。この会計処理は問題あ りませんが、数量が実際の入出庫数量と はなっていません。製造数量と入出庫数 量の差は、破損の補填、サンプル等の無 償出庫に対応するために未庫入扱いとさ れていることによるものです。未庫入の 在庫は最終的に3月末に入庫処理される ため、決算時には貯蔵品に計上されてい ます。在庫管理上、未庫入処理について は検討が必要ではないかと考えます。	(措置の状況) 検討中 現在は、日報において未庫入の数量管理を 行っておりますが、月報において未庫入の 数量管理を行っていないことから、今後、 月報において日単位の未庫入数量と累計の 管理を行うよう改善し、年度末に未庫入数 量を庫入れするように改善します。 (監査人の所感) 貯蔵品勘定に計上される数量が実際の入出 庫数量とはなっていない。(第3 2 (2)参照)
22	予算の費用流用の決裁が年度末に一括で 行われています。公営企業では弾力的な 運用が必要ではありますが、形式的な処 理ではなく予算制度として適切な運用が 必要ではないかと考えます。	(措置の状況) 対応済み 目間流用のケースについて、その時点での 流用決裁を受けるように個別指導してお り、15年度導入の新会計システムから、 事前に予算を流用しないと支出処理でき ないシステムに改善されております。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
23	退職給与金は、退職時の費用として計上されていますが、退職時に支給全額を一時に費用計上するのではなく、当年度の負担額を費用計上して引当する事が適正な期間損益計算のため必要であると考えます。ただし、退職給与引当金の計上にあたっては、下水道事業会計単独で計算するのではなく、岐阜市の全職員の計算を前提にして下水道事業会計に反映させることになるのではないかと考えます。	<p>(措置の状況) 対応済み 決算時に人件費不用額を退職給与引当金として引当てております。</p> <p>(監査人の所感) 退職給与引当金を計上することとしたことは評価できるが退職給与引当金の計上基準に問題がある。(第3 2 (1)参照)</p>
24	11年度の決算で、本来下水道事業会計で計上されるべきもの(退職給与金)が、下水道事業会計で計上されていました。ルールに従った適正な処理が必要です。	<p>(措置の状況) 対応済み 予算編成時に定年、勸奨退職者を事前に見込み予算化しております。個人的な理由による急な退職者に係る退職給与金の支出は退職給与引当金で対応します。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
25	車両運搬具の耐用年数がすべて5年となっていました。地方公営企業法施行規則により乗用車は6年、小型車は4年を適用する必要があります。	<p>(措置の状況) 対応済み 13年度取得分から、地方公営企業法施行規則に定められたルールに基づき耐用年数を適用しております。</p> <p>(監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。</p>
26	無形固定資産の施設利用権は、木曾川右岸流域下水道の建設負担金で、50年の耐用年数で減価償却計算が行われています。耐用年数の決定にあたっては、施設利用権については特に規定がないため、鉄筋コンクリート構築物の耐用年数が適用されたようです。しかし、建設負担金の金額的な重要性および支出年度により施設の内容が異なっていることなどを考えた場合、主要な施設の耐用年数を適用するのではなく、施設の内容に応じて決定する必要があると考えます。	<p>(措置の状況) 検討中 他都市の状況を見ても、15市中9市が50年を採用しており、年度ごと施設ごとの耐用年数を適用するより、利用権の意味においても50年は適切と考えます。</p> <p>(監査人の所感) 減価償却の目的は、期間損益を適正に計算するため、取得価額を使用可能期間に応じて費用配分することにあるから、施設の内容に応じて決定する必要があると考える。</p>
27	減価償却費の計算は、岐阜市水道部企業会計規程および地方公営企業法施行規則において取得の翌年度から行うと規定されています。しかし、下水道事業会計における減価償却費の金額的重要性を考えた場合、取得の翌年度ではなく取得年度から減価償却費の計算をするのが望ましいといえます。	<p>(措置の状況) 検討中 基本的に、公営企業法でも規定されているように、翌年度からの開始が事務的にも正確な資産計上ができると考えます。</p> <p>(監査人の所感) 地方公営企業法上は問題ないが、費用収益対応の原則に基づく適正な期間損益計算のためにも取得年度から減価償却を行うことが望ましいと考える。</p>

No	平成13年度包括外部監査の結果の要旨	措置の状況 監査人の所感
28	固定資産の追加取得を行った場合、減価償却費の算定がどのような計算方法となっているのか検算不能の物件がありました。減価償却の計算方法が定額法で、手書きの固定資産台帳のため、追加取得のときに一度減価償却費を計算すると、それ以降は同額で記録されていくため、過去の記録についての検証が不可能な状態にあります。	(措置の状況) 対応済み 固定資産システムの導入により資産の追加取得の記録が可能となりました。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。
29	固定資産の一部除却において、除却金額の算出根拠が明確になっていません、これは、固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものあり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。	(措置の状況) 対応済み 現行の固定資産システムでは、入力項目・文字数が限られており、詳細な内容記載が困難、また、除却額決定は技術的に非常に高度な専門的判断を要するので各室担当者が工事内容に即して適切な除却額を算出しております。 (監査人の所感) 特に執筆すべきものはない。

(注) 外部監査の結果の要旨は、平成13年度包括外部監査の結果をそのまま記載した。